

## 平成 27 年 12 月 天栄村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月8日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
請願及び陳情の付託	4
定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	14
大須賀 溪 仁 君	14
熊 田 喜 八 君	21
服 部 晃 君	38
後 藤 修 君	51
延会の宣告	69

### 第 2 号 (12月9日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	71
職務のため出席した者の職氏名	72
開議の宣告	73
議事日程の報告	73

一般質問	7 3
大 浦 トキ子 君	7 3
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
延会の宣告	9 6

### 第 3 号 (12月10日)

議事日程	9 7
本日の会議に付した事件	9 7
出席議員	9 7
欠席議員	9 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 8
職務のため出席した者の職氏名	9 8
開議の宣告	9 9
議事日程の報告	9 9
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
請願及び陳情審査報告	1 4 8
閉会中継続審査申出	1 5 1
日程の追加	1 5 3
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 4
閉会の宣告	1 5 5

1 2 月 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

# 平成27年12月天栄村議会定例会

## 議事日程（第1号）

平成27年12月8日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願及び陳情の付託
- 日程第 5 定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（10名）

1番	大須賀	溪 仁 君	2番	服 部	晃 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	廣 瀬	和 吉 君
5番	揚 妻	一 男 君	6番	渡 部	勉 君
7番	熊 田	喜 八 君	8番	須 藤	政 孝 君
9番	後 藤	修 君	10番	小 山	克 彦 君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	増 子	清 一 君	参 事 兼 総務課長	伊 藤	栄 一 君
税 務 課 長	森	廣 志 君	住 民 福 祉 課 長	揚 妻	浩 之 君

参事兼 産業振興 課長	吉成邦市君	参事兼 地域整備 課長	佐藤市郎君
参事兼 会管理計 者	小山志津夫君	湯支所本 長	兼子弘幸君
天栄保 所育長	山本サト子君	学校教 育長	清浄精司君
生涯学 習課長	内山晴路君		

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局 長	蕪木利弘	書記	星千尋
書記	森和昭		

---

### ◎開会の宣告

○議長（小山克彦君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成27年12月天栄村議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成27年12月天栄村議会定例会は成立いたしました。

これより、平成27年12月天栄村議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小山克彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 揚 妻 一 男 君

6番 渡 部 勉 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（小山克彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部晃君。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る12月1日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成27年12月天栄村議会定例

会の会期について審議いたしました結果、本定例会の会期は12月8日より11日までの4日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長からの報告がありましたとおり、本日より12月11日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月8日から11日までの4日間とすることに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（小山克彦君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

### ◎請願及び陳情の付託

○議長（小山克彦君） 日程第4、請願及び陳情の付託について。

本日まで受理した請願及び陳情はそれぞれ1件で、皆さんのお手元に配付しておきました請願文書表並びに陳情文書表のとおりであります。なお、本件については、所管の総務常任委員会に付託しましたので報告します。

---

### ◎定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果

○議長（小山克彦君） 日程第5、定期監査・財政援助団体等に関する監査並びに例月納検査の結果について、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

### ◎村長行政報告

○議長（小山克彦君） 日程第6、村長行政報告。

村長より平成27年12月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成27年天栄村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案11件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、9月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、11月18日に、東京NHKホールにおきまして全国町村長大会が開催され、平成28年度政府予算の編成に当たっての国に対する要望内容が次のとおり決議されましたので、内容をご報告いたします。

『町村の多くは、農山漁村地域にあり、文化伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻く環境は急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、また、中山間地域や離島など条件不利地域を多く抱える町村においては、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本大震災の被災地における復興を始め、地方創生、人口減少克服のためには、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするとともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を生かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的にさまざまな施策を展開し得るよう、特に次の事項の実現を強く求める。

1、東日本大震災からの復興の加速化を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。

2、地方創生を強力に推進すること。

3、地方分権改革を強力に推進すること。

4、道州制は導入しないこと。

5、まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、歳出特別枠及び別枠加算を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。

6、償却資産に係る固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持すること。

7、田園回帰の環境を充実させるとともに、農山漁村の振興を図ること。

8、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。

9、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。』

以上の9項目であります。



また、環太平洋パートナーシップ協定、通称T P P協定に関しまして、『平成27年10月5日に大筋合意がなされた環太平洋パートナーシップ協定は、幅広い分野に影響を及ぼすとともに、農林水産業においては、中山間地域のみならず、総体的に条件が整った農業地域にも深刻な打撃を与える懸念がある。このことは、食料自給率の低下を招くとともに、美しく活力ある農山漁村の構築が妨げられ、地方創生を推進する上で支障となりかねない。このため、国においては、これまで以上に国内農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解を深めるとともに、影響を受ける農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるよう、次の事項の実現を強く求める。

1、国内農林水産業の振興、特に重要5品目については、強力な振興施策を速やかに講じるとともに、重要5品目以外の農産物、水産物、果樹等についても、生産基盤や流通体制の整備、国内需要の喚起、燃油、飼料代等の生産コスト対策と確実に再生産が可能となる諸施策を講じること。また、所得の向上による担い手の育成、確保、生産力の向上、6次産業化等による高付加価値、国内外の新たな需要の開拓など、農林水産業の体質強化対策を講じること。

さらに、多くの関税が長期にわたり段階的に削減されることから、これらの影響や、その根拠となるデータを毎年度詳細に開示すること。その上で、各品目における影響に対し、機動的かつ継続的に対応できるよう、十分な資金を有するT P P対策基金を創設すること。なお、今後の貿易交渉に当たっては、今回の大筋合意の内容を前例としないこと。

2、今回の合意による影響は地域によって多様であり、その農林水産業振興対策は、地域の実情に最も通じた地方自治体が多面的機能を十分発揮させつつ、農山漁村の振興とのバランスをとりながら実施するべきものである。過度に農林水産業の生産性を追求した振興策は、地域の働く場やコミュニティ形成の場を喪失させ、農山漁村人口の減少を招き、農山漁村の活力維持を阻害するおそれがある。

国においては、地方自治体が農業経営力の強化や6次産業の育成など、農村の価値を高めるような独自の対策を以上の観点から主体的に実施できるよう、国が用途の大枠を決定した上で地方自治体に客観的な基準により、配分する既存の補助金を統合した新たな交付金を創設すべきである。我々も国とともにこれらの施策を通じ、農山漁村の価値を向上させ、その活力の維持を図るため、全力を挙げて取り組む決意である。』の旨の特別決議を全員一致で決議したところであります。

大会の報告は以上であります。

さて、行政運営につきましてご報告申し上げます。

まず、10月15日から17日の3日間にわたって、第4回全国村長サミットを開催いたしました。全国の村長に東日本大震災からの福島の復興の姿を知ってもらうため、また、天栄村を

全国に知っていただきたいとの思いで誘致をし、北は北海道から南は九州までの全国の村長が本村にお見えになり、喫緊の課題である地方創生を大きなテーマとし、講演会や分科会において活発な議論が展開されたところでもあります。また、日程の中で東京電力福島第一原子力発電所の視察や、村内の仮置き場の状況等を視察していただき、福島県の現状を全国に発信した次第です。

次に、消防防災関係につきましては、住民の防災意識の高揚と関係機関が緊密に連携した消火体制を確立するため、10月25日に大里南部行政区において、広域消防本部を始め、村消防団、婦人消防隊、大里南部南沢地区自主防災組織による模擬火災訓練を実施いたしました。当日は、村総合農村運動広場において秋季検閲式も行い、消防団員の士気高揚を図ったところであり、議員の皆様にはご臨席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

また、湯本地区防災センターにつきましては、9月9日に引き渡しが行われ、14日から新庁舎での業務を開始したところでもあります。現在は旧支所庁舎の解体がほぼ終了し、外構工事に着手しており、来年3月の完成を目指して工事を進めてまいります。

次に、原発事故に伴う放射性物質の除染作業につきましては、西郷地区、中郷地区、児渡地区、後藤地区、大里東部地区、太多郎地区、飯豊地区、高林地区、沖内地区、大山地区、春日山地区の計11地区で進めており、引き続き早期完了を目指してまいります。

また、仮置き場建設につきましては、既に13カ所が完成し、現在高トヤ地区における建設工事を進めております。この高トヤ地区の仮置き場が14カ所目であり、この仮置き場が完成すれば、村内の除染除去土壌物の受け入れ場所が整う形となるので、引き続き早期完成を目指してまいります。

さらに、11月24日から環境省において、沢邸地区仮置き場から大熊町の間蔵施設保管場への試験輸送が実施されており、12月中には沢邸地区仮置き場内に保管している除染除去土壌物等が全て搬出される見込みとなっております。

今後は、村内の除染作業の早期完了に努めるとともに、国が実施する中間貯蔵施設の早期設置並びに仮置き場からの除染除去土壌物等の本格的な搬出が一刻も早く進められるよう、引き続き国・県に求めてまいります。

次に、税務関係につきましては、平成28年度から福島県において、県内の企業や事業所に対し、住民税の特別徴収一斉指定が実施されることとなりますが、それに伴う一斉予告通知を各企業や事業所に送付したところです。これにより住民税が給与から天引きとなるため、納税者の納付忘れの防止等が図られるとともに、納付率の向上に期待するところです。

また、滞納者対策につきましては、本年度から全職員体制の村税等特別滞納整理対策会議を4月と10月に開催し、村税だけでなく上下水道料も含めた滞納金の徴収方法について協議をし、現在、滞納者宅への臨戸訪問徴収を行っております。今後は村の租税公課を対象と

し、さらなる徴収強化を図ってまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、村敬老会を9月19日に開催いたしました。ことしは今年度中に満100歳を迎えられる4名のうち3名の方が式典に出席され、内閣総理大臣からのお祝いを直接ご本人に贈呈いたしました。式典終了後は、村の各種団体によるアトラクションが開催され、参加者は楽しい時間を過ごされました。

また、10年後には認知症の高齢者がおよそ5人に1人に上ると厚生労働省が推計している中で、一人一人が認知症について正しい知識を持ち、理解を深めていくことが必要であることから、先般、認知症サポーター養成講座を開催し、150名の方が受講されました。今後も広く村民にも受講を呼びかけ、村全体で認知症の方を支援していきたいと考えております。特に、村の職員につきましては、地域住民に寄り添い、温かい目で見守り、支援していくことが求められており、私も含め全職員が来年度までに受講する予定であります。

次に、健康づくりプロジェクトにつきましては、各種検診の無料化を始め、ピロリ菌検査助成事業、健康チャレンジポイント事業、減塩対策事業を実施しており、多くの村民に活用していただいているところであります。このうち健康チャレンジポイント事業は、11月末現在、当初予定していた200名を大幅に超える310名の皆様にご登録いただき、それぞれ目標達成に向け、日々健康づくりに励まれております。

また、今年度新たに実施した尿中塩分測定検査は、受診された509名の皆様の測定結果を地域ごとに分析し、食塩摂取量の多い6行政区に保健師や管理栄養士が出向いて健康応援教室を開催しました。合計120名の皆様に参加され、家庭でできる減塩の工夫について学ばれました。これらの事業は、村民の健康意識の高揚や減塩食生活の定着を推進するため、今後も継続してまいりたいと考えております。

次に、放射線の健康管理対策につきましては、18歳以下の子供と一般住民の希望者、合計692名に実施した外部被ばく線量の測定結果について、県の放射線と健康アドバイザーグループより測定者全員、健康影響が心配されるレベルにはないという評価をいただき、先般、受診者に結果をお伝えしたところであります。

また、内部被ばく検査につきましても、5月と7月に728名の検査を実施し、健康に影響を及ぼす数値ではないとの評価をいただいておりますが、さらに今年11日から2日間、今年度未受診の児童・生徒及び妊婦の方や4歳未満の子供、合計89名を対象にホールボディカウンター車による検査を実施することとしております。今後も定期的な検査の実施や正確な情報の提供に努め、村民の長期的な健康管理と安全・安心の確保につなげてまいります。

次に、農業振興につきましては、まず9月4日に菌床シイタケ栽培をしております大野一宏、みどりご夫妻が、「農業十傑」として、福島県の農業分野で最も権威のある第56回福島県農業賞を受賞いたしました。大野ご夫妻のこれまでのご努力に改めて敬意を表するとともに

に、今後も村内の担い手農家の育成と支援を続けてまいりたいと考えております。

また、11月3日に第8回「天栄米食味コンクール」を開催し、83点の出品の中から最終審査に進んだ上位15名のうち、5名の方が金賞を受賞しました。

11月23日に石川県小松市で開催されました「第17回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」では、過去最多の5,200点が出品され、その中から天栄米栽培研究会の会長でもあります岡部政行さんが最終審査にノミネートされ、見事に通算2回目となる栄誉ある金賞に輝き、天栄米として8年連続の金賞を受賞しました。さらに、栽培部門では鈴木源吉さんが環境王国部門にノミネートされ、特別優秀賞を受賞し、小学校部門においては、大里小学校が特別優秀賞を受賞したところです。これは天栄米の品質のよさやおいしさ、そして天栄村の米づくりが全国的に高く評価され続けている結果であり、この受賞を契機に、関係者の皆様のますますのご努力をご期待申し上げます。

中山間地域等直接支払制度につきましては、19集落が耕作放棄地の防止や多面的機能の確保などに取り組み、多面的機能支払につきましても、19地区が地域の農道・水路の維持管理、環境保全、農業用施設の維持管理に取り組んでおり、9月の現地確認調査を行ったところ、各集落及び各地区とも適切な維持管理に努めていることを認識しております。

また、環境保全型農業直接支払交付金事業につきましては、71名の農業者の方々が冬期湛水や堆肥の施用等に取り組み、環境保全に配慮した栽培を行っており、現在、現地確認を行っているところであります。

湯本スキー場経営評価につきましては、中小企業診断士や金融機関等の有識者で構成した6名の委員により、9月と11月に委員会を開催し、前年度の経営状況の評価を行いながら、さらなる健全な経営を目指し、村財政の負担の軽減につながるよう努めてまいります。

次に、農産物の放射能対策についてであります。前年に引き続き、米の放射性物質全量全袋検査を9月21日から実施しており、11月24日現在、12万8,302袋の検査を実施し、食品衛生法上に定める基準値を超える放射性物質は検出されておらず、例年どおり米の出荷販売が行われております。

また、村内の他の農林産物につきましても、引き続き放射性物質測定器による測定を行っており、今後とも安全・安心の信頼確保に向けて万全を期してまいります。

次に、県有土地改良財産の竜生ダムにつきましては、平成28年度のダム改修事業が採択となり、来年度より改修を行い、防災機能の強化を進めてまいります。

村特産品の推進につきましては、県内外でのイベントに参加し、村の観光や特産品をPRし、風評被害対策に取り組んでいるところであります。

有害鳥獣対策につきましては、11月14日までの有害鳥獣駆除捕獲期間において、イノシシを前年度の約4倍に当たる76頭捕獲し、個体数の減少に努めております。

次に、観光の振興につきましては、10月17日に福島民報社との共催による「羽鳥湖高原健康ウォーク」を開催し、村内外から約1,100名の方々が秋の羽鳥湖を満喫され、参加賞として村特産品の天栄長ネギを配布し、天栄ヤーコンを使ったカレーと田舎汁を振る舞い、村特産品のPRに努めたところであります。

また、今年度から実施しております天栄村合宿誘致助成事業の一環として、11月に本年2回目の合宿誘致キャラバンを、関東圏を中心に実施しました。今回はスキーやスノーボードの合宿誘致をメインに、高校、大学やスポーツクラブに誘致活動いたしました。

後継者対策事業につきましては、11月8日に本年度第2回目の婚活委託事業をブリティッシュヒルズで実施し、男女16名の参加をいただいたところです。

企業誘致につきましては、10月27日に株式会社いわせ食品との土地貸付分譲契約の締結を行い、11月19日には、株式会社クワトロコアとの工場等立地に関する基本協定並びに土地貸付分譲契約を締結し、11月25日に新事務所の地鎮祭がとり行われました。

次に、道路整備事業につきましては、矢吹沢橋・惣五郎内橋橋梁補修工事を発注し、その他二岐線、西郷東1号線の舗装打ちかえ工事など、各地区の道路補修工事等につきましても順次整備に努めているところであります。

農道整備につきましては、田良尾字野仲地区の改良工事を10月に、大里東部及び小川地区の農道整備工事を11月に発注しております。

また、村営小丸山住宅の解体は、入居者の転居も完了し、11月に工事を発注したところであります。

湯本・野仲簡易水道事業では、田良尾地区の配水管布設工事を10月に発注し、年度内の完了を予定しております。

上下水道事業では、竜生配水池の次亜塩素素注入設備工事を発注しており、職員が安全に塩素の補充等を行える仕組みづくりを構築してまいります。

また、石綿セメント管更新事業では、大里の仁戸内地区から小川地区にかけての舗装本復旧工事及び畑中地区管布設がえ工事等の設計業務を発注したところであります。

次に、学校教育関係につきましては、「英語の村てんえい」推進事業として、9月3日、4日の2日間、神田外語大学の学生による幼稚園、小学校での英語活動を昨年に引き続き実施いたしました。学生が工夫した教材を使つての英語活動に、子供たちの英語に対する興味・関心も高まっております。

また、ブリティッシュヒルズでの異文化体験事業につきましては、11月末までに各小学校全学年がクラスごとに英語での体験活動を終了したところです。

「つなぐ教育」推進事業につきましては、9月18日に天栄中学校において公開授業研究会を開催し、先生方に対しての授業力の向上に努めるとともに、村教育の取り組みを村内外に

広く発信したところです。

また、11月11日には、「村拡大総合教育会議」を開催し、文部科学省福島県コミュニティ・スクール推進員の田村市立緑小学校の安齋宏之校長から、地域の住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの取り組みと成果についてご講演をいただきました。その後、PTA連合会の皆様と少子化を見据えた魅力ある学校教育のあり方について意見を交換したところでもあります。

児童・生徒の活動であります。岩瀬支部中学校駅伝競走大会では、天栄中学校女子生徒が昨年に引き続き優勝し、10月に西郷村で開催された県大会に出場し、見事5位に入賞しました。

福島県ジュニア陸上競技選手権大会では、女子1年800メートルで優勝し、10月に横浜市で開催されたジュニアオリンピック陸上競技大会に出場、予選を突破し、準決勝まで進出しております。

同じく、天栄中学校吹奏楽部は、11月に東京都で開催された日本管楽合奏コンテスト全国大会にテープ審査を経て出場、優秀賞と特別賞、バンドジャーナル賞を受賞しました。

大里小学校は、福島県書道連盟選抜展で最優秀団体賞、文部科学大臣賞を受賞、個人でも18名の児童が入選いたしました。このほかにも天栄中学校の新人総合大会の活躍など、多くの競技、コンクール等での入賞がありました。

それぞれの学校においては、広戸小学校「夢フェスタ」、大里小学校「ほしぞら集会」、牧本小学校「学習発表会」、湯本小学校「ゆもとっ子祭り」と題して、日ごろの学習の成果を披露するとともに、文化祭等においても学校と地域が一体となった発表を実践しております。

天栄幼稚園では、第32回運動会を実施するとともに、デイサービスセンター訪問や福島空港、岩瀬牧場見学、幼年消防クラブ活動など、行事や保育内容を工夫して、豊かな体験活動、保護者、地域との連携、読書活動の推進により特色ある教育活動を行っております。

次に、生涯学習関係につきましては、まず9月6日に第30回羽鳥湖畔マラソン大会を開催し、元オリンピック代表選手の弘山晴美さんをゲストランナーとしてお迎えし、またラジオ福島の大和田アナウンサーや盲目のランナー、星淳平さんのご協力をいただいて開催したところ、過去最多となる約1,400名を超える選手の皆さんに参加をいただいたところです。

また、9月16日と18日には、家庭劇場を村体育館と天栄幼稚園において実施いたしました。当日は、園児や児童に演劇を鑑賞していただき、子供たちの情操教育の一助となったところです。

9月19日には福島市で市町村対抗福島県軟式野球大会が、10月17日には相馬市において市町村対抗福島県ソフトボール大会がそれぞれ開催され、天栄村チームも参加いたしました。

結果は1回戦敗退となってしまいましたが、選手たちの検討する姿は村民の皆様に大きな励みを与えていただきました。

また、9月19日には、天栄中学校体育館を会場に、東進ハイスクールの山中博講師をお迎えし、「英語の村から世界にはばたけ」と題して、日ごろの活動やフィリピンでの国際協力ボランティアとしての経験を踏まえながら、英語教育について語っていただいたところです。

10月25日には、文化講演会を開催いたしました。当日は桂幸丸氏を講師としてお迎えし、「円谷幸吉伝」と題した創作落語を披露していただき、聴講者に楽しんでいただいたところです。

10月31日、11月1日には、天栄村商工会との共催による「てんえい元気祭」を開催いたしました。当日は文化祭や商工祭に加え、生涯スポーツフェスティバルや健康福祉祭などをあわせて開催し、さらには役場駐車場に特設ステージを設置し、歌手の八代亜紀さんによるミニコンサートを開催し、来場した皆様にお楽しみいただいたところです。

また、湯本地区においても、11月7日、8日の2日間にわたり第40回湯本地区文化祭を開催し、湯本地区の園児や小・中学校の児童・生徒並びに地区住民のステージ発表や北見翼さんによる和風手品の披露などが行われました。

また、11月15日には、第27回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催され、本村チームは総合成績40位、5時間53分4秒と昨年には及びませんでした。中高生を中心に大学生、社会人がそれぞれの思いを込めてたすきをつなぎました。当日は議員の皆様には朝早くからご声援をいただき、まことにありがとうございました。

さらに、11月21日には、天栄村体育館を会場に、小学生を対象とした球技大会を開催し、多くの小学生が参加したほか、試合後には大人と子供がともに交流し、生涯にわたって楽しめるスポーツへの理解を深めていただくことができました。

続きまして、本定例会に提案いたしました議案11件の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 天栄村行政組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。平成28年度から新たな課を設置するため、また既設の課の名称を変更するため、関係条例の一部改正を行うものであります。

議案第2号 天栄村個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。行政の手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づき、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始されることから、その利用範囲等について定めるものであります。

議案第3号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部改正及び地方税法施行規則の一部改正に伴い、また、住民税及び固定資産税の前納報奨金を見直しするために必要な改正を行うものであります。

議案第4号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります  
が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、平  
成28年1月1日から個人番号の利用が開始されることから、税の減免申請の記載事項につい  
て必要な改正を行うものであります。

議案第5号 天栄村防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります  
が、行政組織の機構再編に伴い、委員数について必要な改正を行うものであります。

議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてであります  
が、除雪ドーザー購入に伴い議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、  
議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 平成27年度天栄村一般会計補正予算についてであります  
が、歳入歳出それぞれ8,828万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億8,587万5,000円とするもの  
であります。

議案第8号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてであります  
が、事業勘定の歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,396万  
7,000円とするものであります。

議案第9号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてであり  
ますが、歳入歳出にそれぞれ233万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,339万  
4,000円とするものであります。

議案第10号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてであります  
が、歳入歳出にそれぞれ6,155万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,888万6,000円  
とするものであります。

議案第11号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてであります  
が、歳入歳出予算のうち、歳出について所要の補正を行うものであります。

以上、行政報告並びに議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、  
議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成27年12月8日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（小山克彦君） これで、村長の行政報告を終わります。

暫時休議いたします。

(午前10時42分)

---

(午前10時47分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。



## ◎一般質問

○議長（小山克彦君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、発言を許します。

今定例会における一般質問者は5名です。質問は1番、大須賀溪仁君、7番、熊田喜八君、2番、服部晃君、9番、後藤修君、3番、大浦トキ子君の順に行います。

一般質問は一問一答式とし、質問者は質問席にて質問を行います。質問者の質問の持ち時間は1人40分であります。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

---

### ◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（小山克彦君） 初めに、1番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

1番、大須賀溪仁君。

〔1番 大須賀溪仁君質問席登壇〕

○1番（大須賀溪仁君） 天栄村議会規則第61条第2項に基づき、一般質問を行います。

質問事項、村内施設の利活用を推進すべき。

村内の文化施設や運動施設など公共施設の中には、現在利用頻度が減少、もしくは有効的な利用がなされず、利活用に対する再検討が望まれる施設が幾つかあるように感じられます。

村の施設について、今後村はどのような利用方針を持っているのか、各施設に対する考えを、利活用計画書等資料を提示の上、説明願いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 村内施設の利活用を推進すべきについてお答えいたします。

村内の文化施設、運動施設は、村民コミュニティーの拠点として利用されているところがあります。特に生涯学習センターは、学びの中心施設として多くの村民の利用があります。運動施設についても、天栄スポーツクラブを中心とした青少年スポーツや各種大会等に利用されています。

しかしながら、人口減少や都市部におけるカルチャーセンターなど多くの民間企業による多くの文化、スポーツ施設が建設されるなどで、利用状況の低下がある施設もあります。

今後は、施設の利用目的に即し、利用状況の把握はもちろん、村民のニーズをしっかりと踏まえ、利用しやすい環境の整備や利用してもらえる企画を検討してまいりたいと考えております。なお、各施設の利用状況につきましては、別紙資料をご確認ください。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） まず、村文化の森てんえいについてお聞きします。

パソコン室の利用が平成24年以降減少しておりますが、これは生涯学習課主催の講座数が減少したからなのか、また、個人の利用が減ったからなのか、まずお聞きします。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

パソコン室の利用に当たりましては、件数のほうにつきましては、パソコンの愛好会ですとか、そういった方々の利用はいただいております。そういったところで、件数につきましては減っているような状況でございます。

しかしながら、パソコン室に関しましては、そういった団体の方の利用ということで、利用者数に関してはふえているような状況ではございますが、各個人ごとの利用というものが減っているような状況でございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 了解しました。

図書室利用が増加しております。これは定期的に行っております新書の購入の成果でしょうか。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

図書室の利用に関しましては、各種図書利用に関して、ことしであれば読み聞かせの開催でありますとか、新書の購入に関しましては、皆様の希望に沿った形で利用いただいているということで、図書室の利用がふえているような状況でございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） ぜひ、素晴らしいことなので継続していただきたいと思っております。

そこで、読書をゆっくりとさせていただくために、図書室、またはロビーでの飲食等というのは可能なのでしょうか。そういった考えがあるのか少しお聞きします。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

生涯学習センターのほうの飲食等に関しましては、各種会合等、そういった場合にはご利用いただいているような状況でございますが、図書室のほうに関しましては、ご遠慮いただ

いているというふうな形でございます。

今後は、皆様の利用の状況に応じた形で飲食等検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続いて、白子テニスコートの利用が減少傾向でございますが、これは屋内スポーツ運動場季楽里ができたのが一因なんですか。お聞きします。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

昨年度、屋内スポーツ運動場ができたということもございまして、村営のテニスコートのほうの利用は減っているような状況でございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 季楽里の主な利用目的というのは、テニスというスポーツなのでしょうか。ほかにも、ほかのスポーツ団体も利用しているということなんですか。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

屋内スポーツ運動場の利用に関しましては、主にテニス、フットサル、場合によってはスポーツ少年団の練習というふうな形で利用いただいているところでございます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 今現在、スポーツクラブが村の委託を受けまして施設の管理を行っていると思われませんが、スポーツ振興の助成で、今現在2名のマネジャーを置いているわけですが、その助成が打ち切りになった場合、村としてスポーツクラブに対して、クラブ全体の運営方法なりの改革を行ったり、またはクラブマネジャーに対しての支援等の考えがあるのかお聞きします。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

天栄スポーツクラブについては、ご承知のように、今年度については体操のお兄ちゃんを招集しながら、そういった事業等も今年度は始まったところです。

今後、生涯学習課、指導的な立場というふうなことでありますので、マネジャーの研修、そういうようなものも含めて指導、助言をしてみたいと思います。

ただ、助成というんですか、補助的なものにつきましては、教育委員会のほうの所管だけではございませんので、村当局で十分検討しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、伝承館についてでございます。

9月定例議会の渡部議員の一般質問の答弁で、入館料の無料化を実施し、前年比の2倍の入館数とあります。今後、道の駅の拡充整備が検討されている中で、今後さらに入館者がふえると予想されますが、伝承館のリニューアル、そういった考えはあるのかお聞きします。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

道の駅の整備に伴いましてということでございますが、今現在、伝承館のほうの施設等、改修等必要な部分につきましては改修をしております。今後、利用者がふえるということであれば、そういった不備な部分、そういった部分に関しましては、改修をしながら運営を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 補修等を行っているということでございますが、中身について、企画展などを行っているようでございますが、基本の展示物は変化がないような気がいたします。道の駅の拡充整備にあわせ、再度お客様に来ていただくために、展示物の再構成などの検討が必要だと私はちょっと感じるんですけれども、どうお考えですか。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

現在、展示してある物につきましては、郷土文化財の保存というふうな形で展示しておりますので、大きな展示物の変更というものはなかなか難しいものと考えております。その中で、できるものについては、できるだけ内容物の変更であるとか、展示物の増加というふうな形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） いつからあの状態なんですかね。もう開館以来、ずっと展示物は変わらないということは、徐々に少しはふえてきているということなんですかね。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

常設の展示物に関しては、今まで変わってはいません。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） あと、入館料を無料化いたしました。今後の展開の中で、多分伝承館でもパンフレット等置いているわけだと思いますが、無料化の見直しなども考えてみてはいいのかなと思います。そういった考えはあるのかお聞きします。有料化にとか。

○議長（小山克彦君） 生涯学習課長、内山晴路君。

〔生涯学習課長 内山晴路君登壇〕

○生涯学習課長（内山晴路君） お答えいたします。

現在のところ、有料化は考えておりません。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、開発センターの件について少しお伺いします。

私の考えといたしましては、村内には障害のある方が日中活動を行える場所がなく、村外での施設へ通所し、サービスを受けている状況でございます。知的障害者で十数名が村外の作業所などに通っていると聞いております。本人、また家族にも負担があると私は感じておりますが、障害者総合支援法の基本理念の中で、全ての障害者及び障害児が可能な限り、その身近な場所において必要な日常生活、または社会生活を営むための支援を受けられることとなっており、村でもそれに応じていただきたいと考えます。開発センター、また老人センターで空きスペースがあるとしたなら、利活用の一つとして福祉利用、作業所等のために場所を貸し出す等のことは可能なのかお聞きします。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えしたいと思います。

教育委員会の立場からというふうなことなんですけれども、実際、開発センターのほうを管理しているのが今、学校教育課になっております。そういうようなことで、貸し業務関係についての手続等々につきましては、教育委員会学校教育課のほうで今現在やっているというのが現状でございます。ただ、議員お尋ねの福祉関係の件につきましては、教育委員会管轄になりませんので、その辺については首長部局と十分協議をしながら検討して、教育委員会が人に貸すというふうなことに関しては、首長部局と検討しながら考えてまいりたいと思います。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 開発センターに関しましては、教育課所管ということで手続が必要ということでございました。近隣の作業所を見ますと、鏡石にあります共生かがみ、そ

それは、立ち上げ当初は老人センターの一部を借りたりして作業所を開所したという説明を受けたことがあります。須賀川市の岩瀬地区、白河市の大信地区では、使われなくなった幼稚園を作業所として利用しております。

今回、開発センターの利用が可能ならば、施設開所に当たって、村として保護者、または団体に今後どのような施設が望ましいのかなどの話し合い、相談の場を設けて、相談体制の強化を図っていただきたいと思ひますし、そして法人化に向けて行政の支援、指導を仰ぐことはできるのでしょうか。お聞きします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

そういった、現在、障害をお持ちの方が就労継続支援の事業所に通われている。通われている先は須賀川市、それから白河市、鏡石町、矢吹町でございますが、そういった方が本当に村内の身近な場所で同じような作業ができれば、それはもう大変結構なことだというふうにも村も考えております。開発センター、または老人センターも、その一部として活用できればという思いもございます。

その事業所なんです、やはり今現在数少ない事業所であります。増えていかないということは、やはり相当運営自体が厳しいんだろ、ということも思われます。村内で開設するに当たりまして、今よそで事業を行っている事業所さんが天栄村に開設するか、それとも、そもそも新しい法人として立ち上げるかというような方法になろうかと思ひます。そこまでいくのは大変厳しいであろうというふうにも思っておりますので、今議員がおっしゃったように、こういった支援をしていけば一番ご利用される方が望ましいのかというような相談体制についてのご協議をさせていただく場として、まずは活用いただいて、それに対して村としてもできる限りの支援をしていくというような方向で進めていければというふうにも思っております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 今現在は、個人個人がそれぞれの作業所なり施設でサービスを受けているということで、個々でしかやっぱり動いていないんですね。団体でこの話し合いの場だったり、そういう場所がないんですね。そういうところを住民福祉課さんなり、社会福祉協議会さんなりで場を持っていただいて、今後のためにと、ということで会をつくっていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

そういった話し合いの場を持つということに関しまして、会を村の呼びかけでつくるということでしょうか……

[「そうですね。あとはまあ相談……」の声あり]

○議長（小山克彦君） 挙手の上。

○住民福祉課長（揚妻浩之君） ということでありまして、今、天使の会ですとか、そういう既存の会もございますので、それから、あと現在保健センターにおきまして、そういった障害をお持ちの方の親御さんも集まっていたくような日にちも設定をしておりますので、そういった場面で情報の提供をして、それぞれ自主的に集まりをいただければというふうに思っております。それに関して、話し合いの場としての会場提供なり、それから情報の提供、それについては積極的に村で行っていきたいというふうに思っております。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） ぜひとも、よろしく願いいたします。

天栄村社会福祉大会が、昨日開催されました。大会宣言の中で、障害児、障害者、ひとり親家庭、生活困窮者に対する地域福祉活動を推進する、また地域福祉活動の中の中核である社会福祉協議会の活動強化と経営基盤を確立するとあります。

また、移住・定住問題、人口減を防ぐためにも、村として福祉施策の充実も同時に進め、生涯にわたって不安の少ない村づくりに取り組まなければならないと思いますが、村長の考えをお聞かせください。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

福祉の充実に関しましては、これは議員おっしゃるようにしっかりと対応してまいりたいというようなことで、今、村でも人口減少対策、これらについても民間の団体の方々とあわせながら進めているところでございますので、今後、福祉、この人口減少対策にしっかりと向き合いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） このような制度としまして、措置、支援費、自立支援法、総合支援法と変わっていく制度に対して、行政、また当事者、家族として振り回され大変なこともあります。その中でも変わらない支援、本人に寄り添った支援、地域生活の推進のためにも、しっかりとした取り組みを行っていただきたいと思っておりますが、最後に住民福祉課長、障害者福祉についての考えをお聞かせください。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

[住民福祉課長 揚妻浩之君登壇]

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員からお話がありましたとおり、障害をお持ちの方がいつまでも身近で健やかに過ごしていただけますよう、村といたしましても最大限支援について努力をしまいたいというふうに考えております。

どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君。

○1番（大須賀溪仁君） 了解しました。

ぜひとも、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小山克彦君） 1番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了いたします。

暫時休議いたします。

(午前11時16分)

(午前11時16分)

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

#### ◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（小山克彦君） 次に、7番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

7番、熊田喜八君。

[7番 熊田喜八君質問席登壇]

○7番（熊田喜八君） では、天栄村会議規則第61条の2項に基づいて、一般質問を3点ほどさせていただきます。

第1点目、老人会（老人クラブ）について。

天栄村には、老人会が何団体存在しているのか。また、連合会については数年前に解散したと聞いておりますが、なぜに解散したのか。現在に当たっては、当該団体、もしくはこれらにかわる団体が存在しているなら、どのような活動をしているのか伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） 1番目の老人クラブについてお答えいたします。

現在、村では地区老人クラブが4団体活動しております。また、連合会については、平成22年5月に当時の連合会組織である天栄村老人クラブ連合会が解散しておりますが、その経緯につきましては、当時の会運営について意見の隔たりが大きく、合意形成が困難であることから、総会において解散が決定されたと承知しております。



現在は、天栄村いきいき老人クラブ連合会が組織され、芋煮会や研修事業などで会員の交流を深めながら、花いっぱい運動などの地域貢献活動や小学校の団子さし事業への参加など、文化・伝統を若い世代に継承する世代間交流活動などが行われております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 平成22年の3月の一般質問でも、老人会について質問したんですけども、そのときの内容をちょっと説明いたします。

天栄村老人クラブ連合会が一旦解散した後再結成されるという複雑な変遷をたどり、関係者から注目を集めております。上部組織の財団法人福島老人クラブ連合会によると、そもそも解散すること自体が異例中の異例である、県のほうの上部団体のほうでね。それで、今後はどのような対策や対応を考えているのかお聞きしたいということで、その時に当時の村長さんに質問したところ、天栄村老人連合会は昭和54年結成され、31年にわたり活動を続けてまいりましたが、22年5月19日に連合会の総会において解散されましたと聞き及んでおります。いわゆる任意団体でありますということなんですよ、老人会というのは。

でも、県のこれは労働省通知書ということで県、国、村ともに通知をずっと書いてあると。この村は資料の注意事項の中に、本事業の実施については、都道府県、県、市と及び市町村老人クラブ、市町村連合会及び都道府県指定都市、老連、連携を図るとともに、老人クラブに対する支援に必要するに応じて指導を行うものとするということで、その当時の兼子村長さんに質問しているんですけども、結局は、老人クラブというのは補助金をもらっているわけですよ。そうすると、老人クラブに対して村のほうは何の対応もしなかったんですね、その当時は。現在も老人クラブ連合会というのは、今村長さんもないと言われましたけれども、連合会というのは。なぜかというと、連合会というのは、結局は須賀川、鏡石、天栄、そういう連合会のいろいろな行事がありますよね。そういうのにも参加していないということなんですか。それをお聞きします。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

老人クラブ連合会、名称を変更して、現在あるのが天栄村いきいき老人クラブ連合会というような名称で取り組んでおります。ただし、須賀川とか鏡石には、その後まだ加盟していないと伺っております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 加盟しないのか、加盟をさせてもらえないのか、どちらなんですか。

村のほうから連合会のほうには加盟をしていないんですか。それとも、こちらからお断りしているんですか。どちらなんですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 連合会の加盟等に関しましては、村がこうしなさいよというようなことは、そういう指導をするような立場ではございませんので、加盟する、しないのご判断は、連合会のご判断でされているというふうに承知しております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） だから、そういうときには各都道府県庁及び老人クラブ連合会連携及び都道府県の指定連合会に連携する、図るとともに、老人クラブ連合会に関しては、必要に応じ指導を行うものとする、ちゃんとこういうふうに要綱がありますよということを、そのときに質問しているんです。だから、天栄村のほうの老人会のほうの方々にも、そういうところには、連合会に加入をして、そういう助言をしてくれということをお願いしたときがあるんです。だからそれを知っているか、知っていないか私は確認しているだけの話しであって、なぜかという、この前、須賀川で第41回老人クラブ連合会自慢大会がありましたけれども、村長さんにも言いましたけれども、そのときに天栄村は入っていないんですね。入っていないということは、そういう活動をしたくても参加できないという人がいるわけです。だから、今後はそういうことに対して、村のほうはそういう助言なりしたり、連合会なりをしたり、また村長さんも老人の方にはいきいきと、そういうふうな自分の——結局ははっきり言って老人会というのは、これからの老後のために皆さんが老人会のためにいろいろ活動したり、健康を維持したり、皆さんとコミュニケーションをとったり、そういうことが老人会の趣旨だと思うんです。それが今行政区に4つしかないということは、これは異例中の異例でもあるし、また、それに対して今後村はどのような対策をとっていくのかお聞きしたいんです。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 今後は老人クラブ連合会の方々と意見交換をしながら、こういった方向性がいいのか、そういったところも含めて意見交換をしてみたいと考えております。

ただし、何度か連合会の会長とお話をさせていただいた中で、新たに立ち上がるころの老人クラブ、どうしても役員をやりたいくないという方がやっぱり多いんだという話は聞きました。無理に役員をお願いすると、もう来なくなってしまうんだというような話もいただいているので、そういったところ、こういった改善策、方法があるのかというようなことも含めて、今後いろいろ協議してみたいなと考えております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） なぜ、役員の会長を引き受けないか、それはご存じですか。なぜ役員を引き受けなくなったか、その理由はご存じですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

各行政区の役員の話は今したんですが、連合会の役員じゃなくて、行政区。各地区の役員がなかなか立ち上がってこないというのが、どうしてもその役をやりたくないというようなお話でございました。なかなか取りまとめをするのもやっぱり大変だというようなお話も聞いていますので、私はそのような認識の仕方をしております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 実は、連合会の総会の際に収支に不正があったとか何とかと言って騒いだらしいんですよ。その内容は詳しく言うと時間がかかりますので、それで動議をかけて、連合会の1名とか2名の方がそこでいろいろ質疑応答して、会長さんが嫌になっただけなんですって、もう。それでやめたんです。その内容は聞き及んではないですか。説明すると長くなりますので。全部議事録に載っていますけれども、そのときにいろいろと問題があったらしいんです。それで連合会長さんが、もう会長をやるのが嫌になっちゃって、動議をかけて連合会が解散をしたんです。その後に私が今度は当時の村長さんに、ちゃんとそういう助言なりすることができるんですから、もう一度老人会を復活して、連合会復活してくださいとお願いしたんですけれども、当時の村長さんは、あくまでもそれは任意団体でやっているものでありますので、村のほうは余り関与したくないというような答弁でしたよね。

でも、そのときにまた再質問したときには、労働省老健局長通知という、これは納得できないところがあります。ということは、私の言いたいのは、そういうふうに労働省老健局長というところから通知があるんですよ。何かあったときには助言しなさいって要綱があるはずですから、村に恐らく。だからそのときに、今21行政区で4団体、そして、その連合会にも入らないようなことは異例中の異例なんですよ。解散することも異例中の異例なんですよ。だから、これ次の質問もありますので、長くなりますけれども、このことはもう少し調査しておいてください。その内容を。そして、老人の方々が安心して楽しく暮らせるような村にしてもらいたいから私は質問しているものであって、だから各行政区の老人クラブ、立ち上がらないというのも、そこに理由があるんです。その総会に行っている人は、みんな各支部の会長さんが行っているんですから、その天栄村の連合会の総会の際には、各行政区の会長さんが行っているわけですから。そのときにいろいろなもめごとがあって解散したんだという、そのことを村長さんは把握していないですね。それから、もう4年ぐらい経過

しているんです。その間に何も対応していなかったということなんですよ。

とにかく、長くなりますので、そういうことがありましたことと、あと、これからは連合会を立ち上げるように助言なり、村の行政区のほうでもお願いしたいということで、この質問を終わります。

次に入ります。村長さんわからないみたいですから、後でまた詳しく説明します。時間かかりますから。

2点目です。村長さんの公約について。

村長さんは、「子供たちに夢を、若者たちに希望を、高齢者に生きがいと安心を」とマニフェストに記載されておりましたが、村の主産業である農業は、これから米価が下落し、農家がますます大変なことになると思いますが、村長さんは今後どのような豊かな村に導いてくれるのか、村長さんの考えを伺いたいと思います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 2番目の公約についてお答えいたします。

8月の村長選挙におきまして、無投票により再選することができましたのも、議員の皆様方を始め、多くの村民の皆様のご支援、ご協力によるものであり、改めて関係する皆様方に深く感謝申し上げます。

私の1期目におきましては、東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題として掲げ、村民の安全・安心のため、懸命に取り組んでまいりました。その結果、関係各位のご理解とご協力のもと、これらの事業の所期の目的はほぼ達したものと感じております。

2期目におきましても、村民が主役を引き続き村政の基本理念として掲げ、活力ある村づくりに取り組んでまいります。

今、地方創生元年と言われる中で、これからは地方自治体同士の厳しい生き残り競争の時代に突入していくこととなります。私は、この危機感を村民の皆様とともに、この天栄村を末永く未来に伝え、つなげる村づくりを進めていかなければならないと考えております。そのためにも、「子供たちに夢を、若者に希望を、高齢者の方々に生きがいと安心を」をキャッチフレーズに、人づくりに力を注いでまいりたいと考えております。

特に、議員ご指摘のとおり、村の基幹産業である農業を取り巻く環境は、TPP問題や後継者不足など年々厳しさを増しております。村としましても、県を始め、さまざまな関係機関と連携を図りながら、この難局を乗り越えていかなければならないものと考えております。

農家の中には、米の価格の下落により生産意欲をなくした方々もおります。そのような状況の中で村は何ができるのかを考えていかなければなりません。現在、村には天栄米、天栄長ネギ、天栄ヤーコンの3大ブランドが確立していますが、その他の製品でのブランド化を

進めてまいりたいと考えています。一昨年からは、ぷよ姫という品種のミニトマトの実証栽培に取り組んでおり、このほかにも高齢者向けの品種であるワラビ栽培、あるいはキュウリ、ナスなどの主要農産物にも力を注ぎ、農家所得の確保に努めてまいります。

本村には2つの道の駅があり、販売拠点は確立しています。そのため、ビニールハウス設置の助成制度をスタートさせ、冬期間の収入確保に努めており、これらさまざまな農業施策を講じることにより、農業の振興を図ってまいります。

また、農業以外の分野におきましては、人口の減少化の歯どめが最も大きな課題であり、このためには出会いの場の設定による結婚活動への援助や、企業誘致はもとより、賃貸住宅の建設や空き家対策など、創意と工夫を凝らした施策を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私の言いたいのは、やっぱり民を豊かにすることですよ。村民を。

「民、豊かになれば国栄える、民、疲弊すれば国滅びる」という言葉があるとおり、結局は前にも産業課長さんにも言いましたけれども、一番はやっぱり産業課長さんですよ。産業課さん、言いましたよね、民を豊かにすることです。それはなぜかということ地場産なんです。

だから、今ヤーコン、ネギ、米と言いましたけれども、そのお米も全部が全部金賞米で、全部が全部その値段じゃないですよ。例えば天栄村に農家の方々がいて、全部が全部金賞米じゃないですよ。確かに金賞米で天栄村の米を食べたいという人、私のところにも何人か電話来て、私も30袋買って配りました。確かにおいしいと言われました。でも、その米が全部天栄米だったら大したものですけどもね。でも、あの天栄米の場合には、全部やったら相当の労力なり手間暇がかかるんでしょう。でも、天栄村でそれは全部がやればよろしいんですけども、そこまでやるのには、私の聞いたところでは、全部の例えば5町歩やっている人が5町歩の田んぼをやるわけにはいかない。やっぱり1反歩なり2反歩ぐらいですよという話ですよ。

そうすると、米が、その金賞米の方々は確かによろしいかもしれないけれども、一般の家庭を考えると、また米に頼るよりも、T P Pの問題に対して米もまだ下がる可能性があるわけですよ。カリフォルニア米が入ってくるとなると1俵5,000円から6,000円ぐらいの下落をするといううわさも聞いておりますけれども、地場産業というのは、天栄村の気候に合った作物を。前にも私、何十回も地場産業に対しては質問いたしました。ヤーコン、ネギ、ニンニクなり、いろいろやりました。あと梅は前の松崎村長がやりましたけれども、そのときにも、その場限りじゃだめなんです。10年後、20年後を考えて地場産業を考えないと。一時だけの地場産業ではまずい。だから産業課長にはこの前も厳しく言ったんですけども、天栄村を守るのは産業課長なんですよと。なぜかということ、民を豊かにすること、結

局は収入を上げることでありますから。前の村長は言いましたよ、天栄村は豊かですって。豊かな村ですって言うから、私怒りましたけれどもね。豊かだったら何で滞納者がこんなにいるんですかって。

あと、地場産業に対してはもう少し拡大して、そして、やっぱり10年、20年後、そして後継者が伸びる、今の例えば農家の方々は後継者がついていくという気持ちになるような農業対策になっていないんですよ。もう私の時代で終わりだという年齢の方が結構多いんですよ。そのことをどのように考えるかですよ、村長さん。後継者不足、今働いている方々が、もうおやじの代で終わりだという方々、それは2町歩とか1町歩とか、田んぼの小さい人はとてもじゃないが農機具、肥料、そうすると自分の収入にはならない、ただ財産を守るだけであって、農業の収入はないという現状らしいですよ。その辺は把握してもらっていますか。それに対して、何か村に対して、何をやって、そして産業課長さんにも何度も何度もお願いしているんですけども、何か別な地場産を考える、ヤーコンもそうでした。私はヤーコンじゃなかったです。私の言ったときには、その当時はウコンと言ったんです。ウコンというものがありますので、やったらどうですかと。

だから、今質問したとおりに、何か天栄村に対して豊かにするにはどうするかということを実際に考えてもらっているかです。その場限りではだめです。やっぱり5年後、10年後を見据えて、今の後継者が魅力のある天栄村にするためにはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

後継者問題は、農業ばかりでなく商工業についても、なかなか後継者不足で厳しいという話も聞いております。農業に関しましては、なかなか議員おっしゃるとおり米価の下落、今後TPP等を見据えていく中で、なかなか先行きの不安な部分が、要素が確かにございます。

そういった中で、米だけではなかなか経営が成り立たないというような状況なものですから、天栄村の土地に合った野菜も地場産品、そういったものをつくりながら進めていかなければならないというようなことで、国の政策の中にもありますように集積をしたり、集積できないところは、今産業課長中心になってやっている米の食味で、やっぱり日本一、世界一というような中で特化したものでいく行き方。

あとは、兼業農家の方々がほとんどでございます。これも兼業農家で、給料でもらうのが大体年間300万円前後、農業所得で百五、六十万上げて、奥さんのパートでというようなことでやってきております。こういった方々がやれるような農業の製作方法、そういったものに取り組んでいかなくちゃならないというようなことで、村も多面的機能の支払制度とか中

山間地域直接支払制度とか、いろんな助成、補助を利用しながら、農家の皆さんに優遇できるような対策もしてきております。

これまでも、この人口減少の中で、都会から田舎暮らし体験ツアー等々で大分都会の方が来た中で、農地がきれいですねという声が多く聞こえるようになりました。これは地域、集落で営んでいる農地等々、農道等、あとは道路ののり面の草刈りを皆さんが一生懸命やっているからこそ、これがきれいだというような。他地区に行きますと、草刈りしないで除草剤を振っている、稲まで真っ赤になっているというようなところもございます。こういったところが逆に他地区と違う品質のよさを、今度は逆に売りにできるのかと。

今、確かに皆さん大変きつい経営の状況になりますが、今後はこういったところを売りにして、そして特化したものをどんどんPRしながら持っていくというやり方、あとは集落営農なり、今度は法人化というようなことで、そういったところも視野に入れながら、協議をしながら進めているところでございますので、議員にもご理解をいただければなと思います。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） とにかく、よその市町村で考えていないようなことをやることですよ。そして、企画課というのが今度はできるんですね。企画課というのがね。そうすると、やってみないと、企画やってみないと人を選んでください。やる気のある人、本当に天栄村を何とかしたいんだって、私は天栄村のために役場の職員で企画課に入ってやりたいなど、そういう人を、希望のある方を選んでくださいよ。なぜかという、いろいろ住民福祉課とかいろいろありますわね。そういうふうに分けるのは結構ですけども、企画課というのは天栄村を今度はしょって立つ立場だと思いますよ。天栄村の企画課を。できたことは大変うれしいと思っていますけれども、やる気のある方、いろいろな発想のできる方ですよ。そういう方を選んでくださいね。お願いいたします。

あとは、若者に希望、村長さんの声、若者に希望というの。若者の希望というのが、結局は希望がないから希望ということを行っているわけでしょう。あれば言う必要もないですもんね。前にも言いましたけれども、婚活支援に対して、40代、50代の方もメインにしてやってくださいと言ったけれども、なかなか人材が集まらないという話、ちょっと耳に挟んだんですけれども、この前、私たち研修で鏡石の議員と研修と行ったときには、今は看護婦さんの中で結婚のできない人がいっぱいいるらしいですよ。看護婦さんの中で。したくてもやっぱり忙しくて、夜勤とか何かで。簡単に言うと男の出会いの場がないということですよ。天栄村に来るという約束はしましたから。笑っていますけれども本当に。そして、そのときに40代、50代をメインにしてやってくださいと言ったけれども、その結果はどうなったんですか。それ最初お聞きしてから。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

先日、第2回目の婚活パーティーというか、を行いまして、40代から50代ということで、30代の後半の方もいらっしゃったわけでございますが、男性が6名、女性が8名というようなことで開催をさせていただきました。カップル成立になったのは3組ということで、今回40代、50代というふうなことでパーティーをやったわけですが、やっぱり40代、50代の方々、通常ですとなかなかカップルになりづらいというふうなことがありましたが、限定してやった成果もあるのか3組というふうな結果が出たのは、今後にもまた検討材料していきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 村長さん、これ40代、50代の人たちは、諦めのほうが先なんですよ。

世話しても、いいですって言われるのね。もう自分で諦めちゃっているのが多いんですね。だけれども、親のほうが心配で、心配でどうしようもないんですよ。40、50過ぎて、孫の顔も見られないでこのまま亡くなっちゃうのかということで、親のほうはもう大変な心配なんですよ。息子がいて、嫁さんがいなくて。息子さんはもう諦めているんです。でも、その諦めを解いてあげるのも、これからの企画課とか村の努力だと思いますよ。諦めないでくださいって。お父さん、お母さんは息子に言ってもうるさいと言われるだけらしいんですよ。でも、そのときに一度行って断られているんじゃないんで、何度も3度も行って、例えば今度は、そういう来る方々の写真なり何かを郵送してもらって、こういう方たちが来るんですって、その人たちに例えば履歴書みたいなのを書いてもらって。

だけれども、話聞くと、酒飲むときの話だけれども、私は真剣に話ししていましたけれども、とにかくそういうふうには農家に行きたい、そういうところにも来たい、それはやっぱり天栄村をアピールもしましたけれども、そういう方が結構いるんです。だから、そういう方々と私もこれからいろいろ連絡をとって、何十名までいくかもわからないけれども、そのときには20代の人、30代の人、40代の人を連れてきますと言っていましたので、だから、先ほどだったら40代、50代をメインじゃなくて、20代から50代、そうしたらその方々も全部一緒にしてやるという方法もいいと思うんですね。例えば、20代の方は20代同士でお話したり、その年代に合った人同士でお話できますから。あとは結構バツイチの方もいるんですって。バツイチでも結構ですからって私言ったんですよ。こちらにもバツイチの方もいますからということで。だから、そういうふうな方法で、あと今6名と8名という、余りにも少ないということは、それは40代から50代に年齢を絞ったからだと思うんですけども、そのときには、今度は20代から50代まで全部一緒に、そして出席者の中にも40代、50代の方



もいらっしゃいますよということで、その辺も二重、三重に確認をしてやってもらいたいです。そうしないと、本当に本人は諦めて、私も何回か話したんですけども、諦めちゃっているんですよ。最後にはどうするのと言ったの。親が亡くなったらどうするのって。金ためて特老に入るからいいって、そんなふうな考えの人が多いんですよ。金ためて親にも。そうすると自分の兄貴の子供に世話になるんだよとか、自分の身内に世話になるんだと言ったら、ならないって、お金をためて特老に。その当時は特老に入る人がいっぱいいて、特老になんか入れませんよと、そこまで嫌味言ったんだけど。でも、本当に今の40代、50代の方々の未婚の方は諦めていますから、それを何とか心をほぐして、そして一度でいいから、どんなことをしても1回だけ顔出てみてくださいって。なぜかという、出会いの場がないというんですよ、皆さんが出会いの場。その出会いの場をつくるのが村の仕事であって、そして引っ込み思案の人をそこに呼んでくるというのが、私は村の仕事だと思います。だから、諦めないで、これは根気強くやってもらいたいと思います。

あと、先ほど、これは質問いいです。先ほど言いましたけれども、高齢化に対しては、村長さんは高齢者には生きがいと安心ということを言っていますよね。安心ということは、結局、今言ったとおり息子さんが世帯を持って、お孫さんを持たないと安心できないですよ。そうでしょう。息子さんが独身でいて、じいちゃん、ばあちゃんが80になっていけば、これは安心できないですよ。だから、これもお年寄りたちに安心して生きがいのある家庭をつくるってことは、やっぱりこれも婚活活動に結びつくと思いますので、お父さん、お母さん、子供、じいちゃん、ばあちゃんですか、安心をするためにも、この婚活活動には、本当に私から言うと、うんと予算を拡大してやってもらいたいと思います。

あとは次でいいですか。

○議長（小山克彦君） ただいま、7番、熊田喜八君の一般質問の途中でありますが、昼食のため午後1時30分まで休議いたします。

(午前11時53分)

---

○議長（小山克彦君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後1時30分)

---

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） じゃ、先ほどの質問なんですけど、高齢者が生き生きと暮らせる村づくりというような観点からのご質問でよろしいでしょうか。

これは、高齢者が生きがいを持って安心して暮らせるというようなことで、村でもさまざま

まな取り組み、まずは健康については湯ったりミニデイサービスであるとか、あとは水中ウオークであるとか、そういったところの対応をしながら、先ほど議員がおっしゃったように、息子さんがお嫁さんをもってお孫さんができて家族がそこで暮らせるというようなことで、婚活事業に取り組みというようなお話でございますが、今後も村を挙げて、新年度に向けましてもこの事業は継続して進めていく方向で考えております。また、婚活コンシェルジュ、いろいろななかにお世話をする方がいないものですから、そういう方々にもお力添えをいただきながら、これを充実した、そして実りあるものにしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） よろしく願いいたします、その点は。

では、3点目に伺います。

ふるさと納税寄附金について。

天栄村生まれで、村外に居住している役場の職員は何名いるのか。また村外から転入して村内に在住して、天栄村以外の市町村役場等に勤務している人は何名いるのか。これらの方々のふるさと納税等の実態について伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 3番目のふるさと納税寄附金についてお答えいたします。

自分が生まれ育ったふるさと、両親や祖父母の住むふるさとに対して、貢献、または応援したいという方々のお気持ちを寄附という形で実現するため、「がんばれ天栄！応援寄附金」の制度が開始され、その記念品として、昨年10月から5,000円以上の寄附をされた方に村特産品を贈呈しております。

また、ことしから控除上限額の拡大等、ふるさと納税制度が拡充され、より多くの方からふるさとを応援していただけるよう、寄附者には村特産品だけではなく、寄附者が記念品を選択できるよう、宿泊券や施設利用券等により、観光や特産品の振興を図っているところであります。

さらに、これを寄附された方が、幾つもある特産品の中から、みずから選べるような仕組みでできないかと検討を重ねており、現在、そのパンフレット作成を進めているところであります。

また、ご質問にあります天栄村で生まれて村外に居住している、つまり他市町村へ転出している役場職員についてであります。現在8名おります。また、村外から転入して村内に在住し、天栄村以外の市町村役場に勤務している人は8名おります。これらの方々の中で、

天栄村へふるさと寄附金をされた方は1名であります。

今後も、村出身の方々、さらには全国の多くの方々にふるさと寄附金のPRを図り、農業や商工・観光業の活性化等、ふるさと寄附金による魅力ある施策を実施してまいりたいと考えております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 村外生まれで、そして天栄村に居住して、村外、言っているのはこういう意味なんですよ、村外で生まれて、そして村内に住んで、村外の役場等に勤めている方は何名いるかという、8名いると、そんなにいるんですか。

実は、21年3月の議会で同じようなことを質問したんです、前の村長さんに。そして、私は天栄村で生まれ育って、村外に住んでいる方に、がんばれ天栄！応援寄附金を今後どのような対策をするのかと、あとまだ、そのときにその当時の総務課長さんは、がんばれ応援寄附金については広報とか関東村人会、それに天栄村ホームページの中で皆様にPRして図っていきたくて考えておりますのでよろしくお願いしますということで、そのときに村長さんに、まずは天栄村生まれで村外に働いている人ばかりでなくて、住んでいる人ばかりじゃなくて、天栄村に生まれて村外に住んでいて、天栄村で報酬もらっている方がおるでしょうと、そういう方々が率先してやるべきじゃないかということ、当時の村長さんに言ったら、まあそれは余りいい、はっきり言えば労働組合とかいろいろな問題がありますので、険悪な問題になりますので、そういうことは余り好ましくないというような答弁だったんですよ、その当時。私の言いたかったのは、結局は自分の親が今現在住んでいるんでしょと、私たちはその方々は村外に住んでいて、天栄村で報酬もらっているんだから、そういう人らにお願いするべきじゃないかということ、言ったわけですよ。なぜかという、それがそちらのほうが一番最初じゃないかと質問したら、そうすると険悪な問題になるので、それは余り好ましくないということで、前の村長さんから言わせれば、このように言っているんですね。結局は須賀川生まれで、天栄村に住んで、そして須賀川に働いている方もいるから、険悪な問題が出るので、そういうことはいかなものかということで、村長さんはそのことに対してはどういう考え持っていますか、同じ考えですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このふるさと納税に関しましては、強制するものではないものですから、お願いをすべきものであって、あと天栄村生まれで村外に住んでいる職員、確かに一生懸命仕事で返してもらっていると私は思っていますので、あとはその本人の気持ち次第だなどと思いますので、以上でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） それはわかりました。

あと、やっぱり行政区によって、ふるさと納税に対して本当に取り組んでいる市町村がありますよね。自主財源の3倍ぐらいのふるさと納税を集めている市町村もあるんです。

今現在は、天栄村はふるさと納税は、金額は幾らあるんですか、もらっている金額の総額は。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今年度、平成27年度11月末現在におきまして、ふるさと納税としていただいた件数と金額を申し上げます。

件数にして112件、金額にして1,300万7,000円でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 平成27年度には、がんばれ応援金、ふるさと寄附金に対しては、広報、関東村人会、それから天栄村ホームページのほうで各皆様にPRしてやっていきたいと考えておりますと、その当時の総務課長が答弁したんですけれども、それは現実にやっていたんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

ふるさと納税の周知につきましては、たびたびお答えしていますように、村のホームページ、それから広報紙、それから関東地方天栄村人会におけるパンフレットを作成してお知らせと、そういった方法で毎年度実施をしているところでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そうしますと、広報紙でやっていたということね、村人会の方とか、パンフレットはそういうのでやっていたということね。

結局、ふるさと納税というのは、ふるさと納税の制度というのを利用していますかという制度に対して、納税であります、実際には都道府県や市町村への寄附であり、寄附した金額から2,000円を除いた金額が所得税と住民税の控除の対象になる制度ですと、そのようなことは、広報にはそういうのはうたってあるんですか。お聞きします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

基本的には、前のパンフレットのA3判4ページ分の、あのパンフレット分を広報てんえいに掲載しておりますので、今、議員がおっしゃるような税の控除等々については掲載しております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） それは何年の何月から始まったんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

広報てんえいについては、今年度一度掲載しております。と申し上げますのは、前に議員からのお尋ねで、たしか3月議会だったかと記憶していますが、それで広報等でもってお知らせするというふうなことで……

〔「何年の何月」の声あり〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） ことしの4月号か5月号の広報てんえいに記載しておるといふふうなことでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） そうすると、天栄村のふるさと納税寄附金に対しては、説明は余りにも相手に納得してもらっていないということじゃないですか、それでは。ことしの一般質問、3月にやった後、やったっていうんでしょう、これ。これふるさと納税寄附金というのは、例えば10万なら10万した場合には2,000円だけで、あとの9万8,000円は免除されるとかと、そういうふうなすばらしい寄附金なんですよということを、まあそのときには副村長ぐらいしかいなかったかね、ひな壇に。その当時、私が質問、平成21年3月という、副村長しかいなかったかね。そのときに、私も質問しているんですよ。こんなにすばらしいふるさと納税というのがあるんですから、ぜひ対応してくださいと、そのときに。ということは、執行部というのは継続ははずなんですけれども、前の総務課長さんからそういうことは継続はなされなかったということよろしいんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

その周知なんです、今、申し上げたとおりでございますが、今年度に入りまして、全国的な機運も高まったということもあるんでしょうけれども、今年度に関しましては、先ほども申し上げましたように112名の方のご寄附があったと、ちなみに昨年度でいきますと、トータルで10名の方でありました。その前でいきますと6名の方というふうなことで、25年度が6名、26年度が10名、それに対して27年度が今現在112名というふうなことで、それもこ

こ数カ月に入りまして急激な伸び方を示しているというふうなことで、一定の周知がなされているのかなど、それは村のホームページとかそういったことも含めて周知はされているのかなというふうな考えでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 私が聞いているのは、その当時の総務課長さんからそういう引き継ぎ事項はあったんですかと聞いているんですよ。前にはそういうふうにやりますと答弁しているんですから。そのことを、ずっと引き継ぎはあったんですかと聞いているんですよ。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

平成21年度のことを基準にしてお答えしたいと思います。その後当然、村としても毎年、内容については充実はさせてきております。特に、平成20年度は比較的5,000円程度のお返し物ということだったんですけれども、25年度から逐次お返し物の充実をさせてきて、今現在、ことしの4月からもお返し物の充実化を図っているというようなことで、そういった歴代の課長からの引き継ぎの中で対応させていただいております。

補足して答弁いたします。

引き継ぎがありまして、その中で今現在、このようなことを行っているところでございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 引き継ぎがあったにもかかわらず、ずっとじゃないがしろにしていたということ、そうでしょう。7年も前に質問して、それでちゃんと村人会や広報とかそれにやって、皆様によりしく願ひして、そのときに私はこういうふうにも言っているんですよ、たしかその当時は100万とかという方がいたんですよ、それはふるさと納税寄附金じゃないですよ、それはあくまでも寄附金であって、私の言いたいのは2万なり3万なり、そういうふうによくの方にもらうんですよ、もらうようにしなくちゃだめなんですよと言ったんですよ。100万とかそういう方はふるさと納税じゃないですよ。それもふるさと納税ですけども、私の言いたいのは、100万とか500万とかそういう大口じゃなくて、もっと多く広く2万、3万とかそういう方を集めてください、そういうふうによく願ひしますと、その当時言ったんですよ、その当時の議事録見ますと、広報で、村人会なりそのほうでやりますと言ったから、そのときには多くじゃなくて2万とか3万の方、だからそういうふうによく努力をしているところは自主財源の、例えば天栄村は6億が自主財源だとすると、3倍とか18億円ぐらいのふるさと納税の寄附金を集めている市町村が幾つもあるということなんですよ。だから、私の質問したいところは、そういうふうによく願ひしているんですよ。だから

今になって、3月で一般質問されましたからやりましたじゃなくて、そういうふうに、そのときに聞かなかったからまずかったかもしれないけれども、事前にそういうことを私は質問しているんですよということを言ったんです。余りにも、継続なんだから、結局はそういうふうに前の総務課長さんから引き継ぎしましたと言うけれども、全然ふえてはいなかったでしょう。この前のときには3名か4名だったでしょう。

今後どうするんですか。もう少し真剣にやるんですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このふるさと納税につきましては、今、いろいろと、先ほども答弁したように、皆さんポイント制であるとか、取り組みやすい、皆さんがどこにふるさと納税で納めやすい仕組みと、というようなことでやっておりますので、今現在真剣に、このふるさと納税については取り組んでおりますことをご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） とにかく、啓発活動が大事なんです。そして、村人会の方とかそういう方々にちゃんとわかりやすく説明しなくちゃまずいんです。だから、そういうところはすごいんですよ、パンフレットつくってちゃんと、だから天栄村なんかは地場産もあるしスキー場もあるし温泉もあるしゴルフ場もあるし、そうするとそういうの自らは自分たちでふるさと納税の返礼品とか、天栄村に当たっては恵まれているですよ、いろいろのその対応は、よその市町村よりも。この前も言ったけれども、何も無いところは自分たちで今度はふるさと納税の返品の品物をつくってやっているところもあるんですよと、前に言いましたよね。そこまでやっている市町村もあるんですよ。だから本当に、何かどういようですけども、何か今回も聞いてみたところをみると、前にも聞きましたけれども、湯川村なんかは1年間で4,000倍の4,000万になって、今は17億ですよ、ふるさと納税が。もう真剣にやっ、それだけ、それはなぜかという、その金を今度は天栄村の、結局、子育て支援とかいろいろに使えるでしょう。でも、ふるさと納税した方は、天栄村に納税したからって、寄附金であってもその寄附した金は、その自治体でそれだけの寄附した分は2,000円以外は控除されるんですよ。そんなすばらしいふるさと納税があるんですから、もう少し啓発活動をしっかりやらないと、全然これ天栄村なんかはおくれているんじゃないですか。そう思わないですか。何か私が見ると、本当にやっているという感じが持てないんですけれどもね。

もう一度聞きます。課長、答弁してください。パンフレットに対しても余りにも遅過ぎます。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

内容の充実については、もちろん我々も真剣に取り組んでおります。その中で、パンフレットにつきましては、季節季節の写真の撮影というようなことも含めて、今、大体撮影は終わったんですけれども、パンフレットの作成を年内完成目指してやっているというところがございます。

内容につきましても、今現在、A3判4ページの部分を約ボリューム的には3倍、12ページにして、その幾つかある、議員がおっしゃるような村の特産品であるとか宿泊券であるとかゴルフ場の利用券であるとか、そういったさまざまなものをポイント制に換算して、寄附される方がそのポイントの組み合わせでもって、いろんなこの組み合わせで選べるというふうな仕組みづくりを今、やっているところでございます。

そういったことで、今後とも真剣に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 一番大事なのは、例えば10万寄附した場合には、2,000円を除いた金額が所得税、住民税控除対象となるということをはっきりうたっていないと、結局はふるさと納税して返品もらえるだけじゃなくて、そのほかに自分のその納税したやつは、その自治体で免除されるということをはっきりうたっていないとわからないと思いますよ。だからふるさと納税した場合には、2,000円を除いた金額はその市町村で免除されますということをはっきりうたっていないと、そこが大事なところなんです。その辺をはっきりわかるようにすると、私は納税者がふえると思いますけれども、その辺をわかりやすく納税者に、そして天栄村に来てもらって、天栄村に来て、前にも質問しましたけれども、ゴルフの好きな方はゴルフのプレー券、宿泊券などをポイント制でもらえるようにするというのはわかりましたけれども、そういうふうな方法をちゃんとわかりやすくやらないと、なかなかふるさと納税、今の天栄村の体制ではなかなかふえないと思いますので、その辺を努力してください、よろしく申し上げます。

議長、私の質問を終わります。

○議長（小山克彦君） 以上で、7番、熊田喜八君の一般質問は終了いたします。

暫時休議いたします。

（午後 1時56分）

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時58分）



---

◇ 服 部 晃 君

○議長（小山克彦君） 続いて、2番、服部晃君の一般質問の発言を許します。

2番、服部晃君。

〔2番 服部 晃君質問席登壇〕

○2番（服部 晃君） 天栄村議会規則第61条第2項に基づき、一般質問を行います。

まず1点目、防災マップについて。

昨今は、全国各地で集中豪雨、ゲリラ豪雨と大災害が発生しており、我が天栄村でも平成10年に集中豪雨により大災害が発生しております。平成23年3月11日にも東日本大震災が発生し、地殻変動の危険性も高まり、いつどこで集中豪雨が発生しても不思議ではないと思います。

そのためにも、住民にわかりやすい防災マップをつくって、しっかりと周知して、住民が災害から身を守れるようにしていただきたいと思います。村の今後の計画、対応策についてどのように考えているのか伺います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 1番目の防災マップについてお答えいたします。

本村は、ご承知のとおり約90%が山林原野で占められており、台風や集中豪雨により被害が発生し、住民の生命、財産に損害を与えるおそれがあります。このため、私も村長に就任して以来、防災マップの作成は喫緊の課題として取り組んでまいりました。

その結果、本村においては、村内航空写真をデジタルデータ化し、その中に急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険区域、また避難所や公共施設などを明記したものと、村の公式ホームページにハザードマップを掲載し、土砂災害の危険箇所及び想定される被害の範囲などを住民の方々に周知しているところであります。

また、現在、防災マップを作成しているところであります。その中には、土砂災害の危険箇所や避難所の情報のほかに、羽鳥ダムや竜生ダムが万が一決壊した場合の予想浸水域、さらには地震や火災発生時における初期動作など、災害にかかわるさまざまな情報を1冊にまとめ上げる予定です。この防災マップは年度末の完成を目指して進めており、完成した際には村内の全ての世帯に配布する予定であります。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 平成10年に大水害を経験しましたね。このとき、検証して危険マップの作成をするんですね。危険、私、一番印象に残っているのは安養寺、あと児渡の国道、あと飯豊の三敷橋の堤防が決壊する寸前だったんですけれども、今、あの当方で1時間に30

ミリから40ミリだったと思うんですけれども、総降雨量が2日間で400ミリですかね、だからまたそのぐらいの雨が降ったとき、それは完全に大丈夫なんですか、今、復旧工事終わったと思うんですけれども。集中豪雨が来たとき、完全に大丈夫なんですか、決壊したり道路崩れたり土砂災害したりはしないんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

河川につきましては、村河川及び国河川の河川がございますが、今現在、平成10年災以降につきましては、大雨の際の処理については大丈夫というようなことで伺っております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 私、心配しているのは、それ以上のゲリラ豪雨が来たとき、役所の人らはよく想定外だという話はするんですけれども、想定外じゃなくて想定内におさめるように、万全の態勢をとったんですか、これ本当に2日間で500ミリ降るとか、1時間に40ミリ、50ミリ降ったとき大丈夫なんですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、不測の事態に対しても対応できるのかというようなご質問でございますが、現在のところは現況の雨量に対しての河川の幅となっておりますので、想定外というようなことは言えないというようなことではございますが、現在のところはそれでご了解いただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 私が聞いているのは、想定内というのは何ミリで、1時間にして30ミリとか50ミリとかあるでしょう、そして2日間で400ミリとか500ミリまでは大丈夫ですというのを聞きたいんですよ。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

河川を整備する際には、河川の断面を決定するには、いわゆる何十年に一度というふうな雨量を想定して断面を確定するわけですね。あの災害以降、100分の1というようなことで、100年に一度の雨量を想定して河川の断面を決定していますので、何ミリ降ったらどうなんだとは言いませんけれども、そういうような確率で整備をしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 私も、平成10年は分団長時代だと思うんですけども、そのとき上流ですよね、この辺は。上流だから、まさかああいう災害は来るとは思わなかったんですけども、私が心配しているのは、あれ以上の雨降ったとき大丈夫なのか、また同じ災害来んじゃないかなという、それを心配しているんですよ。ただ、あの当時は飯豊の三敷橋のところだったんですけども、鍋順瓦工業の瓦があったからあれ助かったんですよ。あれなければ抜けていたんですよ。だから、そういう意味でも、例えば崩れそうになったときに支えるものは準備してあるんですかね。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

役場の西側に車の車庫がございます。その車庫の中に防災倉庫というものがございまして、一応人手を利用しての災害用具は備えつけてございます。中にはスコップ、つるはし、あと土のう等の備品等でございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） スコップとか何かの問題ではないと思います。三敷橋が土砂で崩れる場合でしょ、俺それを言っているんですよ。ただ、建設業者に即電話して、すぐユンボとか何か持ってきてもらって、要はどうするんだかというのを聞きたいんです。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今現在、村内に天栄村建設業事業者会というものがございまして、その事業者会が災害には緊急出動してくれるというような態勢で進めております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 事業者会に頼むのはわかるんですけども、物です、重機とか、決壊するようなとき、どういうふうにあれを準備してあるのかを聞いているんですよ。

○議長（小山克彦君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

平成10年のいわゆる三敷橋の堤体ですかね、あそこ崩れる際に私もちょうどたまたま総務課長をやっている状態で、現場にも立ち合わせていただきました。その際に、一応当時、業者をお願いして、パイルを持ってきていただいて、パイルを打って決壊しなくて済んだというような経験もございます。

そんなことで、今現在、日常役場でそういったものを備えておけるかという部分については、ちょっと難しいと思うんですよね。ですから、そういった際にはいわゆるその業者の方をお願いをして、そういったものをいち早く現場に駆けつけてもらえるような態勢をとるといようなことから、今、課長が答弁しました事業者会を中心としてやっていただくといようなことになっておりますので、とにかくそういった常日ごろの災害に対する考え方についても、業者と村と共有しながらやっていく必要があるのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） それは了解しました。

そして、総務課長にお話ししたいんですけども、雨降ったときに、私も今、団長の立場で言うあれではないんですけども、緊急の屯所待機とか何かというのは遅いような気がするんですけども、万全の態勢をとらないと、私からみずから言って、総務課長はじゃ自宅待機、屯所待機させてくださいという、それがちょっと遅いと思うんですけども、災害あってからじゃ遅いから私は気をもむんですよ。これ総務課長、お願ひします。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

災害が起こる、起こらないにかかわらず、空振りを恐れないといようなお話が今、出ておりますので、そういった恐れがある場合には、消防団も含めて早目早目の対応をとっていくといことで、今後もそのような考えでおりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 総務課長はあれなんですけれども、大事な話は直接団長に言ったほうがいいと思うんですけども、森係長を通してくるから、いつも対応が遅くなっちゃうんですよ、これ。その場合は、必ず団長に連絡してもらいたいと思ひます。それお答え、約束してください。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

今の2番議員のお話として、団長でもあるわけですけども、十分肝に銘じて進めていきたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 何か総務課長、やっぱりそういうのは大切ですから、何でも森係長に言わせないで、直接大事なやつは団長の俺に相談してもらいたい、これ個人の立場で言うあ

れではないんですけれども、これは一大事だと思うんですよ。これもしかして難儀したとき、やっぱり判断するのは総務課長と私が直接しゃべらないと判断はできないと思うんですよね。その点、よろしくをお願いします。

それでは、1番目の質問は終わります。

続きまして、2番目、敬老会のあり方について。

最近の敬老会は、参加者も減っており、盛り上がりには欠けていると感じます。敬老会は、高齢者にとって年1回の楽しみのはずであります。高齢者に尋ねてみると、最近の敬老会は余り楽しみがなくなったですねという声が多く聞かれました。これでは、年々参加者が減り、意味がなくなると思うのは私ばかりではないと思います。今後の敬老会のあり方について伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 2番目の敬老会のあり方についてお答えいたします。

敬老会は、現在の天栄村を築いてこられた高齢者の皆様の長寿をお祝いするため毎年開催しており、ご参加いただいた皆様に弁当などをお配りし、式典終了後には地元の芸能団体やプロの芸能人によるアトラクションを楽しんでいただいているところであります。

また、昨年からは参加者のご意見を踏まえ、土足のまま会場へ入れるようにしたり、座席もござから椅子へ変更するなど、さまざまな配慮に努めているところでございますが、残念ながら参加者は減少傾向にあります。

ご指摘の敬老会の楽しみがなくなったという点につきましては、今後より多くの方に楽しんでいただけるよう、また多くの方が参加したくなるような内容となるよう、他市町村の開催方法なども参考にしながら見直していきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 私、高齢者の方、10人ぐらいに聞いたんですけれども、ことしの挨拶は何でステージでやらなかったんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

他の市町村もやっぱり見てくると、ステージ上じゃなくて平場の部分、床のところでは皆さんやっているというようなことで、どうしても皆さん足が悪かったりというようなことがありますので、ステージには上がらないで下でやっているというようなことで、それを参考に、今回やらせていただいたところでございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） あれは、はっきり言って村長の顔を見たいのに、挨拶するのステージの上でやらないで下でやったから全然見えなくておもしろくなかったという人が多いんですよ。

ただ、授賞式は歩けない人がいるから下でやっても構わない、下にマイク持っていけばいいんだから、だから挨拶を、村長がしゃべっているんだけど、村長の顔が見えないで、しばらくぶりに顔出したのにとという考えで、村長の顔見ながら挨拶を聞きたかったという話、いっぱいもらいましたよ。

それ、来年はどうしますか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

よりいい形で、この敬老会も行ってまいりたいと考えておりますので、今、議員ご指摘のとおり、そういったご意見が強ければ、ステージ上で挨拶はして、後は表彰式等は下のフロアでやれるような方法、いろいろ試行錯誤しながら、皆さんに楽しんでいただける、喜んでいただけるような方法で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 住民福祉課長に聞きますけれども、70歳、80歳、70歳が何名いて80歳が何名いて、年々参加者が減っているということは、何か楽しみか何かないんでしょう、これ何か、これから先、趣向を変えるとか何かしなくちゃいけないと思うんですけれども、どういうふうに思っていますか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ことしの人数でございますが、70歳以上の方は1,283名、そのうち80歳以上が676名でございます。

ご参加をいただいた数でございますが、合計で369名でございます。ですので、参加率といえますか、率にしますと28.8%の参加率ということになります。

その楽しみについてなんですが、先ほど村長からも答弁いたしましたとおり、毎年芸能団体による披露、それからプロの芸能人を呼んでの歌謡ショーなど、そういったことでさまざま考えをしながらやっておるんですが、なかなか参加者の増加に結びついていないというふうなことであります。

他の市町村の開催内容などもちょっと聞いてみたんですが、例えば鏡石ですと毎年アトラクションは老人会のほうに依頼をして、老人会の発表というようなことで開催をしておりますということでした。参加率については、大体2割程度ですということです。須賀川市については、23年度までは毎年50万程度の予算でプロの芸能人を呼んでいましたと、24年度からは地元の小・中学生の合唱、合奏、それから松明太鼓などのアトラクションで開催をしているというような状況だそうです。

そういったことで、近隣の状況もちょっと調べては見たんですが、これと比べてぽんと参加者の増に結びつくようなものがなかなか考えつかないところではございますが、高齢者の皆様に年1回の楽しみだというようなことで、何とか楽しんでいただけるように、ご参加をしていただけるようなことを、もうちょっといろいろ調査をしながら、アトラクションなどのあり方なども検討を進めまして取り組んでまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 70歳が1,283名いて、80歳はちょっと足腰が悪くて来られない場合もあるんですけども、369人では大分少ないんじゃないですか、目的は表彰式だけなんですか、これ。何かもうちょっと工夫を凝らして、今までよっぽど税金納めたり何だりしていたんだから、だからこれからの楽しみとして、年に1回の高齢者のイベントなんですから、もうちょっと金かけても何でも人が行きたいな、あした楽しみだなという、そういう敬老会をつくってほしいんですけども、そういう考えは、1年交代で何か芸能とか何とかって言うていたんですけども、そういう毎年違うということは、何かあるんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

アトラクションにつきましては、村の芸能団体の発表、それからプロの芸能人による歌謡ショーなど、それを1年交代でやってきていたところなんですが、これにつきましては、村の芸能団体の方々の発表の機会の場にもなるということで、敬老会が一番人が集まる催し物でもございますので、そういった点からも芸能団体の方のアトラクションの披露をお願いしているところでございます。

それから、もう少し楽しみ方があるのではないかとということなんですが、村の芸能団体の発表の年であっても、例えばもう少しアトラクションの時間を延長して、プロの方もその後でやるとか、何とか工夫をしながら敬老会のあり方を考えていきたいなというふうに思っております。

以上、お願いいたします。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） あとと言われたのは、敬老会に来て、年寄りがお土産を買っていきたくらいんだという話を聞いたんですよね。これやっぱり商工会なり季の里で後ろに売店つくってもらったりして、何でもいいでしょうね、お年寄りが喜ぶようなものを売ってもらいたいと思うんですけれども、その点はどうですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

大変貴重なご意見、ありがとうございます。

ぜひ、そういったことができるように、今後商工会と協議をしまして、ぜひ開催できるような方向でやっていきたいというふうに思います。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） だから、高齢者が敬老会に来て、いやことしの敬老会はよかったと毎年思われるように、村長さんもちよっと金かけて、余り子供とかあれにばかりかけて、高齢者にもちよっと金かけて、いろんなアトラクションなり工夫してやってもらいたいと、また来年も私、アンケート、質問しながら、また来年の12月にもう一回敬老会の質問をしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

では、2つ目の質問を終わります。

3、道の駅季の里について。

平成27年3月に一般質問した道の駅の拡充計画について、今の進捗状況はどうなっているのか。天栄村にとって、将来の夢と希望を与える意味でも必ず必要だと思いますが、村長の考えを伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 3番目の道の駅季の里てんえいについてお答えいたします。

道の駅季の里てんえいの拡充計画につきましては、本年6月に機能拡充計画策定業務委託を契約締結し、平成28年2月末までの履行期限として発注しております。

業務委託の内容としましては、道の駅季の里てんえいが担う具体的な機能や全体ゾーニング及び既存施設の見直し、ゾーニング内施設の具体的な内容及び規模、整備スケジュールや概算事業費、整備手法と管理運営の基本的な考え方などを盛り込み、周辺の環境や景観を保全しながら、地域の活性化に資する基本構想としております。

また7月には、土地所有者に対しまして、拡充計画の進め方についてイメージ図を示しながら説明したところでございます。



11月には業務委託の中間打ち合わせを行い、全体のゾーニングや全体の基本的な考え方の報告を受けたところであり、基本構想策定後におきましては、有識者や生産者等を含めた検討委員会を開催し、次年度以降の基本計画に向けた検討を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） それは、来年の2月にできてくるということですよ。

ところで、一般財団法人でまだ続けるんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

現在、株式会社というような方向で、いろいろと今、協議をしているところでございます。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） ちょうどこの前、岩瀬町村議員の研修で、道の駅いたこに行ってきたんですけれども、これはすばらしい、もうこの建物はちょっとまねできないような、県が4億円、市が8億円かけてやったところなんですけれども、これも株式会社化して、その出資者は潮来市、なめがた農業協同組合、あと商工会、観光協会、潮来市漁業協同組合、常陽銀行、筑波銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、佐原信用金庫と、金融機関も出資者に入っているんですよ、2,000万ぐらいの設立資本金出したんですけれども、こういう方法も必要だと思えるんですけれども、これはもう桁違いに7億ぐらい売っているんですよ。経常利益が1,335万、社員が3名、パート38名で、これは健全な運営していると思えるんですけれども、ここはすばらしいから産業振興課長も1回見てきてもらって、あんなに大きくする必要はないと思えるんですけれども、そんなに金もかけられないし。これ何ぼかける予定なんですか、金額にしてどのぐらいなんですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

実際、幾ら予算をかけるかというようなところでございますが、今、構想を練っている段階でございます。それで、まずは手狭である駐車場、あとは余り汚いと言われているトイレ等々については、これは国交省の補助がつくというようなことで、今いろいろと、どこまで補助がつくのか、あとは6次化の施設、これは農林水産省の補助というようなことで、そういったところも含めながら、やっぱりどこまでやれるのかというようなことで検討に入っている段階です。

ただ現実的には、駐車場が手狭だというようなところで、今現在駐車場、これを100台にした場合、そうすると大里地区の農業集落排水と同じような合併処理浄化槽が必要だと。ということは、もう浄化槽だけで2億かかると、維持費だけで参ってしまうというような状況もございます。そういったこともいろいろと加味しながら、今、議員がおっしゃったようなそういった道の駅も見てきながら、今後この天栄村としてはどういった道の駅がいいのかというようなことで進めてまいりたいというようなことで考えておりますので、今現在は金額が幾らだという数字は、村の財調もようやく10億になったところでございます、これを道の駅にばかりかけるわけにはいきませんので、やっぱり村の将来も見ながら、どの辺までかけられるのかと、そういったところの検討に入るのはこれからです。そういったところでご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 株式会社にした場合、私の想定ですよ、これ年商が、とりあえずすみません、今、年商何ぼやっているんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

今の天栄村振興公社の売り上げでございますが、約1億というふうなことでございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 私の想定なんですけれども、大きく駐車場を設けて大きくすれば、3億ぐらい売れるんじゃないかなという私の考えなんですけれども、年商3億にした場合、株式会社なら借入れもできますよね。借入れの返済額というのは5%なんです、これ優良企業というか、同じ民間会社で5%が優良企業、7%までオーケーなんです。そうすると、5億だと三五、1,500万、1,500万ということは、月にして100万ちょっとですよ、それからテナント募集して、例えば10万円のテナントが6店舗、7店舗なれば70万になるから、その返済額として、私の計算したところで、利息3%で200万なんです。だからこうすれば、別に村の投資額は投資額で別で、あと株式会社なら借金してもやっていけるような気はするんですけれども、俺、年商は3億にはなると思うんですよ、これも全然あれが違いますから。そうすれば、これで別にやっていけないことないと思うんですけれども、それだけ充実した施設をつくれればいいと思うんですけれども、それでなきゃ売り上げ上がらないと思うんですよ。テナントは井専門店でもいいしラーメン屋さんでもいいしお菓子屋でもいいし、その店舗で専属につくれれば、やっぱり家賃10万なら結構入る人はいると思うんですけれども、その考えはどうですかね。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 今、議員からご質問あった経営の内容というようなことですが、今現在、先ほど村長の答弁にありましたように、中の機能拡充計画、ここでどれだけのキャパシティーをつくるのかというのを今、計算しているところでございます。ですから、その建物の内容と、あとはかかってくる金額、そういったものを総合的に勘案しないと、先ほど100台の駐車場で約2億の浄化槽がかかるというようなこととなりますので、もう最低でも建物含めて数億円という形になってきますので、その辺に関しましては、中身にどういったもので、既存の施設もございますので、そちらに既存の施設をどうやってまた運用するのかというようなことを考えながら、再度この基本構想というふうな中でゾーニングと中のキャパシティーの部分をやっていないと、今言われたような細かい数字はまだ出ないというふうなことに感じておりますので、2月のこちらの拡充計画が決まった段階で検討委員会というふうな形で、また再度、生産者、そして皆さんで検討委員会をつくって、この中身を詰めていきたいと。何しろ、今回の部分につきましてはビッグプロジェクトでございますので、それはもう慎重に考えていかないとなかなか難しいだろうなというふうな考えております。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） その検討委員のメンバーはどういうところから選ぶんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

検討委員会は、今後季の里の部分について、そういった有識者、あとは生産者の代表というようなことで、幅広く募集をして考えていきたいというふうに思っていますので、28年度に立ち上げる予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） その検討委員会なんですけれども、やっぱり小売業をやっていた人でないとわかりづらい部分はあるんですよ、これ。さっきも年商の、民間の人5%の借金のあれが優良企業だとかはと言ったんですけれども、やっぱりこういうのを加味しながら、中途半端な道の駅ではだめなんですよ。だから補助金、補助金ばかりで縛りがあって、ここはだめだ、あれはだめだといって村独自のものは出せないと思うんですよ、これ。だから、慎重さばかりも、何かちょっと補助金、補助金頼りじゃなくて、自分で自分で資金は調達してやればいと思うんですけれども。

あと、話はちょっと変わるんですけれども、ふるさと創生1億円って、前、竹下総理であ

ったんですよ。あの金はどこ行っちゃったんですか。

○議長（小山克彦君） 2番議員、それは今の質問事項には入っていないので。

○2番（服部 晃君） いや、これ資金の問題ですから。

○議長（小山克彦君） 資金の問題。

○2番（服部 晃君） 資金だから、投資するのには同じでしょ、これ。だからその金を使えていう意味ですから。

○議長（小山克彦君） そういうことですね。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

ふるさと創生1億円、平成の初めの時代の竹下内閣時代の全自治体に対する1億円でございますが、天栄村の場合では、あの当時、検討に検討を重ねた結果、6,000万円を新幹線新駅誘致基金に積み立て、4,000万円を人材育成基金に積み立てといった積み立てを行いました。

その後、人材育成基金は海外研修とかそれぞれの研修で、所期の目的で今現在も基金としては残っておりますが、東北新幹線の基金につきましては、当時6,000万積み立てし、その後1億円を積み増しし、1億6,000万ほどの残高の中でコンサル委託とか何かで必要な経費を執行して、今1億4,000万程度だったと思うんですけども、この残高の中で最終的な所期の目的が達したということから一度基金を廃止し、一般会計の中に繰り入れした中で、最終的には財政調整基金のほうへ積み立てをしたというふうな流れになって、先ほど村長が言っていますように、10億円の残高というのがそういった回り回った金で、今現在財政調整基金を積み立てしているという形になっております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 議長、今、私が言ったのは、その1億円残っているんだったらそのまま使えということですから、これ関連性がありますから。

これちょっと、財政調整基金というのは使えないんですか。普通はそういうのさ、例えば土地買うとか何かというのには使えないんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

基金については、それぞれの基金設置条例の中の目的がありますので、その目的に沿っていけば使えるということになります。

ですから、財政調整基金については、特段、何ていうんですか、使い道の特定した基金で

はありませんので、一般財源化して必要な事業に充てるというふうなのは、財政調整基金としては特段使い道の指定はないということでございます。

土地については、土地開発基金という基金がありますので、そういった中で対応と、それぞれの基金の条例に基づいた目的で使っていくというふうな形になります。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これ基金って、何ぼ残っているんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えします。

それぞれの基金の残高については、9月の決算のときにお配りしました監査のほうから出ております基金の残高でございます。

ざっくり申し上げまして、財政調整基金につきましては今現在10億円の大台に乗ったというところでございます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これふるさと創生1億円というのは、私が議員になる前のあれだったんですから、住民は誰もわからないでしょこれ、どこさ行ったんだか。だから、それも何かにこういうふうに使って、今基金に積み立てとか財政調整基金に積み立てとかなんかって言わないと、これ新幹線とか何とかというけれども、新幹線にこんな6,000万も使っちゃうんですか。新幹線が、これ……関連性がないですか。大丈夫ですね。

○議長（小山克彦君） どうぞ。

○2番（服部 晃君） だからこの6,000万円というの、新幹線っていうんだけれども、何に使ったんですか、これ6,000万も何に使うんですかこれ。

○議長（小山克彦君） ちょっと暫時休議いたします。

（午後 2時43分）

---

○議長（小山克彦君） じゃ、休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時44分）

---

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。続けてください。

○2番（服部 晃君） これはプロジェクトですから、今度企画政策課でいきますよね。それで推し進めていくんでしょう、これは。違うんですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

企画のほうでは企画立案するというようなことをごさいますので、ここまでできているものであれば、現在の産業振興課で進めていくというようなことで考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） これ村長、これは一番、将来の天栄村にうんと大切な施設だと思うんですよ。だから、なるだけ多くの人に、TPPで米も下落しているし、野菜なんかも売れないで安くなっちゃうわけですから、だから天栄村の人がつくったやつを、物を豊富に売って、生活に潤いを持たせるような施設にしてもらいたいと思います。私も、なるだけ、だから私のノウハウも協力しますので、私のわかる範囲では答えますから、ぜひよろしく相談をしてもらいながら頑張っていってもらいたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君の一般質問は以上で終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

（午後 2時46分）

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時55分）

---

#### ◇ 後 藤 修 君

○議長（小山克彦君） 続いて、9番、後藤修君の一般質問の発言を許します。

9番、後藤修君。

〔9番 後藤 修君質問席登壇〕

○9番（後藤 修君） 議会会議規則第61条に基づき、一般質問を通告どおり質問いたします。

1つ目、平成28年度予算策定の方針は。

行政運営の多くを依存財源に頼らざるを得ない我が村の財政状況は非常に厳しく、村当局としても大変であろうと思います。近づく次年度の予算編成には、執行側としてもその対応に苦慮されると思いますが、村の復興再生をさらに進めるためには重要な予算の編成であり、どのような方針で進める考えか伺いたいと思います。

特に、次の3つの点について伺います。

平成28年度の村再生への方向性について。

新しい重要事業の内容について。

さらに財源の見込みについて。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 1番目の平成28年度の村再生への方向性についてであります。村復興計画に基づき、平成26年度から実施しているプロジェクト事業の推進とともに、人口減少・少子高齢化という大きな課題に対し、村全体で取り組み、より魅力と活力ある天栄を創生するために必要な地方創生事業を最優先に展開するために、重点的な予算編成を行う考えであります。

特に、歳出面におきましては、放射能に対する除染につきまして、来年度を最終年度と位置づけ、事業完了に向け全力で取り組んでまいります。

また、歳入面におきましては、緩やかな景気回復の動きはあるものの、村税収入等の減少が懸念され、地方交付税の総額は減額傾向のため、国・県の動向の情報収集を行うなど、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

2番目の新しい重要事業の内容であります。引き続き5つのプロジェクト事業に取り組むとともに、人口減少・少子高齢化という大きな課題に対し、地方創生事業を重点的に取り組み、基幹産業である農業や観光の振興を図るため、村の3大ブランドの販売促進のみならず、新たな農産物や特産品開発などの取り組みを図り、また天栄村の魅力を全国に発信するための事業の展開、さらには新しい人の流れをつくるため、村内への移住に対する取り組みや企業誘致等に取り組んでまいります。

また、少子化対策のため、未婚の方への結婚支援や出産、子育て支援等を積極的に推進し、元気で明るい村づくりにさらに取り組む考えであります。

さらには、人づくりは村づくりの観点から、人材育成にも力を注いでまいります。特に「英語の村てんえい」を推進していることから、教育長部局との連携を図りながら進めていく考えであります。

3番目の財源の見込みについてであります。国においては大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢からなる経済政策に取り組み、デフレ脱却、経済再生と財政健全化は双方ともに前進したとしていますが、債務残高のさらなる累増が見込まれるため、平成28年度からの5年間で経済・財政一体改革を実施し、歳出改革は聖域なき削減を図ることとしており、依然として厳しい財政状況と見込んでおります。

また、県においては、東日本大震災及び原子力災害からの復興を加速化し、地方創生の深化を図るため、人口減少に歯どめをかける取り組み等の新たな課題に伴う歳出増加が見込まれるとともに、地方交付税総額の減額等により、依然として一般財源確保は厳しい状況にあります。

このような中で、本村においても歳入全体の約8割を地方交付税や国・県支出金等の依存

財源に頼っており、今後、地方交付税の減額が見込まれることから、財政支援は極めて厳しい状況であり、関係機関・団体とともに、地方の厳しい財政状況を踏まえた予算編成をするよう国に要望するとともに、さらには村税収入等の自主財源を確保し、限りある経費の中で最大限の効果を発揮できるよう予算編成に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 予算の編成はこれからだと思いますけれども、今年度の平成28年度の予算額は、今回の補正額を含めると総額82億8,500万円何がしですね。

そういたしますと、来年度の予算額はどのくらいを見込んでいますか。税金はどのくらいを見込んでいますか。

それから、今年度は、来年度までだかもしれませんけれども、復興予算というものが大きなウェートを占めていたと思いますが、その金額等については来年度はどうなりますか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 来年度予算の概要でございます。

先般、職員に対しましての新年度予算の編成会議というようなことで、編成方針を指示したところでございます。

その中で、これから実際の積み上げ作業を行って、編成作業は例年どおり1月から予算策定という流れになってきますが、今、議員お尋ねの来年度の予算規模がどのくらいかというお尋ねでございますが、82億円前後が今現在の予算残高ですが、そのうち除染絡みが約半分、40億円前後が除染絡みでございますので、それを外しますと、やはり約40億円前後がその除染以外の通常ベースの予算規模かなと、それにつきましてはそんな大きな変化はないのかなというふうな見込みを立てております。

それから、除染絡みの事業費につきましては、今、皆様ご承知のとおり、今、仮置き場、それから除染委託についてはほぼ発注は終わっておりますので、来年度、新年度の中でそういった除染、あるいは仮置き場関連でどのくらいの予算が計上するかはまだこれからなんです。今年度の平成27年度当初予算から比較すると、大きな減少になるものと思われまして。というか、それが震災前の平年ベースの予算規模になるのかなというふうに思っております。

それから、地方税金、村税の見込みでございますが、これは詳しくは担当課長がわかっているんですけども、私なりに今、把握しているところでは、震災後のいわゆる土木関連事業等によって、一部の事業についてはある程度村税の収入増は見込めるのかなという感じはしておりますが、全体、それは土木関連作業員の所得増に伴う収入増はある程度見込めるのかなとは思いますが、全体的にはそれ以外の収入増はなかなか厳しいものがあるというふう



な見込みを立てております。

それから最後、復興予算でございますが、それはまだこれからの予算編成作業の中で形をつけていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 私の質問事項の中で、新規事業の点について答弁を伺ったわけですが、何と申しますか、どうしてもソフト事業が重点になって、しかもそのソフト事業についてももう少し具体的な内容、ちょっと抽象的かなというような私の感じなんです、もっと突っ込んで具体的にこういうことをしたい、こういうことが、例えば子育て支援、少子化対策、それからどういうふうにするか、やりたいかというような来年度の予算編成に含めた内容をお聞かせ願ひしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

来年度事業の重点事業でございますが、先般11月に、予算編成前に来年度の重点事業ヒアリングというふうな形で、一度大きな事業の内容についての聴取を行ったところでございます。

その中で、ソフト事業でいきますと、いわゆる定住化促進というふうなことの観点からの事業の取り組み、あるいは老人福祉のほうでいきますと、天栄ホームの拡充であるとか、あるいは道の駅の拡充であるとか、そういったさまざまな重点事業のヒアリングを行ったところでございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 来年度の事業については、ほぼソフト事業限りだと思っておりますが、ハード事業については今のところ計画的な考えはないんですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

新たなハード事業としての大きなものというのではない状況ではございますが、ただやらなければならないところが多々ございます。これをどういうふうな形でやっていくのかというのを、そのために企画の課をつくりながら、村の将来的な方向性を見つけながら進めていくというようなことで、真っ先にやらなくちゃならないのはやっぱり少子化対策、人口減少の中で移住定住促進の住宅等、これを民間業者とタイアップした形で設置したいというようなところで、今、こちらのほうも進めているところでございます。

あとは、高齢者の介護の対策と予防というようなことも含めて、介護については天栄ホー

ムの皆様方から議員の皆様からご理解いただいた30床の増床というように進めております。

またデイサービスにつきましては、現在湯本地区にはなかなかないというように、鳳坂峠を上りおりすると大変体力的にも厳しいというお話をいただいているものですから、保育所を湯本小学校のほうに移して、保育所を改装して、そこをデイサービスにしたいというように思いがございました。

また、道の駅につきましても、羽鳥湖高原と季の里てんえい、どちらについても新たな改修をしなければ今後の誘客も見込めないというように、こちらについても両方の道の駅、まずトイレの改修等々も含めながら、そういったところ、こちらもうまく補助を見つけながら進めてまいりたいというようにございまして。

また、給食センターについても、前に2番議員からご質問がありまして、長沼にある給食センターを、そこを利活用できないかというようにご指摘をいただいたんですが、須賀川市では今後、そのことはいろいろな需要が見込まれて、天栄の分までは余力はありませんというようにお答えでございましたので、こちらは大分老朽化をしているというように、こういったところも新たに設置しなければならないというように、また各公共施設、まず小学校、あと幼稚園についても雨漏りがして、今回改修工事をしたところでございまして、そのほか小学校についても相当傷んでいるところもございまして。そういったところの改修等々も視野に入れながら、全体的なやつを見ながら、優先事業を決めながら進めてまいりたいというように考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 少子化対策、先ほどから言われております。村の将来を担う大事な子供に対する支援策というの重要な政策の一つだろうと思います。

それで、現在の村の出生率、何%になっていますか。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

(午後 3時11分)

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時11分)

---

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

合計特殊出生率が1.42でございまして。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 子供たちが少なくなるのは、いろいろ原因があると思います。当然、先ほどから言われているように、結婚もしない、結婚しても子供さんがいろんな事情で産めない、産んだとしてもせいぜい2人まで、3人以上はなかなか伸びないといえますから、当然子供は少なくなるばかりだと思いますが、過日我々議員で、鏡石さんと研修に行ってきました茨城県の利根町さんですか、やはりそこでの少子化対策について、1つ参考になる話をここで説明したいと思いますが、利根町さんでは第2子に産まれた子供さんに対して、15年にわたって分割して、15年間で50万円を与える、それから3人目、産まれた3人目以降はやはり15年間ですが100万円、15年に分割して15年間与える、これも一つのいい方策かなと思って感心して聞いてきました。

天栄村でも、それぞれに児童手当等について決めがあって与えていると思いますが、再確認の意味で、天栄村の現在の児童手当というか、子供さんに対する金額、与えている。

それから、この利根町さんのやっている方策に対して、どのように思いますか。考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 各市町村、この子育て支援策、今、少子化対策というのはいろいろと工夫してやっております。今の議員のお話も、利根町さんのお話も参考にしながら、こういったところに取り組んでまいりたいというようなことで考えております。

あと質問がありました件ですが、それは担当課長からお答えしますので、よろしくお願いたします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 子宝祝金の支給人数についてお答えをいたします。

平成26年度でございますが、第2子が10万円でございますが17名、第3子、20万円でございますが7名でございます。

平成27年度、これは3月までの見込みでございますが、第2子が7名、第3子が4名、第4子が2名という見込みでございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 我が村は、我が村のそれぞれの事情もございませう。必ずしもほかの町村のまねをするというような必要はないと思いますが、ただ参考にすべき点はあるかと思ひます。これで、利根町さんでどのくらい子供さんがふえたというところまでは確認はできなかったんですが、これをやったから果たして子供さんをいっぱい産んで、少子化対策に貢

献できるかというような確実なこともないとは思いますが、やはりこれからの村の子供さんが少なくなる、ひいては人口減少につながるということでございますので、ぜひこういうことも含めて今後の予算策定に配慮していただければなと思います。

予算等については、今後の執行部側の判断に任せることとなりますが、ぜひ村の再生のために頑張っていただきたいと思います。

1つ目の質問については終わりました、2つ目の質問事項に移らせていただきます。

T P P大筋合意に伴う影響と当村農業振興については。

数年にわたり協議が続けられていたT P P交渉も、先般ようやく大筋合意がなされました。このことにより、日本の農業も大きく変わろうとしています。

しかし、その内容に稲作や畜産農家は大変心配しており、村内農家が農業に夢や希望が持てる施策と今後の当村農業の振興について考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 2番目のT P P大筋合意に伴う影響と当村農業振興はについてお答えいたします。

政府のT P P交渉、いわゆる環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を受け、農作物のうち約8割の農作物の関税が撤廃されることとなっております。

農林水産省は、多くの品目で影響は限定的だとしながらも、一部長期的には価格が下落する可能性もあるとしています。政府は米、麦、牛・豚肉など、特に影響が大きいと思われる重要5品目の関税撤廃を例外とすることができたとしておりますが、米については新たな輸入枠が段階的に設けられ、牛肉、豚肉についても段階的に関税が引き下げられることとされており、生産農家は先行きについて不安が拭えないことと思われま。

今後につきましては、国の動静などを注視しながら、農作物の生産性と品質の向上はもとより、ブランド化や高付加価値化を推進していくとともに、産地としての競争力を高め、生産者が意欲を持って取り組める農業政策を推進してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） このT P P交渉については、新聞、あるいはテレビ等で日本と各国が協議しているというような話が大分騒がせておりました。そして、ようやくこの大筋合意がされたということで、一安心かなというような思いもあったんですが、しかし内容的には我々としても細かいことまでなかなか把握できない、わかりづらいというような面がございまして、この福島県においてはまだまだ原発の風評が続いている現在で、さらにT P P合意がなされたということで、農家は非常に不安が大きくて、これからの農業はどうなるのかな

というようなことをみんな心配しております。

特に、我が村で重要な作物である稲作については、昨年よりはことしの米価については1,000円くらいは高いんですね。しかし、収量においては昨年よりちょっと劣っているという方が大部分です。そこへもってきて、今度このTPPという問題が来まして、農家はこの先どうなるのかなというような心配をしております、政府のほうではあれやこれや政策大綱なりを発表していますけれども、あれでもなかなか農家の方はのみ込みできません。

それで、TPPの発表の内容を若干私なりにメモしておいたんですが、米については関税そのものは維持しておくんですね、77%の関税は残しております。しかし、アメリカより最初は5万トン、オーストラリアからは6,000トンですか、そして13年目以降はアメリカから7万トン、そしてオーストラリアからは8,400トン輸入をするということが義務はつけられないようですが決定はしたようです。そういたしますと、現在でも米が余ってどうするんでしょうというようなことが農家の方は心配しているんです。当然、輸入をして米余りのところさまたふえるんだから、また安くなるのは目に見えていますから、そこら辺に対して農家の方が心配している。いや心配しなくたっていいよと、村でもこういうことを考えて、このような支援策を考えていますというようなことがありますればなお助かると思いますし、そのような考えがあるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） ただいまのご質問に対してお答えをいたします。

TPP交渉で、現在言われておりますアメリカからの7万トンとオーストラリアの8,300トンというふうな形でございますが、これに対しまして、国のほうは現在5年間毎年20万トンずつ買い入れしている備蓄米、こちらを33万トンにするというふうなことで、買い入れ枠を増やすというふうなことを検討しております。そういう中で、米の余っている状況を幾らかでも緩和して、需給の調整をバランスとっていくんだというふうな形であると思います。

村の考えとしてはというふうなことでございますが、ことし、先ほど議員おっしゃられましたように1,000円ほど上がったというふうなことです。これは、昭和40年から始まっております生産調整が今年度初めて全国レベルで達成したということで、需給のバランスが整ったというふうなこともございます。そういう需給のバランスをどのようにして整えていくかということが価格決定の大きな要素になってくるということで、JA全中でもこの米の価格の決定についてはもうちょっと透明性を持たせて、そういう需給調整が見える形でお米の価格を決定していきたいというようなことで、現在進めております。

なので、その辺がはっきりした段階で、村としましてもどういうふうな対応をしていくかというのを決めなければならないとは思っております。

現在のところ、先取りしてどうのこうのというふうなことは、なかなか現実的な部分としてはできませんので、この内容がこういうふうになっていくというふうなことが固まりましたら、また再度検討、またそれに向けてこういうTPPに負けない農政対策というのを進めていかなければならないというふうに考えておりますが、こちらの実際の大筋合意じゃなくて完全合意というふうな形での公表がなされた後に、また結果が出てくるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） TPPの関連について、もう少し聞きたいと思うんですが、ただいま課長よりアメリカとオーストラリアからの輸入米については備蓄米として政府で買い入れて、稲作農家に対応するというような話がございました。確かにそのとおりです、発表になっていきます。

それから、農産物に対する保険制度、どういうふうな作物にどれだけ保険を掛けるという具体的な内容がまだわかりませんが、村としてそこら辺つかんでいるとすれば、その説明をお願ひしたい。例えば、水田においては現在共済制度がございますよね、あれと似たようなものになるのかな、あるいはそれとは違うのかな、この保険制度に対しても、共済は国でも補助いたしますね、農家も保険料として出しますけれども、国でも補填しております。それと同じように、やはりこの保険制度についてもたしか国では補填するというような発表がされていると思ひますが、その具体的な内容と、それから例えばこれが実行された場合に、国で補填した額になお村としても何%なりの考えを持つというようなことが、その時点においてですよ、まだまだですから、今そのことは言われたいと思ひますが、そういう考えがあるかどうかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） ただいまのご質問に対してお答えをいたします。

詳しい内容はまだ決まっていないというふうなことで我々も聞き及んではいるんですが、今、議員おっしゃられました共済組合の部分につきましては、災害等そういった自然災害での減収というふうなことでなっておりますので、こういった価格的な減収につきましては、今、国でやっています価格補填があります、これが大体基本になるのではないかとお願ひしております。ですから、過去5年ベースとか3年ベースとかというふうな中での平均値よりも下がる上がるというのが今の現在の制度でございますので、そういったものを踏襲しながらいくのではないのかなというふうに我々は今、いろいろな情報を見ますとそのようなことが書いてあるのが多いというふうに思っております。ただ、これは実際に出てこないと何とも言えないことでございますので、その辺は価格補填と、やっぱり災害の共済組合とはまた別な形

で、多分直接支払いというふうなことが今は基本になっておりますので、直接支払いの中でそういったものも出てくるのかなというふうに感じております。

あと、村の対応というようなことですが、そちらについても中の詳しい内容が出てこない限りでは、なかなか手を打つことはできないということですので、ご了解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） このTPPについては、農業分野だけでなく、工業、商業、薬事法は何だかんだともういろんな分野にまたがっていますので、なかなかのみ込むのは大変でございますし、今後の対応をもう少し見守りたいと思いますので、村のほうでもその対策はよろしく願いしておきます。

それで、農業振興について少し聞きたいんですが、中山間地直接支払制度の取り組みについて、先ほど村長の挨拶の中にもございましたけれども、現在19地区が取り組みをしていると言いましたけれども、あとその取り組む可能性があるというか、対象になってもいいような地区というのは何地区ございますか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

[参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 現在、農家の戸数が多くて、そういった取り組みがなされる条件があって取り組んでいないというところについては、あと2地区になっております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この中山間地直接支払制度と、それからこれに組み合わせた多面的機能の制度ですか、それらを取り組んでいる地域は、農道やそれから水田の畦畔等々がやはりきれいです。せっかく村全体でこれ取り組んで、ただきれいになるだけでなく、環境にもいいとかいうことはもちろん目的ではございますけれども、やはり交付金が入って、その地区でも潤うし、村としてもまあいい制度だなというような認識だと思いますので、その2地区に対してぜひ何とか取り組むことができないかというようなアドバイスのことをしていただきたいと思いますが、その可能性はないんでしょうか。どうですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

[参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇]

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

こちらの制度につきましては、毎年、年が明けたあたりに、転作の説明と同時に、そういった内容のチラシをお配りしまして推進しているわけでございますので、今回もまだ取り組んでいない地区についてはそのような推進をして、なるべく全地区をカバーできるというふ

うな形に持っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） ぜひ、そのような方向で進めていってほしいと思ひます。

それから、次年度の田畑の放射能の抑制対策についてはどのようにになりますか。今年度で全ての抑制対策事業は終わる予定なんだか、来年度以降もやるんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 放射能の吸収抑制対策のことでよろしいでしょうか。

現在、吸収抑制対策4年目というふうなことになっておりまして、ゼオライトは今年度やっていないというふうな形になっております。カリウムとプルシアンブルーの布のほうをやっておるわけですが、プルシアンブルーの布のほうは河川からの用水に関しては、ここ2年、去年もことしも減少傾向にあるということで、このまま使っても影響のない程度まで、0.05ベクレルぐらいまで落ちている、下がっているということなので、そちらのほうに関しては来年に向けてちょっと、いわゆる実施する場所を今の600カ所ではなくて少なくしていきたいというふうに使っております。ただ、来年度もカリウムについては実施していくというふうなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そうすると、この放射能に対する対策については、カリ肥料については来年度も実施するということの認識でよろしいですね。はい、わかりました。

それから、食味コンクールの件でございますが、先ほど熊田議員さんだと思いますが、たしか食味コンクールについて質問がありまして、私もブランド化推進協議会長として、ちょっと言うのも言いづらいんですが、食味コンクール、8年連続金賞者出しました。金賞者については、それなりに一生懸命やって努力もしております。すばらしい取り組みもしております、認めます。それをとやかく言うつもりはございませんけれども、せつかくやがて10年になろうとしているこの食味コンクール、取り組みをやっているのに、天栄村はすばらしいという声がございますけれども、その表彰者だけで、天栄村全体の稲作農家の方たちに何ら、特別恩恵ということは言いませんけれども、全体の底上げがなされるような方向に何とかできないものかな、そういう声がどうしても上がります。表彰される人だけがクローズアップされて、新聞に載って広報に載って、それはそれでもその方に対しては敬意を払いますが、末端の農家の天栄米という稲作農家の底上げが、やはりこの食味コンクールをやっている意義があるのではないかと思います。ですから、私が、自分が会長として何言っているんだと言われるとそうですけれども、なかなか事務局単位でやっている、産業課さんが中心でやっておるわけですが、その辺をもう少し考える必要があるのではないかと思うんです



が、どう考えているか、担当部局としての考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

食味コンクール、村の中で自前のコンクールも8年間行っているわけですが、その中で食味コンクールに出品する数というのは大体年間100点ぐらいというふうなことであります。それ以外にも、皆さんお誘いするんですが、なかなか出てこないというふうなこともあります。生産組合長、そういった方々を通じての啓発も行っております。栽培研究会、産業振興課は事務局でございますので、こちらにつきましても毎年1回、研究会のお誘いのチラシは各農家さんにお渡ししております。

そういう中で、やっぱり参加していただくというのが一番だと思っております。そこに参加しないと、今言ったような、どんなつくり方をしているかとか、どうやったらいいかというのなかなかわからないと思いますし、ただ農協さんのほうと組んでいるのは、特別栽培米でないとなかなか食味が上がってこないということもございまして、特別栽培米につきましては現在120町歩の面積の作付があります。800町歩ですので、大体6分の1ぐらいというふうな形にはなりますが、それでも6分の1、これをどんどんふやしていくことによって、食味が上がるというふうなことになるんですが、何分この特別栽培米にすると収量が下がるということがございます、年々下がっていきますので、最初の年は前年度の肥やしが効いているのもありますが、年々下がってやっぱり8キロ前後しかとれないというふうなことで、取り組んでもやめてしまう人もいるというふうなことでございますが、食味というものをもう少し農家の方々にもご理解いただいて、天栄村の底上げを図っていきたいというふうにご考えておりますので、そういうもろもろの研究会なり、あとは食味コンクール、そして特裁という、今回は特裁とあわせて冬期湛水、あと堆肥の施用をやると10アール当たり1万2,000円もらえるというようなこともありますので、そういったさまざまな施策も組み合わせながら、皆さんに参加していただけるような環境をつくってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 天栄米、特に皆さんが天栄米、天栄米と言いますが、この天栄米というのその定義、天栄米というのはどんなものか、どんなものを天栄米として発表しているんだか、そこをお聞かせ願います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 現在、天栄米として規定しておりますのは、特別栽培

米以上ということで、特別栽培米、あとは無農薬、そういったものについて天栄米というふうな定義を持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと慣行栽培、いわゆる大部分を、たしか稲作農家、この天栄村で栽培面積、約1,000町歩あったとしても、慣行栽培が大部分だと思います。そういたしますと、慣行米については、いわゆる課長が言うような天栄米というような定義には当てはまらないということなんですか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

慣行栽培につきましては、当てはまらないということになります。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この農業問題については、農業だけの視点から捉えるのではなくて、やはり地方自治体そのものの存亡にかかわるような大きな問題として捉えるべきだと思います。やはり村全体の所得向上を上げるためには、これからの重要な農業施策も大事だと思いますので、ぜひよろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

以上で2番目の質問は終わらせていただいて、3番目に入らせていただきます。

学校教育の方向について。

中学生の各種競技大会や音楽活動においてはすばらしい活躍で、村の誇りであり、うれしい限りです。このことは、先生方や教育関係者の熱心な指導のたまものと思ひます。

他方、勉学や生活態度も重要であり、学力はどのような状況かお聞きたいと思ひます。県内、あるいは近隣の学校との学力的比較、校内でのいじめ、不登校などの生活態度、以上についてお聞きたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えしたいと思ひます。

学校教育の方向はについてのご質問にお答えいたします。

各学校とも、校長のリーダーシップのもと天栄の教育推進に努力いただき、各種大会、コンクール等に今までなすことのできなかつた成績をおさめることができました。学校、家庭、地域が一体となつたつなぐ教育のたまものと考えております。

1点目の県内、あるいは近隣の学校との学力比較についてであります。本年4月21日に、中学校3年生と小学校6年生を対象に、国語、算数、数学、理科の3教科で実施された文部科学省の全国学力・学習状況調査の平均正答数と平均正答率について、県平均、全国平均と

の比較資料が村教育委員会に通知されておりますので、これによりお答えしたいと思います。

その内容であります。中学校は理科が県平均と同じ、それ以外の国語、数学、小学校の国語、算数、理科は県平均、全国平均を下回りました。しかし、平均正答数で比較すると、その差は中学校で0.2から3.2問、小学校で0.5から0.9問の間にあり、県、全国と大きな差はないと考えております。

2点目の校内でのいじめ、不登校等の生活態度についてであります。いじめについては他県において中学生がいじめの疑いにより自殺する案件が発生したことを重く受けとめ、本村においてはこれまでもささやかな兆候や懸念、児童生徒からの訴え等、いじめの疑いにかかわる情報があった際には、いじめ対策組織を活用し、速やかに組織的に対応することを各学校に指導してきたところであり、各学校においてもそれに従って対応しているものと受けとめております。

その中で、中学校で生徒からの訴えが1件あったため、調査実施し、対応して解決をしたところでもあります。

小学校でのいじめはございません。

不登校については、中学校で3名おり、各学校において適切に対応しているところでもあります。

小学校においては、不登校児童はおりません。

不登校については、思春期という複雑な心理状況もあり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携をして、登校できるよう学校を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 学校の部活での今年度の活躍、大変素晴らしいものがございます。村長の挨拶の中でもある程度述べておりましたが、もう少しどのような部活がどのような成績を残したのか、もっと詳しくここでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

まず、部活動についてでございますけれども、ことし県大会で県中学校体育大会駅伝大会が、先ほど村長のお話からもありましたけれども、岩瀬地区で女子優勝いたしまして、県大会で5位、同じく今度は陸上の県大会、中学校体育大会陸上競技大会、女子共通800メートル、2年生の生徒が出ているわけなんですけれども、これ6位に入賞しました。同じく1年女子1,500メートルで、県大会で2位になっております。そして、上位は東北大会に出場し

まして、東北中学校陸上競技大会、女子1,500メートル1年、東北大会で見事優勝しております。あと、県大会、県ジュニア陸上競技選手権大会において、女子800メートル、天栄中の1年生女子、これ県で優勝しまして、全国大会に出場して、先ほど村長からの話もありましたように、ジュニアオリンピック陸上競技大会、これ神奈川で行われたんですけれども、女子800で全国大会に出場しております。予選通過して、準決勝もかなりいい成績、順位で走ったんですけれども、惜しくも準決勝で落ちましたけれども、これインターネットで映像も見られますので、ぜひジュニアオリンピック陸上競技大会と検索をして、その頑張りを見ていただければと思います。

あと、水泳におきましては、県大会におきまして、県中学校体育大会水泳競技の部において、100メートルバタフライ、これ天栄中3年生なんですけれども、県大会で3位に入り、東北大会に行っております。同じく200メートル、天栄中学校3年で5位に入り、東北大会に行っております。惜しくも東北大会では100メートルバタフライ15位、200メートルバタフライ20位とはなっちはいるんですけれども、東北大会まで出場しております。

あと吹奏楽、これも村長より話ありましたけれども、県吹奏楽コンクールにおいては中学校小編成の部において、天栄中学校が金賞を受賞しております。そして、全国大会、日本管弦合奏コンテストにおいて優秀賞、バンドジャーナル賞を受賞しております。

あと、テニスでございますけれども、テニスについては東北大会、東北中学校テニス選手権大会、女子団体が出場しましたけれども、これ惜しくも1回戦で敗退しております。

あと、つい最近行われました岩瀬地区中学校の新人戦におきましては、バスケットボール女子優勝、野球、天栄中学校優勝、そしてバドミントン、天栄中学校で女子個人が優勝、あと団体で3位、そういうふうな成績をおさめております。

順序、逆になってしまったんですけれども、岩瀬地区の総合大会においては、バスケットボール女子が第3位、サッカー、天栄中学校が2位、バドミントン団体が3位、そういうふうな形になっております。

また、小学校においては、湯本小学校のほうでスナッグゴルフをやっているわけなんですけれども、これ県内予選を通過しまして、仙台の全国大会に出場しました。でも、惜しくも団体戦で敗退はしてしまったんですけれども、子供たちにとってみればすごい貴重な経験となったところです。

あと、スポーツ以外におきましては、大里小学校が県の歯科保健優良表彰受賞で努力賞、同じく大里小学校が、これ村長より話ありました県の書道連盟選抜展において文部科学大臣賞を受賞しております。

あと、その他、細々なコンクールにおきましても、個人で本当に数多く、さまざまなコンクール等で受賞をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） ただいまの教育長の説明ですと、覚え切れないくらいもうすごく入賞して、素晴らしいと思います。

それで、中学校においては重要な教育科目でございます部活動がございます。天栄中もちろん湯本中学校においては、部活動の何と申しますか種類と申しますか、それはどのようなになっているか、何と何が天栄中であって、湯本には何と何が部活動をやっていますか。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えします。

まず、湯本中学校でございますけれども、中学校全校生徒10名というふうなこともございまして、団体種目についてはなかなか難しいというふうなところで、今、卓球のほうを部活動として進めております。ただ、今年度につきましては、10名の生徒ではあったんですけれども、岩瀬の駅伝大会におきまして、男女合わせて10名の生徒ではありますけれども、男子の部に女子も参加しまして、その駅伝大会に臨んだというふうなことで、これはある意味では大変素晴らしいことだなど、そういうふうにご考えております。

あと、天栄中学校につきましては、先ほどお話ししましたように、野球部、サッカー部、テニス部、あとはバスケット部、運動部についてはそのような形、あと美術部、あと吹奏楽部、そういうふうなものもございます。ただ、今、サッカー部におきましては、この新人戦、部員数が少なく、8名で戦ったというふうなことで、須賀川の学校と8名と11名で戦って、須賀川の大規模校なんですけれども引き分けをしたというような形で頑張っております。

そういうふうな意味においても、これからスポ少との連携を図りながら、部活動の充実、そういうふうなものに努めてまいりたいと思っておりますけれども、その辺の少子化によるいろいろな問題等もあるというふうなことでご理解いただければと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 部活動については、やはり湯本中学校さんについては、今の話ですと人数が少なく、なかなか団体競技がままならないというようなことでございますから、それはやむを得ないと思っておりますが、よく頑張っているなと思っております。

それで、中学校の部活動については、以前はバレーボールもあったんですけれども、これはやはり生徒数が少なくやむを得ない、部活動のクラブ数をいっぱいつくってもなかなか集まらなくて、ある程度絞ってこの競技にしているのだから、それともまた生徒さんの、何ていうのかな、希望を募って、こういう競技の部活動にしてほしいというような意向で、このように今の体制になっているのでしょうか。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、学校、あるいは子供たちの意向、あとは保護者の願い、そういうようなものもございます。

ただ、やはり子供たちにとってみれば、小学校のてんえいスポーツクラブよりやっているいろいろなそういうふうな種目ございます。そして、中学校に来てなくなるというようなことだと、かなりある意味で厳しい面もございますので、そういった関係、あと指導者の関係、あとやはり子供たちの入部関係、それがやっぱり一番大きいものとはなると思うんですけれども、しかし今後は全ての子供たちの希望にかなうような部活動というようなのはなかなか厳しいところがあるので、先ほどお話ししましたように、てんえいスポーツクラブ、スポーツ少年団、スポ少ですね、そういうふうなところとの関連等々を考えながら、学校と十分協議をしながら、子供たちにできるだけ、あるいは親御さんにできるだけかなうような、そういうふうな形で部活動の推進をしてみたいと、そういうふう考えております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 中学生においては、3年生になりますと、いよいよ進学を目指して勉強に充当するようになると思います。それに1年生、あるいは2年生までは部活に熱中して一生懸命やりますけれども、3年生のいつの時点から部活を離れて、勉強、進学に充当するようになるのでしょうか、その流れをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） いわゆる受験勉強といえますか、3年生になると高校進学でございますので、その時期はございません。中学3年生にとってみれば、もういつでも受験体制というふうな形で頑張っているとは思いますが。

ただし、部活動の関係で話しますと、6月の総合大会が終わって、県中大会に進めない時点において、もう部活動はなくなります。ただ、その後に駅伝大会とかそういうのもございますので、そちらのほうに進む生徒については10月ころまで駅伝のほうの練習、そういうふうなことがございますけれども、普通の部活動に限っては6月の岩瀬の地区大会で負けてしまえば、もうそこで一応終わりというふうな形で、子供たちは勉学のほうに励むというふうな形になっております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 子供たちの部活動等については大変わかりました。

それで、次にいじめ、不登校についてでございますが、先ほど不登校については3名くら

いがいるというような話でございました。

それで、生徒の行動をやはり知るのが大変重要かと思えます。生活態度を含めて、行動が。それで、児童生徒のいじめ、それから悩み、体罰等々を含めて、その実態を把握するために、学校内にアンケート的なものとか、あるいは何といいますか校内ポストみたいなものを、子供たちの考えを述べる機会があるようなことを実行しているのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

いじめについての調査等でございますけれども、まずいじめ対策防止法が施行されまして、我が村におきましては、青少年育成村民会議の中にいじめという言葉ではなくて、思いやりがあればいじめは出ないというふうなこともありまして、いじめという言葉を使わず、思いやりを育む推進委員会を設置し、その中で村全体でのいじめ対応、あるいは重要ないじめの案件については村全体で対応できるような形で調査、対応、相談、そういうふうな形で健全育成の中に思いやりを育む推進委員会というものを村としては設置しております。

学校におきましては、やはりいじめ防止法に基づきまして、学校いじめ防止基本方針というものを作成しまして対応することになっております。それについては、本村全ての学校においてこの方針について計画を立て、進めているところであります。

その内容につきましてでございますけれども、まず対策としまして、職員会議等を通していじめに関して教職員間の共通理解、そういうようなものをまず図る、あといじめ問題に関する校内研修を実施しております。というのは、いじめが友だち同士の、何というんですか、ふざけっこだとか、そういうふうなことで、教師がなかなか発見できないと、そういうふうなこともありますので、いろいろな場面で研修等を図っております。あとは、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行ったりもしております。また、児童・生徒会等を通じて、いじめ問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係での仲間づくり、そういうふうなものも促進するというふうな形で対応しております。あと、スクールカウンセラー、あとはソーシャルワーカー相談、養護教諭の積極的な活用、そしていじめに対する校内組織の整備、先ほど言いました、そういうようなことについても相談体制の充実を図っております。

そして、議員おっしゃるように、アンケート、それについても各学期ごとに調査をしております。そして、そのポストというようなものについては、生徒会のほうでいじめにかかわらずいろいろな意見を投稿できる、そういうようなポストを中学校のほうで設置していると、天栄中学校の場合についてはそういうふうなこともございます。

そのような形で、あらゆる角度から、いじめについては許さないと、あるいは絶対にあってはならないというふうな立場で、学校ともども対応しているところでございます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） このごろは余り報道等で聞かないんですが、子供たち、児童の凶悪事件がたびたびニュースになりました。

やはり、いじめについてはちっぽけないじめ、いじめによってもまあいろいろな、言葉の暴力的ないじめもあります、それから無視、友達から排除される等のいじめとか、必ずいじめるのは手を挙げて叩いたり蹴飛ばしたりするのばかりがいじめでなくて、いろいろな種類があつて、やはりいじめが不登校にもかなり関連すると思うんですね、いじめられるから学校に行くのが怖いとか、途中で一緒に行くのが怖いとかといって不登校になると、そういうこともございますし、それからやがては本人の自殺にまで行くというような例もやはりございます。ですから、非常に簡単にいじめ、いじめといつても大きな事件に発展しないうちにとめるのがやっぱり肝要かと思っておりますので、ぜひ生徒たちの行動の把握、これはきちっとやっていただきたい。後から出ちゃってから、何もおとなしくて真面目で勉強ができてよかった子だったんだけどもなんて言ったんでは、事件が起きてからでは遅いので、やはりそこら辺はきちっと把握して指導するように、ぜひお願いしておきたいと思っております。

私は、これにてこの質問は終わらせていただきます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君の一般質問は以上で終了いたします。

---

### ◎延会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

（午後 4時04分）



1 2 月 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 平成27年12月天栄村議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成27年12月9日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 天栄村行政組織機構再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 天栄村個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 天栄村防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 財産の取得に関し議決を求めることについて

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第3まで

---

#### 出席議員（10名）

1番	大須賀	溪仁	君	2番	服部	晃	君
3番	大浦	トキ子	君	4番	廣瀬	和吉	君
5番	揚妻	一男	君	6番	渡部	勉	君
7番	熊田	喜八	君	8番	須藤	政孝	君
9番	後藤	修	君	10番	小山	克彦	君

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田	勝幸	君	副村長	森	茂	君
教育長	増子	清一	君	参事兼 総務課長	伊藤	栄一	君
税務課長	森	廣志	君	住民福祉 課長	揚妻	浩之	君

参事兼 産業振興 課長	吉	成	邦	市	君	参事兼 地域整備 課長	佐	藤	市	郎	君
参事兼 会管理 者	小	山	志	津	夫	湯支所 本長	兼	子	弘	幸	君
天保 育所 栄長	山	本	サ	ト	子	学校教 育長	清	浄	精	司	君
生涯学 習課 長	内	山	晴	路	君						

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局 長	蕪	木	利	弘	書	記	星	千	尋
書	記	森	和	昭					

---

### ◎開議の宣告

- 議長（小山克彦君） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
- 

### ◎一般質問

- 議長（小山克彦君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
- 

#### ◇ 大 浦 トキ子 君

- 議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

[3番 大浦トキ子君質問席登壇]

- 3番（大浦トキ子君） 天栄村会議規則第61条2項に基づき、一般質問をいたします。

平成30年度に国保の運営を市町村から都道府県に移管することが決まった。村は多額の国保基金を残しており、県に移行する前に加入者に還元し、国保税を引き下げるべきと思いますが、次の点について伺いたい。

①11月30日現在において、国保基金は幾らになっているのか。

②加入世帯は何世帯か。また1世帯当たり2万円の引き下げをした場合、国保基金の残高は幾らになるか伺いたい。

- 議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

- 村長（添田勝幸君） 国保税についてお答えいたします。

1点目の11月30日現在における国保基金の額は、1億1,639万6,040円であります。

2点目の加入世帯は何世帯か、また1世帯当たり2万円の引き下げをした場合、国保基金の残高は幾らになるかについては、平成27年11月30日現在における国保加入世帯は、840世帯であります。

また、この世帯数に2万円を乗じると1,680万円となり、これを差し引いた基金の残高は9,959万6,040円であります。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 医療費の支出が大幅になるほどの重大な局面というのは、これまでにありましたかどうか、お願いします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員がおっしゃるその重大な局面という意味がどういった部分を指すのか、ちょっと不明ではございますが、医療費につきましては年々、医療技術の高度化ですとか、高額化によりまして増加している傾向にあるということは、間違いのないことでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 例えば、重大な局面ということは、前村長時代に基金を取り崩すはできないと言われたんですよ。何かというと、はやり病とか、俗に言う伝染病ですか、そういったことがもしあった場合に、そういった基金を多く積んでいないと困るので、それで引き下げのために基金は取り崩すことができないのですよという答弁でありました。もう何年も前になります。そういうことが、重大な局面ということで私らは捉えております。そういう重大な局面は今まであったのかという質問であります。そういうことは今までありましたか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員がおっしゃるような、そのはやり病といった、そういった局面は今まではございませんでした。ただし、医療費の増加によりまして、国保の準備基金から毎年繰り入れをして財源確保に当たってきたということでございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 伝染病とか、そういう場合は一地方自治体が対処する問題じゃないんです。これは国とか県の問題ですから、と思いますよ。

それで国保ですね、審議会、国保の基金をこれ、内容で、どのように、全部県のほうに一括して持って行って、そういうことを、進捗状態ですか、どのようになっていますか。国保の運営の状況、基金ね。どこまでその内容、進捗、進行状態になっているか、伺います。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

平成30年度以降の基金のあり方についてのご質問かと思われますので、その観点でご答弁を申し上げます。

30年度以降の基金につきましては、現在、国の基盤強化協議会のほうで議論されている最中ではございますが、これは正式決定ではございませんが、厚生労働省から見解が示されました。

市町村で保有している基金について今後どのようにしていったらいいのかというような質問に対し、厚生労働省としては、引き続き大事に活用していただきたいと。30年度からは国保事業費納付金が都道府県から示されるが、その際に保険料を抑えるために活用していただいてもいいし、給付増になった場合、給付費は都道府県から全額来ますが、翌年度の納付金に賦課されるため、翌年度の保険料を据え置く際に活用いただいてもいいというような見解が示されました。ということは今のまま、市町村に帰属したまま、今後は保険料の抑制、それから据え置き財源に充ててもいいですよというような見解が示されたものと考えております。

村といたしましては、30年度からの制度のスタートに向けまして、条例改正等の必要な手続をとるということで考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 国のほう、厚労省の見解としては医療費とか、あとは保険料の据え置き、保険料を上げたり、据え置いたり、引き下げたりとか、そういう財源に一応基金は使ってもいいですよという国としての見解があったということでもいいんですか、はい。

そうすると、今、国保基金がざっと1億1,600万ですか、それくらい残っておるということで、さきの議会でも言いましたけれども、県内の市町村159ある中で、村は15あります。その中で1億以上を保有しているところというのは天栄村だけなんです。それはさきの議会でもお話ししましたが、やはり今、年収200万以下、ワーキングプアと言われる働く貧しい人ですね、そういった方が急増している中で1億以上を保有しているということは、やはりもうちょっと、据え置きじゃなくて引き下げをしても十分可能じゃないかというふうに思います。

先ほどの伝染病とか、そういうことというのは今までかつてないということの答弁でしたよね。少しずつは医療費が上がっているということは、先ほどそういうお話でしたが、やはりこれは少しでも、今、大変なんです。200万以下という、月にすると16万くらいですよ、ざっと計算すると。そうすると、3人、4人家族の方でそれだけの収入でやっていくということは大変な負担になります。

そういう観点から、これは引き下げるべきだというふうに思いますが、まず税務課のほうに聞きたいんですが、前年度の滞納額。滞納額と滞納者の人数を教えてください。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

先月、11月末現在の収納額になるんですが、現年度、過年度分を合わせまして、未納額が4,517万3,784円でございます。人数は209名でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 11月末で滞納額が4,517万、滞納者が209名ということは、これは大変なことなんですよ。徴収のほうはいろいろと努力してやっておられるとは思いますが、この滞納額4,517万、こういうことを、努力されて、少しでも少なくしていただけるように努力していただきたいと思います。

それで、さきの議会でも申し上げましたが、平田村は、担当課に聞いたところ、今年度、基金が3,000万ほどしかないんですよ。3,000万円のところを1,100万取り崩したんです。それで1人当たり7万の引き下げをしました。1人当たり7万ということは、3人家族だったら2万1,000円ですよ。そういったことを、1世帯じゃないですからね、1人当たり7万。

〔「そうしたら21万だべ、計算が合わないぞ」の声あり〕

○3番（大浦トキ子君） いいです、そちらのほうから。

とにかく、1人当たり7,000円の引き下げをしました。

〔「7,000円だ」の声あり〕

○3番（大浦トキ子君） いや、1人当たり7,000円ですから……

〔「7万か7,000かはっきり」の声あり〕

○3番（大浦トキ子君） 議長、うるさいです。私の質問に対して、外野からがーがー言ってもらいたくないです。

〔「いや、正確な数字を教えてください」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質問を進めてください。

○3番（大浦トキ子君） 1人当たり7,000円です。だから、家族が何名かいればその額が倍になるということですから。課長、そういうことです。

そういうことで、天栄村は1億以上ありますよって担当課の課長に聞いたんですよ。そうしたら、それはちょっとあり過ぎですねって言われましたよ。だから、村民に対する考えが違うんですよ。

〔発言する声あり〕

○3番（大浦トキ子君） うるさいこと。

そういうことでありますから、村としては、やはり国保があるんですから、これ取り崩ししないと、どういうときにやるんですか。今だからこそやらなくてはならないでしょう、引き下げ。

そういうことを、やはり姿勢が違います、姿勢。村民に対する誠実さに欠けております、ここは。これほど基金あるんですから。ほかの自治体は基金ゼロのところもあるんですよ。ちゃんとそれ、基金をどのように引き下げ、医療費のほうにも使ってもいいとか、そういうことは、国のほうからのそういうような指示があったという、それは見解としてはわかりますよ。ただ、そういうことは、やっぱりほかの市町村では一生懸命やっているんですから。

医療費の抑制はすごく、やっていることということは私は重々認めております。というのは、いきいき地域サロンとか健康増進ですね。あとはブリティッシュヒルズで水中ウォーキングですか、そういうことは住民課のほうで一生懸命やっているということは重々承知はしております。しかしこれだけ基金があるということは、やはり少しでも村民に対して還元すると、引き下げをすると、そういったことを、毎回毎回私、同じような質問ですが、やはりそういうことは、来年度の予算に向けて、そういう考えをここで明らかにしてもらいたいと思います。

どうですか、据え置きじゃなくて幾らかでも引き下げ、そういうことでしていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員から平田村の事例をご紹介いただきましたが、平田村のどなたがおっしゃったことかわかりませんが、他の市町村の財政運営についてご意見を申し上げられたようでございますが、基金が、それはあり過ぎでしょうというのは、どういう考えでそんなことをおっしゃられたのかちょっと、私としてはわからないというところですね。後で議員のほうに詳しくお尋ねをしたいと思います。

仮に、今の数字ですと、平田村の基金の残高は1,900万円程度ということになります。じゃ、医療費がふえた場合どうなんでしょうか。その財源はどうするのか、予算がないから医者に行くのを控えてくださいというふうになるんでしょうか。村としては、そういうことを考えながら……

〔「答弁、答弁。質問に対する答弁です」の声あり〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 今、答弁をしています。

〔「何言っているんですか、私言っていること違うでしょう」の声あり〕



○議長（小山克彦君） 揚妻課長、3番議員の質問にだけ答えればいいですから。

○住民福祉課長（揚妻浩之君） はい。

〔「何ですか、それ。言っていることと質問、答弁違います」の声あり〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 国保税の負担は、低ければ低いほどいいというのはもちろん、それは当然のことです。ただし、国保は国民皆保険制度のセーフティーネットです。

〔「議長に言われたでしょう」の声あり〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 将来までに、ずっと安定して運営をしていく必要があります。ということは、基金もある程度の額は保有しておく必要がある、また来年度の予算に関しましては、そのときの被保険者数、それから所得の状況などによりまして税は変わりますので、現時点では、どうなるかということは申し上げられません。

よろしくお願いたします。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 課長、私の質問にだけ答弁してください。平田村がどうのこうの、そういうことはこの議場で言う場合じゃないんですよ。

〔「あなたが先に言ったんだべ」の声あり〕

○3番（大浦トキ子君） 後ろ、うるさいです、何言っているんですか。

〔「あんたが言ったから答えたんだ」の声あり〕

○3番（大浦トキ子君） 議長、暫時休議してください。

○3番（大浦トキ子君） とんでもないですよ。一々、私の質問に対して何ですか、後ろで。乱れます、議場が。

○議長（小山克彦君） 3番議員、質問続けてください。

○3番（大浦トキ子君） そういうことでありますから、質問をちょっと続けますと、課長、一応、質問に対する答弁にしてください。質問に対する答弁。内容がどうのこうの、ほかのこと言わなくて結構ですから。

もう一度言いますけれども、来年度の予算、引き下げに向けて、もう一度、検討するかどうか。最初が一が一言われたから、最後の聞き取れませんでした。もう一度お願いします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

来年度の予算につきましては、被保険者数、それから所得の状況によりまして変動がございますので、現時点では、引き下げになるとか、引き上げになるとか、そういうことは答えられません。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） ちょっと検討するという、引き上げするかどうかはわからないと、未定だという答弁でありましたが、これだけの基金がありますので、ぜひとも来年度の予算には、ぜひ引き下げの方向に向けて頑張っていたきたいと、このように思います。1番目の質問はこれで終わりにします。

2番目に入りたいと思います。

2、米価対策について。

昨年の12月議会において、米価の下落により、農家の収入が約2億9,000万円の減収になるとの村長の答弁でありましたが、今年度の米価は昨年と比べてどのような状況になっているのか、次の点について伺いたい。

村として、米の収穫量は幾らか。

1俵につき幾らの金額か。また昨年は幾らの金額か。

農業経営者の生産所得額は、昨年の場合、例年と比較して幾らくらい落ち込んでいると考えているか。また、ことしの場合はどうであると考えているか。

村はどのような支援策を考えているか、伺いたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 2番目の米価対策に対する質問にお答えいたします。

まず村の米の収穫量は、12月1日現在で6万5,200俵です。

1俵当たりの買い取り金額は、JAすかがわ岩瀬で、コシヒカリの概算金が9,600円、ひとめぼれが9,000円でございます。昨年の価格は、コシヒカリが7,200円、ひとめぼれが6,800円であります。

農業経営者の生産所得額につきましては、品目をコシヒカリとして、基準収量518キログラムとし、10アール当たり換算で比較しますと、昨年の場合、例年と比較して3万9,000円程度落ち込んでいると考えております。ことしの場合、国において生産調整を1971年に開始して以来、初の生産調整目標が達成されたこともあり、需給のバランスがとれ、前年と比較しますと2万7,000円程度上昇しております。しかしながら、米の需要は減り続け、米価は低落傾向にあるため、予断を許さない状況にあると考えます。

村の支援策につきましては、米の価格補償対策を積極的に取り組むため、農業者に対して、経営所得安定対策やナラシ対策への積極的な加入の推進を図ってまいります。また、中山間地域等直接支払対策事業等の日本型直接支払制度を活用して、地域農業の経営基盤の安定と担い手の確保を図ってまいります。

さらには、米・食味分析鑑定コンクール国際大会の総合部門において、8年連続金賞を受賞した天栄米のPRを県内外に積極的に進め、村内における高付加価値な米づくりの推進に努めながら、農業所得が確保できるよう支援してまいりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 昨年は米が大暴落したということで、2,000万の助成金を出して、少しでも農家の方に、気分的にちょっと助成したということをして伺っていますが、少しでもやはりやるということは、これは本当、農家にとっても大変喜ばしいことだと思います。

今年度はどういう対策、方策、支援策ですか、ということで、先ほどの答弁でナラシ対策とか、あといろいろほかにも言ったんですが、じかに1俵当たり幾らとか、そういった支援策とか、そういうことはどのようになっているのでしょうか。あるでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今年度の米価につきましては、昨年より約2,400円ほど上がっているということもございまして、直接的なお米に対しての支援策は行っていないというふうなことでございまして、

それ以外に、ことし、先ほど村長の答弁にありましたように経営所得安定対策、こちらにつきまして認定農業者が対象になるということで、今年度、昨年の暮れから認定農業者の加入促進を行いまして、現在、134名の認定農業者が認定されております。この方々につきましては、経営所得安定対策、過去5年間の米価の平均価格より下回った場合につきましては拋出金を出すのはありますが、そのお米の価格補償を受けられるというふうなことで対策を行っております。

また、お米直接ではございませんが、中山間地域直接支払等の日本型直接支払という制度をもちまして、10アール当たりの所得向上について、中山間地域と多面的で、大体、村内に來ている交付金が約1億というふうなことがありますので、そちらのほうを支援してまいっているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 昨年より米価が2,000円ほどちょっと上がったということですが、2,000円上がったということだと、1俵当たり大体どれくらいの値段になるでしょうか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

先ほど村長のほうからもお話を申し上げていると思いますが、J Aすかがわ岩瀬の概算金というものでございます。生産者概算金という形で、コシヒカリの概算金が9,600円、ひとめぼれが9,000円でございます。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 農家としては、1俵9,600円、こういった額は本当に、多くやればやるほど赤字になる、そういった声が聞かれます。来年は少し休耕してやめようかという方も結構多く聞かれます。これは前、国のほうで価格補償制度、こういうのがありまして、そのときは、幾ら安くても高くても一定の基準ということがありましたので、何とか農家を続けていかれたということなんです。あの当時は1俵当たり1万8,000円ぐらいだったですから、これが9,000円ということは、半額になったということですよ。本当に、これは政府、国の制度のあり方が問われると思います。

それに対しても、J Aのほうでこれだけ、去年より2,000円ちょっと高くしてくれたとか、いろんな補償額ですか、そういうのもろもろ含めて、何とか去年よりはちょっといいんじゃないかということは見受けられますが、それに対して、村としてもいろいろな施策はやっているとは思いますが。それはそれでいいんですけども、今回、TPPで大筋合意ということで、米のほうも関税がなくなってきましたよね。米の輸入を拡大ということで、関税なし、こういうことで、米、米国向けが3年間5万トン、13年目以降7万トン。オーストラリア向けが3年間6,000トン、13年目以降は8,400トンの無関税の輸入枠を設定したというふうに新聞等にありますが、これに向けて、やはり国内もそうですけれども、この天栄村、天栄村も、それに対してどのような対策とか考えておりますか、ちょっと伺います。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

TPPの大筋合意の内容につきましては、今、議員おっしゃられたとおりでございます。そういう中で、昨日もお話をしましたが、国としては、現在の備蓄米100万トンの買い入れを、5年間で20万トンずつと言っていたものの、3年間で33万トンで100万トンというふうなことで、買い入れを増やすということでの、市場の余った分を買い入れるというようなことで、そちらを、3年目以降、また加工用米、飼料用米に回していくというようなことでの現在、対策を練るというふうなことは伺っております。

まずそれ以外、詳しく、所得補償とかそういった部分についてはまだ全く出てきておりませんので、そういったものがもろもろ発表になった後に、村としてもその辺の部分について

は考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

米の関税の撤廃というのではなくて、一応、関税撤廃ではなく輸入枠の拡大ということでの TPP の合意というふうな形でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほどの答弁では、どんどん輸入米が入ってくるということで、村としても何らかの対策をしていきたいという答弁でありましたが、もう赤字だからできない、今度やらないでよくと田んぼが荒れますから、そうするとイノシシ、いろんなのが被害が出てきます。イノシシ対策でも今回、相当な額、70頭以上ということをやりましたよね。前、質問したときよりもまだ10頭ぐらい多くなっているということで、本当に一生懸命やっているなというふうに私は思っております。

やっぱりそういった点で、来年度の予算には、少しでも農家向けの助成、補助金ですか、そういうのを考えていただいて、農家の方が意欲を持って農業に取り組んでいただけたらということをしていただきたいなと思っております。これを申し上げておきまして、2番目の質問は終わらせていただきます。

3番目に入ります。

3、学校給食費の助成について。

学校給食費の助成制度は全国の自治体に広がっている。県南の自治体においても、矢祭町、鮫川村、石川町、平田村などでは既に実施している。天栄村においても、給食費が高い、何とかしてほしいとの要望が多く寄せられており、村はこの要望に応えるべきと思うが、村長の考えをお聞きしたい。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 学校給食費の助成についてお答えいたします。

給食の実施に係る経費の負担については、学校給食法第11条によって、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費については自治体の負担、それ以外の食材費については、学校給食を受ける児童または生徒の保護者負担と定められております。

本村でも、学校給食の施設・設備及び運営に要する経費として、本年度当初予算で4,271万8,000円を予算化しているところであり、これ以外の食材費については、法律の定めのとおり、保護者の負担でお願いしたいと考えております。

また、給食費の額についてであります。県中地方管内13の学校給食センターの中で1食当たりの平均単価を比較しますと、小学校の給食を調理している11のセンター中、天栄村学校給食センターは、給食費が2番目に安い金額でございます。また中学校の給食を調理して

いる11のセンターの中でも、給食費は安いほうから5番目となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 実は福島県で、県南地区では助成制度ですね、そういった市町村がふえております。矢祭町では、小学校が61%、中学校50%の助成をしております。鮫川村は、小学校10%、中学校7%。石川町は小中とも50%の助成です。平田村は小中とも33%の助成をしております。

これは、まず少子化ですね、子育て支援。少子化対策としてこれは全国の自治体に広がっておりますが、今回、金山町ですね、金山町は全額無料ということで、私、担当課のほうにちょっと聞いてみました。そうしたところ、金山町の場合は人口が11月現在で2,229名です。小学校が2校ありまして41名、中学校32名です。それで給食費は、年191回、1食305円。中学校が191回、給食費が1食352円となっております。それで、無料化ということで、小学校が410万円、中学校が360万で、合わせますと770万の支出となっております。また、平田村は33%の助成で、863万6,600円の助成をしております。あと只見町4分の1程度、隣の下郷町は3分の1の助成をしております。こういった人口減少の自治体は危機感を持っておりません。

それで、天栄村においては平成2年、25年前なんですけど、人口が約7,200人から7,300人ほどおりました。11月1日現在、人口は5,712人となっております。それで、天栄村は、小中の無料化にすると、さきの議会でも答弁があったように、2,277万ほどかかるという答弁でした。完全に全部無料化にすると2,200万もかかるんだけど、3分の1くらいではどうかと、そういった、少しでもこれをしていただきたいなと思っているんです。

確かに、給食費はほかのほうから比べると安いほうだと、さっきのそういう答弁でしたけれども、3人ほどいるとやはり月々の支出が大変だということで、とにかく、20万以下の収入の方で、3人、4人家族ということになると大変だと。それでほかの、天栄村はわかりませんが、ほかの市町村ではいじめがあるんですって。給食費が払えないのに何でおまえ御飯食っているんだ、そういうことがあって、先生が一時立てかえをして、そして自宅に後で徴収に伺っているという話をね。天栄村はわかりません、そういうことは聞いていないですから。そういうこともほかの自治体では起こっているということを耳にしております。

そういう観点から、やはり村としても考えるべきじゃないかと、このように思うんですが、子育て支援とかいろいろやっています、子宝祝金とか、そういったのね。だから、村としてもなかなか予算面では大変だとは思いますが、やはり少しでもこの補助ね。本当に1割でもいいんですよ、鮫川村は小学校が10%、中学校が7%ですから。そういった点でちょっと考えていただきたいなと思うんですが、どうですか。村長のご答弁。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、給食費を下げた少子化対策になるのであれば、私は幾らでも下げて進めていきたいという考えを持っています。ただ、村の中でも、限られた財源の中でどういった施策をするのか。子供たちにはそのほかにも、ことし3月にご承認いただいたジュニア応援資金、これは3月に子供たち、児童手当がなくなって、今度、高校入学する、社会人になると、その準備資金としてなかなか大変だといったお話も聞いております。そういったところ。あとは子宝祝金であるとか、そのほかにも手厚く支援をしております。

天栄村でも、年間、小中学校、大体5万から6万円、そうすると月5,000円の給食費でございます。そういった中で、本当に困っている子供たち、そういう家庭があれば、そういったところは手厚く私は支援をしていきたいというような考えでおります。一律幾らというような考えじゃなくて、そういったところを見ながら、村内にもひとり親家庭で本当に厳しい家庭もあると聞いております。そういったところの支援をしっかりとしながら進めてまいりたいというようなことで考えております。

そのほかにも、詳細について教育長並びに担当課長がしっかりと、他の地区と村ではこれだけ子供たちに支援していますよというようなことを私からかわって報告させていただきますので、そちらも踏まえてそういったところもまた検討していただければと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

じゃ、お願いします。

○議長（小山克彦君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） それではお答え申し上げます。

議員おっしゃるように、少子化は、天栄村におきましても本当に大きな課題であるというようなことで、まず認識をしております。

それで、先ほどお話出てきました金山町においても、少子化対策の一環というふうなことでお話がありましたけれども、無料化して3年というふうなことで、入ってきた子供はいるかというふうなことで私も確認しましたら、まだゼロだそうです。というふうなことで、天栄において、今、村長のほうから話あったんですけども、そのほかに天栄村が誇れるところというふうなことで、学校教育に関する保護者の経済的負担が少ないと。

例えば、他市町村と比べて天栄村が教育の予算の中で保護者に補助している部分においては、宿泊学習、これは他の市町村であれば、学習にかかる2万程度なんですけれども、平成27年度はほとんどかかっておりません。なぜかという、バス代とかそういうふうなものが

主なものになりますから、その辺、全部補助しています。

あと見学学習。他市町村では、先ほど言ったバス代、これは年間5,000円ほど徴収するよ  
うな形になっているんですけども、天栄村ではゼロでございます。

あとスキー教室等、これは各市町村でもスキー教室にかわるいろいろなそういうものをや  
っていると思うんですけども、天栄村においてはスキー教室、これは市町村であります  
と、やはりバス代等々、あるいはスキー場の施設の借り上げとか、そういうようなことで1  
人5,000円ほどかかっているわけなんですけれども、天栄村においては昼食のみで、バス代、  
あとはスキー場は村のほうですから、そんな形で補助していると。

あと、年間、子供たちがいろいろ使う紙代等があります。そういうふうなものについては  
村のほうとしてもいろいろ出しているんですけども、教育の活動外のいろいろな活動もあ  
るんです。そういうふうなところの紙代なんかにつきましても、他市町村では、学級費ある  
いは学年費という形で100円とか200円徴収しているんですけども、天栄村においては、大  
体、年間1,000円から2,000円程度の徴収、普通であれば徴収なんですけれども、それもゼロ  
です。

そして、あと各種コンクール、いろいろな形で、今年度については、できれば全ての子供  
にいろいろ賞状をとらせようということでコンクール等にも出費しています。そういうふう  
なところに出品すると、やはり出品料が取られるわけなんですけれども、これも年間1,000  
円くらい村のほうで補助していると。そういうふうなことがあります。作文コンクール、あ  
るいは書写コンクール、あとはいろいろなコンクールがあるんですけども、そんな形で補  
助しているというようなことで、学校教育関係につきましても、他市町村から転入してくる  
先生方についてちょっと話を聞くと、天栄村では本当にいろいろな形で、こんなにいろんな  
補助しているんですねというふうな話が実際ございます。そういうふうなことでするので、ご  
理解賜ればと思います。

それで、あと給食費についてなんですけれども、やっぱり原材料だけというようなことで  
一律というふうな形になりますと、払える人もみんな恩恵を受けてしまうというようなこと  
と、あとは教育というふうな側面から考えたときに、やっぱり食を通しての教育でございま  
す。感謝の心とか、おやじさんが一生懸命働く親に対する感謝、あるいは生産者に対する感  
謝、そういうふうな心の教育でありますので、その辺については、子育て支援等であれば、  
先ほど村のほうでもいろいろな対応しておりますし、先ほどの村長の答弁でも、そういうふ  
うな方については手厚くというふうなお話もありましたので、別な形のほうが、本当に教育  
というふうな分野における効果も考えれば、いいのかなというふうな形で教育委員会とし  
ては考えております。

以上でございます。



○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 教育長からのお話でいろいろ、宿泊費、宿泊学習ですか、スキー教室、紙代がゼロ、出品のとかいろいろもろもろ、一応、学校としては援助しているといった答弁がありました、それはそれですからね。それはそれ、給食費は給食費ですから。

それでちょっとお聞きしたいんですが、3子ですね、3番目、3子以降は小中学校で何名おりますか。あとは金額。何名いるかと、その金額、給食費。まず、何名いるかお尋ねします。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

今3名以上いる世帯というふうなことでお答えしたいと思います。幼稚園、小学校、中学校通して、3名以上いる世帯が28世帯となっております。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 幼稚園から通してということじゃなくて、小学校と中学校の給食費ですから、小学校、中学校、合わせて3人いる家庭は何世帯かということです。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

ここから幼稚園を除きますと、24世帯になります。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、小中学校で、3人目からは24世帯ということですね。

そうすると、その分の給食費は幾らになりますか、月額。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

〔学校教育課長 清浄精司君登壇〕

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

給食費年額でございますが、小学校の場合が4万6,900円、中学校の場合が5万4,600円となっております。仮にでございますが、小学生が2名、中学生が1名の場合でございますと、3名合わせて14万8,400円、このような金額になります。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、3名で14万ということになると、24世帯で年間、ざっとするとどれぐらいになりますか。第3子目から無料化にすると幾らくらいになりますか、おおよそでいいですよ。

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

[学校教育課長 清浄精司君登壇]

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

1人当たり5,000円と換算しまして、24世帯で12万円となります。

○3番（大浦トキ子君） 1人12万だけで、24世帯いるから、全額で、全部で。もう一度。

[「議長」の声あり]

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

(午前10時57分)

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

---

○議長（小山克彦君） 学校教育課長、清浄精司君。

[学校教育課長 清浄精司君登壇]

○学校教育課長（清浄精司君） お答えいたします。

24世帯の3人目の年間の学校給食費が幾らになるかということで、24世帯掛ける中学校と小学校の給食費の平均5万円で計算いたしますと、120万円になります。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 3人目で、年間約120万の支出ということになりますね。

実は、きのう同僚の後藤議員からもちょっとお話がありましたが、茨城県の利根町、子育て支援関連事業をやっております。視察に行っていました。それで、いろんな子育て支援をやっているんですが、給食費の助成事業、こういったこともありまして、ここは人口がやはり減少しているということで、効果として人口増加が図れるということで少子化対策、こういうことをやっております。

これは就学支援の概要ですね、充実して安心して子育てができ、経済的負担を軽減するため、3人目以降の児童生徒の給食費を助成する、こういうことになっています、3人目以降。それで、一般財源から129万1,840円となります。小学校が、給食費代が4,030円ですね。あと中学校が4,600円。小中学校、全額無料の場合ということで129万1,840円を助成していると、これは3人目からね。こういったことをやっております。26年度、小学生が28名、中学生が1名だけですね、第3子。

この村はちょうど120万、おおよそということで、第3子からね。これぴったり合うんですよね、大体。やはり私らも聞いているんですが、2人目までは何とか子育てできる。3人目になるとなかなか、こちらでは、月5,000円なら大したことねえばいとなるんだけれども、やはり20万以下の収入になると、3人目になるときついとなるんですね。共働きもできない、

子供が小さいって。そういった家庭が多く見受けられます。

そういったことで3番目、全額では無料にしなくても、なかなか予算大変ですから。それで、3人目以降はぜひこれは検討していただいて、年間120万ぐらいでできるんですから、お願いしたいと思います、来年度の予算に向けて。村長、どうですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

当然、人口減少に向けた取り組みはしっかりと行っていかなくてはならない。どういった方法が有効な方法か、そういったことも見出しながら、給食費を下げ、それがその対策になるのか。あとは、私なりに考えているのは、教育にやっぱりかけていきたい。子供たちにはたくましく、そして生き抜く力を身につけましょうというようなことで、教育長始め、教育関係者の方々とそういった教育の取り組みもしております。

全体的に見てどういったことがいいのか、そういったことも視野に入れながら検討してまいりたいというようなことで、今、本当に議員おっしゃるように、少子化対策は喫緊の村の課題でもございます。こういったところをしっかりと、そして手厚くやっけてまいっているものですから、そこも含めて、ご理解をいただきながら進めてまいればなと思います。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） しっかりといろいろ考えながら、予算をつけるとは、予算をつけるという答弁はいただいておりますが、ぜひこれは重々に考えていただいて、少子化対策にもつながることですから、来年度の予算に入れてもらいたいなというふうに思います。

これをもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第2、議案第1号 天栄村行政組織機構再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号 天栄村行政組織機構再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。天栄村行政組織機構再編に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するもの

とする。

平成27年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村行政組織機構再編に伴う関係条例の整備に関する条例。

(天栄村議会委員会条例の一部改正)

第1条、天栄村議会委員会条例(昭和44年天栄村条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務課」の下に「・企画政策課」を加え、同条第2号中「産業振興課」を「産業課」に、「地域整備課」を「建設課」に改める。

(天栄村課設置条例の一部改正)

第2条、天栄村課設置条例(昭和32年天栄村条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総務課、税務課」を「総務課、企画政策課、税務課」に、「産業振興課」を「産業課」に、「地域整備課」を「建設課」に改める。

(天栄村振興計画審議会条例の一部改正)

第3条、天栄村振興計画審議会条例(昭和52年天栄村条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務課」を「企画政策課」に改める。

(天栄村水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条、天栄村水道事業の設置等に関する条例(昭和48年天栄村条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地域整備課」を「建設課」に改める。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

お手元にお配りしております説明資料によりご説明を申し上げます。下段が原稿、上段が改正後でございます。

まず、天栄村議会の委員会条例でございますが、この中で、第2条の中で、総務課が、改正後では、総務課の下に企画政策課が新たに加わると。

それから、第2号中、産業建設常任委員会の中で、産業振興課、地域整備課が、改正後では、産業課、建設課に改める。

それから、第2条関係でございますが、天栄村課設置条例の中で、現行の総務課の次に企画政策課を加えると。それから産業振興課を産業課に改める。

次のページをお開き願います。

地域整備課を建設課に改める。

それから、第3条の天栄村振興計画審議会条例ですが、この総務課を企画政策課に改める。

それから、第4条関係の天栄村水道事業の設置等に関する条例の中で、地域整備課を建設課に改めるものでございます。

提案理由の説明を申し上げます。

この行政組織につきましては、その時々々の行政サービスに対応した形で、その都度、機構再編を行ってきているところでございます。今回、次の理由によりまして改正を図るものでございます。

まず、企画政策課でございますが、昨年制定されましたまち・ひと・しごと創生法に基づき、大きく地方公共団体が地方版の総合戦略の策定に今現在取り組んでいるところでございまして、本村におきましても、ことしの4月に総務課内に新たに企画係を設け、現在、計画策定を進めているところでございます。今後、天栄村版の総合戦略策定に伴いましてさまざまな事業の展開を推し進めていく中で、これらの着実な実行に向け、その中核となるべき課としての役割を果たすため、企画政策課を新たに設けるものでございます。

次に、産業振興課を産業課へ、それから地域整備課を建設課への呼び名の変更でございますが、いずれにしても、以前の組織改正によりましてそれぞれの課の名称を今の名称に変更したところでございますが、課の名称が仕事の内容を連想させるというふうな目的から、今回、以前の課の名称に変更するものでございます。

また、課の名称の変更に伴いまして現在あります4つの条例にそれぞれ影響を及ぼすことから、一括して改正するため、今回、新たな条例を制定するものでございます。

以上、ご審議の上、ご議決を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） この中の総務課とかあるようですが、新たにできます企画政策課ですか、これ人員は何人ぐらいの陣容になるんでしょうか、おおよそ。わかりましたら教えてください。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

来年度の編成につきましては今現在構想中でございますが、これからこの条例が制定になりますと、その後、規則の制定という形になります。

今考えておりますのは、新たな企画政策課の下に1つの係を設けると。その係の下に係員等を置くというふうな体制を今現在考えております。そうしますと、新たに課長、それから係長、そしてその下に係員、それが何名になるかは、今のところまだ具体的な話、全体的な

構想の中、人事異動の中でございますので、はっきりした人数はまだ申し上げる段階ではございませんが、1つの係に係員を置くというふうな体制を考えております。

○6番（渡部 勉君） はい、わかりました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第3、議案第2号 天栄村個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第2号 天栄村個人番号の利用に関する条例の制定について。

天栄村個人番号の利用に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成27年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村個人番号の利用に関する条例。

（趣旨）

第1条、この条例は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1号、個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。

2号、特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人番号をいう。

3号、個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

4号、情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(村の責務)

第3条、村は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条、村長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2項、前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第5条、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則。

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

お手元にお配りしている資料で申し上げます。

議案第2号の説明資料でございますが、目的、それから条例の内容はごらんのとおりでございます。

この目的でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴って、村も条例の整備を行うものでございます。

提案の理由をご説明申し上げます。

平成25年5月31日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が公布され、ことし10月からは、番号の付番及び通知が開

始され、来年1月1日からは個人番号の利用が始まります。この番号の利用に当たりまして、個々の法定事務における個人番号を利用することは認められておりますが、この番号を同一機関内の他の法令業務の処理に利用するためには条例の制定が必要とされます。

例えば、法定事務であります地方税に関する事務において天栄村税務課の中で管理する特定個人情報、同じ法定事務であります例えば児童手当に関する事務を処理する場合に、天栄村の住民福祉課がこの税の情報の提供を受けるといった場合には、同じ村の中の組織の同じ情報であっても、今回定める条例で規定する必要があります。このため、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の第9条第2項に規定に基づきまして、本条例を制定するものでございます。

以上、ご審議の上、ご議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） このマイナンバー制度については、国の法律で今度決定したと思いますが、この制度でいい面、悪い面、いわゆるメリット、デメリットがあると思いますが、その点に関してはどうでしょうか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

今、議員おっしゃるそのメリット、デメリット、メリットについてはたびたびご説明申し上げますように、1つの番号の中でいろんな、前居住地の情報なども簡潔化されて情報が提供されるということがございます。

ただ、デメリットとして今考えられるのは、万が一、その個人情報というか、個人番号が他の目的で利用された場合、あるいはカードを紛失して、それが悪用されるといったことも想定されております。そのために法的な整備はされておりますが、そういった番号が悪意に使われるおそれは十分あるので、その辺の体制は万全にとっていきたいというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） なかなか、これは我々、一般民にはわかりにくい制度だと思っておりますが、先ほどの説明ですと、役所においては大変利用価値があって便利なものだというような感じがいたしますが、個人については得か、便利か、その点はどのように思われますか。個人が一番、やはり便利であるというようなものならば素晴らしいものだと思いますが、どうもその辺が腑に落ちないんですが、その辺はどう考えているのでしょうか。



○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

いろいろな使われ方があります。その中で、例えば役場の中でも複数の課にまたがるわけなんです。税の情報、それから住民の基本的な情報、それから学校教育関係の情報、それから介護、福祉、年金、保険、そういったさまざまな情報が特定の番号でもって横断的に把握できるというようなことで、それぞれ、役所もそれに伴うメリットはあるわけですが、実際にその番号を使われる住民の方々も、その番号を使うことによって、そういったさまざまな役所等の手続で簡素化が図れるというふうなものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） このカードをもらうために、今、申請書を提出するように各家庭にたしか配布されていると思いますが、これは期限もあると思うんですが、ある程度、強制なんですか。あるいは任意で、出さなくても、特別な処罰を受けるとかどうとかということはないんですか。

○議長（小山克彦君） 総務課長、伊藤栄一君。

〔参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） お答えいたします。

役所のほうから、そのマイナンバーの通知はもう既に各家庭に届いていることと思います。それでもって各番号、個人ごとの番号はそれぞれが今わかっている状況でございますが、カードを申請するかしないかについてはあくまでも任意でございますので、それについては、今回郵送されてきましたその中で、本人が写真をつけて申請すればカードは交付されるということで、あくまでも任意の仕組みとなっております。

○9番（後藤 修君） はい、わかりました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 今、そのマイナンバーカードのあれが出たんですけども、どんなとき提示を求められるんですか、これは。

例えば、運転中であれば運転免許証を出すんですけども、あと病院に行けば社会保険証を出すんですけども、そのマイナンバー、そのカードをつくって、どういうとき提示を求められるんですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

先ほど総務課長からお答えがありましたとおり、年金分野、それから労働分野ですね。雇用保険の資格取得、それから確認、それから給付を受ける場合、それからハローワークの手続をする場合。役場でいきますと、国民健康保険の資格の手続、それから児童手当などの給付の手続、それから生活保護の手続。それから、税に関しては全ての手続になります。それから災害対策分野ですと、大きな災害があった場合の被災者支援のための手続、そういった事務に使われるということが法律で決まっております。

以上です。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 印鑑証明書もそのカードで大丈夫なんですか。やっぱり印鑑証明書は別ですか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

印鑑の登録証につきましては現行のとおり、カードをそのまま継続して使っていくということと考えております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 了解しました。

終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なきものと認めます。

よって、本案は可決されました。

---

◎延会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

議案審議の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

(午前11時31分)

1 2 月 定 例 村 議 会

( 第 3 号 )

## 平成27年12月天栄村議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成27年12月10日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 3号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 2 議案第 4号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 3 議案第 5号 天栄村防災会議条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 4 議案第 6号 財産の取得に関し議決を求めることについて  
日程第 5 議案第 7号 平成27年度天栄村一般会計補正予算について  
日程第 6 議案第 8号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について  
日程第 7 議案第 9号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について  
日程第 8 議案第10号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算について  
日程第 9 議案第11号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について  
日程第10 請願及び陳情審査報告  
日程第11 閉会中継続審査申出  
日程第12 発議案第1号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	大須賀	溪 仁 君	2番	服 部	晃 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	廣 瀬	和 吉 君
5番	揚 妻	一 男 君	6番	渡 部	勉 君
7番	熊 田	喜 八 君	8番	須 藤	政 孝 君
9番	後 藤	修 君	10番	小 山	克 彦 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	森茂君
教育長	増子清一君	参事兼 総務課長	伊藤栄一君
税務課長	森廣志君	住民福祉 課長	揚妻浩之君
参事兼 産業振興 課長	吉成邦市君	参事兼 地域整備 課長	佐藤市郎君
参事兼 会管理 計者	小山志津夫君	湯支所 本長	兼子弘幸君
天保 育所 栄長	山本サト子君	学校教 育長	清浄精司君
生涯学 習課 長	内山晴路君		

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局 長	蕪木利弘	書記	星千尋
書記	森和昭		

---

### ◎開議の宣告

○議長（小山克彦君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小山克彦君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第1、議案第3号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） おはようございます。

7ページをお開きください。

議案第3号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例等の一部を改正する条例。

（天栄村税条例の一部改正）

第1条、天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る村の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内において、その者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2項、村長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規

定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る村の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3項、村長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその猶予、納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4項、村長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5項、村長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）

第9条、法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1号、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき村の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細。

2号、納付し、又は納入すべき村の徴収金の年度、種類、納期限及び金額。

3号、前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額。

4号、当該猶予を受けようとする期間。

5号、分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

6号、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2項、法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。



1号、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類。

2号、財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類。

3号、猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類。

4号、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類。

3項、法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1号、村の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細。

2号、第1項第2号から第6号までに掲げる事項。

4項、法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5項、法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1号、猶予期間の延長を受けようとする村の徴収金の年度、種類、納期限及び金額。

2号、猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由。

3号、猶予期間の延長を受けようとする期間。

4号、第1項第5号及び第6号に掲げる事項。

6項、法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7項、法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

（職権による換価の猶予の手續等）

第10条、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項の規定を準用する。

2項、第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3項、法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

1号、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類。

2号、分割納付又は分割納入させるために必要となる書類。

（申請による換価の猶予の申請手續等）

第11条、法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2項、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項の規定を準用する。

3項、第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4項、法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1号、村の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細。

2号、第9条第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる事項。

3号、納付し、又は納入すべき金額のうちその納付又は納入を困難とする金額。

4号、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額。

5項、法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6項、法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1号、第9条第1項第6号に掲げる事項。

2号、第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項。

3号、第4項第3号に掲げる事項。

7項、法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条、法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで、削除。

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第42条第2項を削る。

第70条に次の1項を加える。

3項、前項の規定により交付する報奨金の額は、3万円を限度として交付する。

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2、削除。

(天栄村税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条、天栄村税条例等の一部を改正する条例（平成27年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち天栄村税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第36条の2第9項の改正規定中「法人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）」を加え、同条例第63条の2第1項第1号の改正規定中「」又は法人番号」の下に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第89条第2項第2号の改正規定中「いう。」の下に「以下この号及び」を、「」又は法人番号」の下に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「」又は法人番号」の下に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第149条第1号の改正規定中「いう。」の下に「以下この号において同じ。」を、「」又は法人番号」の下に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第4号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

附則。

(施行期日)

第1条、この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条、第1条の規定による改正後の天栄村税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2項、新条例第10条及び第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換

価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3項、新条例第11条及び第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

（村民税に関する経過措置）

第3条、新条例第23条第2項の規定は、附則第1条に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

（村たばこ税に関する経過措置）

第4条、別段の定めがあるものを除き、附則第1条に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった第1条の規定による改正前の天栄村税条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る村たばこ税については、なお従前の例による。

2項、次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻きたばこ3級品に係る村たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

1号、平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、1,000本につき2,925円。

2号、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、1,000本につき3,355円。

3号、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、1,000本につき4,000円。

3項、前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項、第34号の2様式、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式。

第98条第2項、第34号の2の2様式、平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式。

第98条第3項、第34号の2の6様式、平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式。

第98条第4項、第34号の2様式又は第34号の2の2様式、平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式。

4項、平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを

除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 項、前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第 4 項に規定する申告書を平成28年 5 月 2 日までに村長に提出しなければならない。

6 項、前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年 9 月 30 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

7 項、第 4 項の規定により村たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第 4 項及び第 5 項、第100条の 2 並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第19条、第98条第 1 項若しくは第 2 項、天栄村税条例等の一部を改正する条例(平成27年天栄村条例第〇号。ここは、今回の番号が入るようになります。第何号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成27年改正条例」という。)附則第 4 条第 6 項。

第19条第 2 号、第98条第 1 項若しくは第 2 項、平成27年改正条例附則第 4 条第 5 項。

第19条第 3 号、第48条第 1 項の申告書(法第321条の 8 第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第139条第 1 項の申告書でその提出期限、平成27年改正条例附則第 4 条第 6 項の納期限。

第98条第 4 項、施行規則第34号の 2 様式又は第34号の 2 の 2 様式、平成27年改正法附則第 20条第 4 項の規定。

第98条第 5 項、第 1 項又は第 2 項、平成27年改正条例附則第 4 条第 6 項。

第100条の 2、第98条第 1 項又は第 2 項、平成27年改正条例附則第 4 条第 5 項。当該各項、

同項。

第101条第2項、第98条第1項又は第2項、平成27年改正条例附則第4条第6項。

8項、卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該村たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により村長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9項、平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売り渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10項、第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項、前項、第9項。附則第20条第4項、附則第20条第10項において準用する同条第4項。平成28年5月2日、平成29年5月1日。

第6項、平成28年9月30日、平成29年10月2日。

第7項の表以外の部分、第4項、第9項。から、第5項及び。

第7項の表第19条の項、附則第4条第6項、附則第4条第10項において準用する同条第6項。

第7項の表第19条第2号の項、附則第4条第5項、附則第4条第10項において準用する同

条第5項。

第7項の表第19条第3号の項、附則第4条第6項、附則第4条第10項において準用する同条第6項。

第7項の表第98条第4項の項、附則第20条第4項、附則第20条第10項において準用する同条第4項。

第7項の表第98条第5項の項、附則第4条第6項、附則第4条第10項において準用する同条第6項。

第7項の表第100条の2の項、附則第4条第5項、附則第4条第10項において準用する同条第5項。

第7項の表第101条第2項の項、附則第4条第6項、附則第4条第10項において準用する同条第6項。

第8項、第4項、第9項。

11項、平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12項、第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項、前項、第11項。附則第20条第4項、附則第20条第12項において準用する同条第4項。平成28年5月2日、平成30年5月1日。

第6項、平成28年9月30日、平成30年10月1日。

第7項の表以外の部分、第4項、第11項。から、第5項及び。

第7項の表第19条の項、附則第4条第6項、附則第4条第12項において準用する同条第6項。

第7項の表第19条第2号の項、附則第4条第5項、附則第4条第12項において準用する同

条第5項。

第7項の表第19条第3号の項、附則第4条第6項、附則第4条第12項において準用する同条第6項。

第7項の表第98条第4項の項、附則第20条第4項、附則第20条第12項において準用する同条第4項。

第7項の表第98条第5項の項、附則第4条第6項、附則第4条第12項において準用する同条第6項。

第7項の表第100条の2の項、附則第4条第5項、附則第4条第12項において準用する同条第5項。

第7項の表第101条第2項の項、附則第4条第6項、附則第4条第12項において準用する同条第6項。

第8項、第4項、第11項。

13項、平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14項、第5項から第8項までの規定は、前項の規定により村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項、前項、第13項。附則第20条第4項、附則第20条第14項において準用する同条第4項。平成28年5月2日、平成31年4月30日。

第6項、平成28年9月30日、平成31年9月30日。

第7項の表以外の部分、第4項、第13項。から、第5項及び。

第7項の表第19条の項、附則第4条第6項、附則第4条第14項において準用する同条第6項。

第7項の表第19条第2号の項、附則第4条第5項、附則第4条第14項において準用する同



条第5項。

第7項の表第19条第3号の項、附則第4条第6項、附則第4条第14項において準用する同条第6項。

第7項の表第98条第4項の項、附則第20条第4項、附則第20条第14項において準用する同条第4項。

第7項の表第98条第5項の項、附則第4条第6項、附則第4条第14項において準用する同条第6項。

第7項の表第100条の2の項、附則第4条第5項、附則第4条第14項において準用する同条第5項。

第7項の表第101条第2項の項、附則第4条第6項、附則第4条第14項において準用する同条第6項。

第8項、第4項、第13項。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、第1条と第2条に分かれた改正となっております。

まず、第1条の改正であります。地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、天栄村税条例の一部を改正するとともに、住民税及び固定資産税に対する全期前納報奨金制度のみなおし分を、改正をするものであります。

別紙資料の4ページをごらんください。

議案第3号説明資料の新旧対照の条文によりご説明申し上げます。

まず、第8条から第12条につきましては、地方税法にもともと規定されておりました徴収の猶予及び換価の猶予に、一定の事項について自治体の税条例に委任事項が設けられたことに伴います条文の追加になるものでございます。

また、今回の法改正によりまして滞納者の申請に基づき換価の猶予が新たに創設されたことにより、条文を追加となっております。

次に、第18条の改正につきましては文言の整備でございます。

第23条第2項の改正は、地方税法の改正に合わせた改正でありまして、第3項は文言の整備となっております。

次に、別紙の8ページでございますが、第42条第2項につきましては、住民税に対する前納報奨金制度を廃止するための改正でございます。

第70条第3項の追加条文の改正であります。これにつきましては過日、全員協議会におきまして、固定資産税も住民税と同様、前納報奨金制度を廃止をしたいというふうな意向をご説明申し上げましたが、再度検討を重ねました結果、固定資産税につきましては、報奨金制度は継続とさせていただきまして、3万円という上限を設ける改正というふうにしてい

いただきました。

次に、附則第16条の2の改正は、法律の改正に合わせた改正でありまして、たばこ税の特例税率を廃止するための改正となっております。なお、この税率の改正と経過措置の内容につきましては、後ほど別紙資料により説明いたします。

次に、第2条の改正であります。地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことによりまして、本年5月の臨時議会において承認いただきました天栄村税条例等の一部を改正する条例、平成27年天栄村条例第19号の一部を再度改正するものであります。改正内容につきましては、新旧対照表の9ページと10ページというふうになっております。

では、最後に、附則第4条の村たばこ税に関する経過措置の条文についてご説明を申し上げます。

資料の11ページをごらんください。

まず、旧3級品のたばこという言い方をするんですが、上の白丸の部分なんですが、旧3級品の紙巻たばこは、国及び地方のたばこ税の特例税率が来年度から段階的に引き上げられまして、この特例税率を廃止するというふうになっております。この旧3級品というのは、昭和60年度に廃止されました専売制のもとでの廃止時に、3級品ということで低価格で販売されておりました紙巻たばこ、中身についてはエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、うるまの6銘柄だけなんですが、については、要は一般のたばこよりも安くなっておりました。これを一般のたばこと同じように4段階に分けて税率が上がっていくというふうになっております。

それで、たばこ税の内訳なんですが、これは全部1,000本につきの金額というふうに見ていただきたいと思うんですが、現行、まず地方たばこ税については、中身的には県たばこ税と村たばこ税の2種類ございます。合わせて今現行でいうと2,906円。国たばこ税については、国たばこ税とたばこ特別税というのがございまして、同じく2,906円。合わせて5,812円というふうになっていきますので、たばこ税の税率については地方と国が1対1というふうな割合になっております。

これが来年から幾らかずつ上がっていくと、平成31年には現行の一般のたばこ、旧3級品以外というふうな言い方をしておるんですが、旧3級品以外の金額、下に参考というふうに入っておりますけれども、要は4年後には同じ金額になるというふうなことでございます。

先ほど、附則の第4条でたばこ税の経過措置という部分で第14項まで読み上げさせていただいたのですが、これは、この部分の村たばこ税の部分、ちょっと太字で枠を打ってありますが、この部分について来年から1年ごとに430円、430円、平成30年には645円。最終的には1,262円上がって5,262円というふうには、村たばこ税だけで上がるというこの部分を言っ

おります。

14項に分かれた内容につきましては、結局、手持ち品課税と言いまして、要は小売販売のところに在庫があった場合、すると例えば、来年の4月1日から430円上がりますので、その在庫についても430円だけは課税しなければいけないという部分がございます、要は小売業者に対してもその申告書と納税をお願いするというふうになっております。

ただ、これには規定がございます、手持ち品が5,000本以上ある小売業者というふうになっております。すると、1箱20本入りだと考えますと250箱以上あるということになってきますので、このエコーやわかばが250箱在庫ある小売業者がそんなにあるかどうかというのは、これから今申告書の発送になるのですが、ちょっと出してみないとわからないのですが、一応、規定では手持ち在庫が5,000本以上ある小売業者については申告をしていただいて、この値上げ分の430円を納めていただくというのがこの経過措置の中身でございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 説明はわかりました。

今現在、たばこ税が村内に幾ら入っていて、この税に改正になった場合にはどのぐらいの売り上げになるんだかをお聞きしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） すみません、ちょっと待ってください。

〔「いいよ、ゆっくりやって大丈夫だよ」の声あり〕

○税務課長（森 廣志君） 失礼いたしました。

決算額で申し上げますと、たばこ税につきましては25年度が3,900万、26年度が3,660万ほど収入として入っております。実際的に新年度たばこ税が上がることによって、今回、これは25年から26年については300万ほど落ちているのですが、これは消費税の影響だと思われまます。それで、やっぱりたばこの売り上げが落ちているというふうに考えているのですが、今度、28年度について、要は旧3級品が値上がりするだけで一般のたばこについては変わらないものですから、その辺を考えますと、去年の実績でいいますと旧3級品の売り上げが1年間で26万2,000本、1箱20本入りだと考えますと1万3,100箱ほど1年間でこの旧3級品が売れております。ですので、これによって、金額的にはことしもちょっと予算よりたばこが落ちているんですけども、毎年やっぱり喫煙者が減っているのではなかろうかという部分もありまして、金額、来年度の予算については若干引き下げを、下げた予算額を考えているのですが、実際このたばこ3級品の税率の改定によって収入がどれだけ減るかというのは、

余り影響はないのかなというふうに考えております。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） たばこ税、私も前、たばこ販売業をやっていたんですけども、その当時たばこは村内で買いましょうというライターをあげていたんです。あれは村のほうで出していたと思うんですけども、今は、それはどういうふうな対応をしているのですか。たばこ税に対してたばこを吸っている人に還元するとき、そのライターを前はあげていたんですけども、最近हतばこを買ってももらえないのですけれども、そういうことはやっているのですか。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） すみません、お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるように、前はたばこを販売している小売業者に対しまして、村のほうでライターを買いまして、その売り上げというかに応じましてライターをお届けしていました。ライターの配布につきましては、平成24年度で終了をしております。いきさつについては、ちょっと私も詳しくはわからないのですが、ただ、恐らく当時ライターが、子供が火をつけやすいということで、だんだんこうかたくなってきたんですね。100円ライターのこの押す部分が。恐らくその辺で金額的に上がってきた部分と、あとはやっぱりその予算的にライターや何かをやめていくという時期だったのかなというふうに思っております、24年度で廃止しまして、25年度以降は、配布はしておりません。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） ということは、今はたばこを買っても、結局は、昔हतばこは村から買いましょうというそういうふうなライターを、今は平成24年度から廃止しているということなんですね。

それは、危険だからということですか。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

一般には危険だからということでやめたわけではなくて、ちょうどいわゆる100円ライターが、そういう時期にこうかかってきたのをきっかけに恐らくやめたのではなかろうかと思われるわけで、24年度からやめたのではなくて、平成24年度までは配布していまして、平成25年度から廃止したというふうな形でございます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 村長さんにお聞きしますけれども、やっぱり、私、計算したらたばこ

税だけで年間5万6,000円払っているんです。たばこ税だけで、私が。そうすると、20箱とか買ったときにはライター1個ぐらいサービスするとか、10個買ったらサービスするとかという、そういう還元もしたほうがいいんじゃないですか。どこへ行ってもたばこ吸う人は何か肩身の狭い思いをしているんですけれども、今、たばこ買ってライター買わないと、たばこは吸えない。昔は、私が小売業をやっていたときには、たばこを買うとライターもあげていたんです。だから、それはなぜあげなくなったのか、その理由を聞きたい。24年から廃止した理由。これは危険ですかといったら危険でないみたいですが。あと、そういうふうな村のほうでたばこを吸う方に、そういう還元する考えはあるのかなのか。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

11時から再開します。

(午前10時52分)

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

---

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 大変失礼しました。

ちょっといきさつが詳しくわからなかったものですから、当時の課長に今確認しましたところ、やはり経費削減を言われていた時期もありまして、あと、やっぱり先ほど言いました子供がいたずらするというので、こうかたくするというのでライターの単価も上がったというのもありまして、あと、実際その小売で、窓口で売っているたばこ屋さん、自動販売機を置いているたばこ屋さんにもライターは届けていたんですが、それがあって、やっぱり同じ村内でも村のライターを渡しているところと渡していないところみたいな差があるということと、やはり当時子供がライターでいたずらするというような事故が相次いだということで、それを助長するようなことを、村で届けてはいけないんじゃないかということで廃止に至ったというふうに今聞きましたので、説明させていただきます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） よくわかりました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 全協で説明がありました住民税及び固定資産税の全期前納奨励金の廃止ということで、この理由とすれば口座振替、コンビニ納付、金融機関等の納税環境が変化

し、ほとんどの納税者が納期限内に納付しており、納税の意識が高まってきたことで当初の目的が達成されたという説明でございましたが、先ほどの説明では、固定資産税は今までどおり前項の規定により交付する、奨励金の金額は3万円を限度として交付する、まだ日にち何日かたっていないんですけれども、こういった関係の人たちで話し合いをして今までどおりになったか、その辺を説明をお願いします。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

確かに11月末の全員協議会におきまして廃止の意向ということでご説明をさせていただいたんですが、その後、村長、副村長を含めまして相談しました結果、固定資産税につきましては今年度の実績で言いますと、納付書の発布の割合から言いますと、発布のした人数の約6割強が全期前納されているということがございました。それで、やっぱり、いわゆる住民サービスの面から考えても、一気にそれをやめていくというのは逆に低下になってしまうのではないかという意見がありまして、あと、説明のときに、私、要は資力のある方とない方の公平さが生じるということもご説明したのですが、要は資力のある方ばかりが納めているわけではなくて、前納報奨金制度があるから何とか無理してでもそれを一気に納めようという方も中にはいるのじゃないかという話がありまして、でしたら、住民税はどうしてもちょっとやめるという、住民税は全体の1割程度なものですからやめたいなと思っていたんですが、固定資産税についてはちょっと反響が大き過ぎるかなというものがございまして、一応上限は設けさせてもらうという考えで継続というふうな形をとらせてもらうというふうにさせていただきました。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） そのような内容は、今、課長が言われましたように、確かにお金が十分ある人じゃなくても納税組合がありまして、その中で納めるのにちょっと無理なんだけれども、何とかするかという人もかなり多い状態です。この説明の時期、私ちょっと勘違いしたのは、組合に対する奨励金がなくなったのかと思って、あれおかしいなと思っていたらちょっと違いましたので、その固定資産税のやつ、6割超が納めているということ、これはわかりました。

すると、今年度から今度はコンビニ納付も可能になるということで、納税者一人一人が、何というのですか、自主納税の意識が高まったということでございますが、そうすると、意識が高まったということは滞納もずっと少なくなると、なくなってきたということにつながるのでしょうか、その辺。

また、コンビニはどういう税を、4税と聞いていたんですけれども、どのような税をコン

コンビニ納付できるか。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

まず、その納税意識に関してですが、もともと昭和25年に地方税法が定められたときに先ほどの全期前納の制度も設けられているんですけども、そのときに要は国民の納税意識を高めるというのが目的だったらしい。ただ、当村におきましては、さっき議員からおっしゃられたように、納期内納付というのを考えたときに、簡単なちょっとと数字になりますけれども、やはり9割強の方が納期内に納めていただいている状況でございます。あと、督促なり納め忘れというのもございますので、督促状とか税務課の催促や何かによって5%、6%の方が納めていただくと。最終的に残るのが三、四%のいわゆる滞納者でございます。うちのほうとしましては、長期滞納者については都度財産調査なりなんなりしているんですが、押さえるものは全て押さえているという感じなんです。あとはもう新規の滞納者を極力ふやさないようにしていくというのには、早いうちに、どうしても5万の滞納が50万の滞納になってしまうと納められないというふうになってきますので、金額の少ないうちに滞納者対策をとということで、今も全庁職員関係で滞納整理をしていただいている状況なものですから、一応、納期内に納めている方が9割ちょっとで、あと督促や何かで納めている方が五、六%で、最終的に3%前後の方が滞納者になっているというのが現状だと思います。

あと、もう一つ、コンビニ納付なんです。本年度は一応試験的にやったというところなんですけれども、軽自動車税だけコンビニで納められるような形にしました。それと、あと督促を出した場合に督促状がコンビニで納められる用紙になっているので、督促状についてもコンビニで納められると。督促状については軽自動車に限らず、固定資産税、村県民税、国民健康保険税ということで使えるようになっていきます。これを来年、28年度から4税というのは、軽自動車税、国民健康保険税、村県民税、固定資産税の4つでございます。来年度からはコンビニで全て納められるというふうな形になってきます。ただ、一応固定資産税については全期前納を継続していくということになりますので、固定資産税の納付書が、4期払いですから4枚になります。そこに全期前納の納付書はつきますので、5枚つづりになってくるんですが、その5枚目、1つだけ、全期前納だけはコンビニではちょっと使えないという形になってしまうものですから、全期前納する方については金融機関なり窓口で納めていただいて、あと期別納付する方は下の4枚の納付書で、コンビニで納められるというふうな形になっています。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 4番、廣瀬和吉君。

○4番（廣瀬和吉君） 了解しました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 今、住民税のところの話なんですけれども、来年度から会社で徴収して住民税払うようになりますね。その細かい話なんですけれども、手数料というのは出ないんですか、これ。会社には手数料は出ないんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

服部議員さん、事業所を経営されているので通知が届いたかと思うんですけれども、もともと国税であります所得税につきましては、給与から天引きしてもらうという、いわゆる源泉徴収というやり方でほとんどもう浸透してなっておるんですが、住民税に関しても給与天引きでやっていただく、いわゆる特別徴収という言い方になっているんですが、をやってももらうというふうになっているんですが、所得税については従業員から一括集めても納める場所が税務署1カ所なので、要は会社としては別に大した手数はかからないんです。ただ、住民税に関しては従業員のそれぞれの住所地に送らなければいけないということがございまして、大きい会社様はやっていらっしゃるんですけれども、どうしても村内も個人経営とかの会社ですと、やっぱりその手間が大変だということがございまして、なかなか住民税の特別徴収というのが進まなかったということがございました。

今年度、各市町村と県との協議が行われまして、これは全国的な流れなんですけど、やっていない事業所に対して全国一斉指定という形で県のほうから特別徴収をお願いしますというふうにチラシを送らせていただいて、来年からやっていただくような形になるんですけれども、そのチラシのQアンドAにあるんですが、先ほどおっしゃられていた手間賃というかは、もともと法律で引いてもらわなくちゃいけないというふうになっているものですから、それで手間賃はないですし、ぜひ法律どおりお願いしたいという部分でございます。

よろしくご理解のほどお願いします。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） それはわかったんですけれども、住民税の滞納はなくなると思うんです。だから俺、そういう質問したんですけども、国のあれで定められているからだめなんですか、これ。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。



一応、法律上住民税も引いていただくということになっているんですけれども、やはりどうしても、先ほども申し上げましたけれども、小さい会社や何かですと、ほとんどやっぱり住民税の特別徴収というのは行われていなかったんです。それで、全国的な流れとして、国と市町村が一緒になって、やっていない企業、事業所に対してその推進をしていくということで動いてはいたんですが、なかなか進まなくて、もう特別徴収事業所ですよというふうに一斉指定をさせていただいてやるというふうな形になったものですから、そうですね、我々とすれば一応法律で決まっているので、お願いしたいというふうな説明しかできないような状態なんですけれども、何とぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 了解しました。

終わります。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今回、この制度改革によりまして固定資産税並びに住民税の前納の報奨制度が改正されました。それで、先ほどからいろいろ質問で出たんですが、納税組合ありますね、それから個人で前納をしておる方もございまして、その組合のほうも同じく固定資産税も3万円まで、それから住民税は前納制度は報奨金は廃止する。組合のほうも同じようなんですか。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

前納報奨金については、組合に入っている入っていないにかかわらず、要は年税額を1期の納期限までに納めた場合にその金額に応じて割引になるというのが前納報奨金。だから、1年分の税金を1期目に全部納めたときに、その分金額が少なくなって納めてもらうというのが前納報奨金です。

あと、今、後藤議員さんが質問されました組合の関係は納税奨励金といまして、今度3月にお渡ししている金額なんですけれども、納めた税金によってその3%以内の納税の奨励金をお渡しするというのが納税組合のほうの奨励金です。

ですから、納税組合に入って全期前納している方がいるとすれば、例えば、固定資産税だと5月に切符が出ますので、5月末日までに全期前納すれば、例えば、10万円だと9万8,000円何ぼとかで納めて1,000円幾らが割引になっているという形になっていますし、今度3月には、納めた9万8,000円に対して3%以内の奨励金をもらっているという形になりますので、二重の軽減を受けているというふうな形になっています。ですから、今回条例改正に対

しているのは全期前納の部分だけで、納税組合についてはもともと条例にもないんですけれども、別に改正は今のところない。ただ、納税組合につきましても、今、うちのほうで調査しておりまして、ほとんどの組合が、99組合があるんですが、口座引き落としになっていたり、あとは組合長さんが納付書を配るだけになっていたりして、実際組合長さんが集めている組合も確かにございます。ただ、ほとんど割合にすると少ないということもございますし、あとは、監査でも毎回の指摘を受けている部分なんです。ですから、納税組合の奨励金についても見直してはいきたいというふうには考えております。ただ、今回は全期前納のほうの見直しというふうにご理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 納税組合をつくりましたのも、それからその前納報奨金をくれるようになったのも、要は、趣旨としては滞納者を出さない、納税額のアップを、上げるというような意味だと思いますが、今回その個人で納めている方の報奨金だけこういうふうな改正して、組合はそのままですね、今の話ですと。そのままですか。違いますか。じゃ、もう少し、ちょっと私のほうの勘違いかと思えますが。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 全期前納報奨金、今回出しているのは全期前納報奨金という制度を廃止なり、あと上限を設定するという見直し案なのですが、全期前納報奨金というのが、ちょっとわかりやすく数字で、例えば、固定資産税の年税額は10万円だとします。1年間の税額金。そうすると4回払いですから、1期2万5,000円ずつですよ、支払う金額が。要は10万を4回で割るので。そうすると、本来ですと、固定資産税だと5、7、9、11の月末が納期限になっております。そうすると、2万5,000円ずつ払ってもらって年間10万というふうになりまして、先ほど言った納税組合の分は、その10万払った分に対して3%の、だから3,000円の奨励金をお渡しするというのが納税組合のほうです。

今回言っている全期前納というのは、その2万5,000円ずつあります、1期が2万5,000円、2期以降が2万5,000円というふうになってきますから、1期は当たり前に5月に払うわけです。そうすると、2期、3期、4期の2万5,000円ですから7万5,000円を5月に払うと、まとめて。そうすると、7万5,000円がそれぞれ2期分の2万5,000円だと1カ月早く納めたことになります。要は7月納期限なのが6月より早くなってきますよね。3期分だと9月が納期限ですから3カ月早く5月に納めたことになります。それで、最後、4期分は11月末になりますので、11月末の分を5月に納めるわけなので、5カ月早く納めたことになります。そうすると、2、3、4期分が1カ月、3カ月、5カ月早く納まったことになるので、1カ

月1%ということになっていますから、2万5,000円の9%を考えますと、10万円の税金ですと全期前納の報奨金額が2,250円になります。だから、本当ならば年固定資産税が10万円なんですけれども、2,250円を引いた9万7,750円を5月に納めてもらう。だから、要は2,250円が全期前納の報奨金として安くなっているという部分なんです。ですから、全期前納報奨金はお金をお渡しするのではなくて、もともとの税金より引いた金額で払ってもらっている。あと、納税組合のほうは納めた金額によってうちのほうで戻しているという形になってきます。今おっしゃったように、個人のだけじゃなくて、全期前納をやめるということは組合に入っているか入っていないか、結局その全期前納をやめるということになりますので、割引はなくなるというふうになってきます。ただ、固定資産税については継続を続けたいということをございます。

よろしくお願ひします。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） ただいま課長から詳しく聞きましたけれども、いわゆる今回の見直しについては、あくまでも個人が全納として納めたものに対して見直しをしている。ですから、その組合として今まで納めている方たちは同じだということに理解してよろしいんですね。同じですね、見直しはしないのですから。するんですか、それも。違うの。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） たびたびすみません。

組合の奨励金はそのままです。今言った、納めた金額に対してお支払いするという奨励金については変わらないです。ただ、全期前納の、要は1年分を先に払いますよね。それは個人の方もそうですし、組合に入っている方でもいると思うんです。

ですから、全期前納については組合に入っていると入っていないとか関係なく、1年分を先に納めた人に該当するものなものですから、だから組合の奨励金とは全く別物。

○議長（小山克彦君） 暫時休議いたします。

（午前11時22分）

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時23分）

---

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） すみません。

納税組合の奨励金につきましては、28年度は継続、そのまま変わらないというふうになります。ただ、今後見直しをしていく予定ではございます。それは、先ほども申し上げましたような理由によりまして、できましたらば、一応、納税組合の総会が来年の4月にございしますので、そのときに案を示しまして、納税組合の奨励金についても見直しをしたいのだという旨を説明させていただければなというふうに思っております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 何でこれ、私がこういうふう聞くかといいますと、個人でやはり奨励金があるものだから、だから全納したいんだという方が大分いると思います。そんな理由からたしか全納している。しかし、組合がある方は、そのままで全然報奨金みたいなのは変わらないで以前と同じだと言いますと、それを聞いた人が、何だ、それならば私らも前納報奨金はあったから納めていたけれども、今度は分割して納めたほうが良いということになりかねない。これが当然わかんと思いますし、情報として流さなくちゃならないですから。そういう場合に滞納者がふえるというような可能性はないかと思ひまして、その組合と、それから個人の差をどう理由でつけるのかなと思ひて聞いたのですが、滞納者が今でさえ大変な金額があると思ひますが、そういう可能性があるというふうな想定はしてないですか。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 正直、今回上程させていただくにつきまして、同じ懸念を私も持ちました。県中地区ですが、平成25年度に全期前納をやはりやめた市町村が4カ所ございます。あと、県中じゃないんですけれども、隣町もありまして、全部税務に確認しました。確かに全期前納をやめることによって1期で納まる金額は落ちたと。ただ、2期、3期、4期となってくるので、最終的な年度末で計算すると、それによって収納率が下がったという傾向はなかったというふうにして全ての市町村から回答をいただきました。ですから、納めてくださる方は最終的には納めてくださるというふうにして理解しております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） これ、聞いてもわかりますか。今の、個人的に前納報奨金、年間のその税額からして報奨金だけの金額はどのくらいになっていますか。わかりますればお願いします。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

今年度の実績でいいますと、住民税に関しましては前納報奨金の額が72万7,710円、72万

7,000円ということです。あと、固定資産税につきましては462万8,000円。合わせまして535万6,000円というふうになっております。

住民税については、先ほども言いましたように、個人の普通徴収の方だけなんですけど、固定資産税については個人と法人がございまして、個人については213万です。あと、法人が249万8,000円。件数でいうと個人は3,290件、法人でいうと275件なものですから、ほとんど法人が大きいのと、あとは一応3万円の上限を決めさせていただいたのは、個人の奨励金の最高額者でも2万ちょっとの方なんです。それで、一応個人については影響のないようにということで3万円の上限を決めさせていただきました。法人についてはちょっと大きい企業になるのですが、3万円以上はもう報奨金は出さないというふうな考えで設定させていただきました。

よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今度、税金がコンビニでも納付できるようになりまして、そのコンビニさんの、何と申しますか、手数料というのはどのくらい払うことになるのか、その何%とかという決めがあると思いますが、その点はどのようになっているのでしょうか。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） すみません。

コンビニの手数料なんでございますが、月額基本料が4,500円と、あと1件につき57円でございます。あと、これに消費税がかかりますので61円56銭になってきます。一応来年度の予算については、ちょっと固定資産税が村外や何かになってくるので、それなりにコンビニ納付がふえてくるかなというふうに思うものですから、ちょっとある程度見ておかないといけないかなというふうに思っております。

○議長（小山克彦君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 了解いたしました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 今、コンビニに納められるというようなことなんですけど、これは村内だけじゃなくて全てのコンビニということで理解しますか。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

来年度の納付書の裏側にコンビニの名前は全部入るようにはなるのですが、ほとんどのコ

コンビニを網羅している状況でございまして、本当にこう地方にしかないようなところ以外は全部使える状態でございます。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） 今、手数料の話出たんですが、今まで農協が金融機関として収納していたんですが、農協にもこういう手数料を支払っているんですか、今。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 手数料はちょっと金融機関によって微妙に違うんですが、大体銀行さんが20円、JAさん、あとゆうちょ銀行さんが10円というふうになっております。これも消費税ということになってきます。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） これ、今、コンビニで月額4,500円の定額に57円の手数料を支払うと、地元の金融機関には20円ということで問題はないのですか。そういった話はしてあるんですか。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

手数料がコンビニはちょっと特段高いというものは説明してありますし、一応今年度は軽自で大体の、どのぐらいコンビニ納付というのがあるかというのをちょっと確認したかったというのもあります。それで、新年度から本格的にコンビニ納付を進めたいという、ただ、どうしてももう時代的に、コンビニで納められないんですかという問い合わせもいただいていますし、やっぱりコンビニ納付というのはやっていかなければいけない現状ではあるかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） いや、そのコンビニはわかるんですが、余りにも手数料の差があり過ぎじゃないんですかと。この話聞いたら地元の金融機関は黙っていないんじゃないかと思うんですが、その辺については安心していただけるんですか、どうなんですか。お話をしてあるんですか、金融機関に。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 地元の金融機関に説明したかとおっしゃられると、特に説明はしてはいないんですが、ただ、影響については近隣の市町村がコンビニ、去年、おととしと始めていますので、逆に言うと天栄村が一番最後にコンビニが始まったという形になってきま

すので、その辺は地元の金融機関さんも、天栄も始まったかという感じでご理解はいただけるかなというふうに承知しております。

○議長（小山克彦君） 5番、揚妻一男君。

○5番（揚妻一男君） これは、ちょっとこの話聞いたら地元の金融機関、これは村長のほうにもよく聞いてほしいんですが、ちょっと反発が出るんじゃないかなと思うんです。こんなふうな手数料が高いと。特に指定金融機関である農協については職員を1人派遣しているわけですから。給料を向こうで、農協で出して、農協で派遣しているわけですから。その中で、今指定金融機関に、はっきり言ってJAすかがわ岩瀬天栄支店における資金、どのくらいあるか私はまだ承知はしていませんが、この職員を派遣するということにおいては、やはりお金を農協のほうに余分な公金を預けるというような話で職員を1人派遣しているわけなんです。そういった中で、手数料も違うということ、金額も恐らく村の会計管理者もおおと思うんですが、本来なれば相当なる余裕金は指定金融機関である農協に行くのが筋だと思うんですが、その金額もどのくらい行っているか、今の問題とちょっとかけ離れるんですが、聞かないほうがいいですか。やめておきますか。そういうこともありますから、私も役場に来て初めて大体の金額がわかってきたので、これはちょっと問題があるなというような考えでございます。ですから、この手数料の問題は、ちょっと地元の金融機関としてはこの話を聞いたら、問題があるんじゃないかなと思っております。

それと同時に、ほとんど口座振替で各納税組合も口座振替になっているんですよね。その中で、1件20円でやるというのは、実際に農協では恐らく動かないと思います。機械の振替の電算センターに払う手数料を考えると。ですから、そういったことも勘案して、そういうコンビニのことも考えておるのかなということなんです。掘り起こしてきちんとやらないと、やはり問題が出てくると。いとも簡単に、住民のサービスというのはこれは大事ですけども、そういった心配が中にあるということです。

もう一つは先ほど話した納税組合の問題です。これはまだ来年に検討しますというようなことで、片方だけ早急に、もうここで来年度から全納の奨励金はなくしますと。それよりも、まず納税組合が昔のあり方と全然違いますよね。96件と言いましたか、99件と言いましたか。

[「99」の声あり]

○5番（揚妻一男君） 99件ですね。そのうちの96件くらいが恐らく口座振替になっていると思うんです。3件くらいだと思うんです、金を組合長が集めて納付するという。そういった状況にありながら、まずはもう昔の納税組合のやり方が変わってきているのにもかかわらず、そっちはそのままにして、来年のときに検討するということであるんですが、前納奨励金だけを一挙になくすというような話でございました。だけれども、上限3万でくれると。奨励

金を出すということであって、一般の個人にはほとんど影響はないということでありますからこれはいいんですが、やはり改善しなければならぬところは、そっちのほうも含めていろいろとやらなければいけないんじゃないのかなというふうに思っております。

ですから、安易にコンビニを、何と申しますか、納める窓口としてやるのもいいんですが、私はやはり金融機関、どう出るかわかりませんが、いずれ問題になってくるんじゃないかと思っておりますので、担当課長は村長と相談してやはり早急に手を打たないと恐らく問題が出てくるんじゃないかと思っております。問題がなければいいんですが、そういったことも勘案して、物事を決めるときはやはりもう少し掘り下げて決めていただきたいなというふうに思っておりますので、参考までに話させていただきます。

以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中でありますので、昼食のため午後2時まで休みます。

(午前11時41分)

---

○議長（小山克彦君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 2時00分)

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第2、議案第4号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。



提案理由の説明を求めます。

税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） 議案第4号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項（1）中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

附則。

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

改正の内容についてご説明を申し上げます。

別紙資料12ページの議案第4号説明資料になります。

この改正は、平成27年10月5日に施行されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の附則第1条第4号の規定、個人番号の利用に関する規定が、来年1月1日から施行されることに合わせた条例の改正となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） このマイナンバーですか、マイナンバーについては、我々のところに全部送られているわけなんですけど、このナンバーは、いわゆる住民のものは、役場は今既に把握をしているということなんでしょうか。それとも、これから何か手続をしてナンバーを申告してもらおうとか、そういう手続が要るんでしょうか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

住民の方の個人番号につきましては、役所のほうで全て把握をしております。ですので、

ご利用に当たって、送られてきた通知カードをご提示いただくという作業は出てきますが、その番号を、自分の番号は何番だということのお知らせをしていただくというような必要はございません。

○6番（渡部 勉君） わかりました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） このマイナンバーについてですけれども、お年寄りの方は、特にこのマイナンバー制度について、まだ全然理解していない人がいるので、そのマイナンバーを通知が来た時点で、これをどのように対応していいかもわからない人もいるみたいなんですよね。その辺の、だから実際にマスコミショーなんかで見ますと、あれを別に登録しなくてもよろしいというようなことを言っている人もいますよね、別にマイナンバーをつくらなくても。強制ではないから。その辺が、どのように村のほうは、そのまま自分でやる人はやる、やらない人はやらなくてもいいと。そういうすると、結局マイナンバー制度というのは、カードを持っている方と持っていない方と、どのように対応になるのだから、その辺も詳しく説明しないと私はわからないと思います。

あと、紛失した場合のいろいろなデメリットですか、悪用されるとか、そういうようなこともよくわからない住民の方々、特にお年寄りの方々は、「これどういうことなんですか」と私に何人か聞かれましたんですけど、私そのものもはっきりした説明ができないので、どのように説明すればよろしいのかお伺いします。

○議長（小山克彦君） 税務課長、森廣志君。

〔税務課長 森 廣志君登壇〕

○税務課長（森 廣志君） お答えいたします。

今回の議案は、国民健康保険税の減免の申告書に、マイナンバーにあわせて、個人番号を入れる欄を様式に入れるという改正になります。あと、今、議員の質問に関しましては、税のほうでは回答はちょっとできないんですけど、あくまでも条例改正については、個人番号が来年1月1日から使用されるということに伴いまして、条例を改正していくということになります。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 説明はわかっているんです。わかっていますけれども、マイナンバーをそのまま登録して、申請の仕方もよくわからないという方もいますから、その辺はどのようにするんですかと。今の説明はわかっているんです。そのマイナンバー制度について、対応の仕方が理解していない人もいますからと。マイナンバーで使うということは、その事前のことがわからなくちゃどうしようもないでしょう。その辺をお聞きしているんです。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田議員に申し上げます。

そのことについては、今の議案とは直接関係ないのではありませんが、今、このマイナンバー、来年から運用開始ということで、特に執行のほうより説明させますので、暫時休議いたします。

（午後 2時07分）

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時07分）

---

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

個人番号を通知するためのいわゆる通知カード、紙のカードなんですが、それは先週までに全ての世帯に郵便で配達が終わっているところでございます。それで、その中に今度は個人番号カードといいまして、プラスチック製の顔写真つき、それからICチップが内蔵されたカードを希望する方は、同封されている申請書で申請をしてくださいというような手続になっております。

それで、申請しなくてもいいとかというお話があるのは、個人番号カード、プラスチックの顔写真つきのカードは、必ず持っていただくというものではございませんので、必要に応じて希望される方が申請をして交付を受けるというようなことになっております。

これからの手続に個人番号が使われるということになりますが、基本的には全世帯に送られましたその通知カードをなくさないように保存をしていただいて、役所に来る際に、その通知カードを持ってきていただければ、手続上は済むというようなことになっております。

繰り返しになりますが、プラスチックの顔写真つきICチップがついた個人番号カードは、希望する方のみ申請をして受領していただくということになります。全員に送られている通知カードは、今後の手続に必要となりますので、これは紛失しないように、大事に保管をお願いしたいということで、広報におきまして、その点はお知らせをしているところでございます。

それから、万が一紛失した場合ですが、それはコールセンターというところがございますので、そこにまずは電話をしていただいて、その後役所のほうに来ていただいて、紛失の経過ですとか、それから警察署への紛失届、それらの手続をしていただいた上で、悪用されるおそれがあると認められた場合につきましては、マイナンバー、番号を新たなものに変換いたしますまして、また再度通知カードにより通知をするということになります。

紛失した際のデメリットでございますが、基本的に現在送られている通知カードには、写真等が入っておりませんので、その通知カードだけでは手続ができません。マイナンバーを使う手続では、その通知カードのほかに身分確認書、身元確認書類による本人確認手続も行いますので、マイナンバーだけで、例えば成り済ましとか、そういう悪用されるというようなケースは今のところは想定をされていないというところでございます。

とはいいまして、紛失しますと、いろいろとケースによっては悪用されるということも、万が一あるかもしれませんので、送られてきました通知カードにつきましては、なくさないように大事に保管をお願いしたいと。これらにつきましては、今後も広報紙等で周知・啓発をしてみたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 7番、熊田喜八君。

○7番（熊田喜八君） 説明はわかりました。ということは、マイナンバーは、自分が自信がなければ、つくらなくとも村のほうは支障はないということによろしいんですね。必ずマイナンバーが来たからということ申請して、マイナンバーをつくる必要もないと。それでも村のほうは何の支障もないからということで、それによろしいんですね、はい、わかりました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第3、議案第5号 天栄村防災会議条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 議案第5号 天栄村防災会議条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村防災会議条例（昭和37年天栄村条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成27年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村防災会議条例の一部を改正する条例。

天栄村防災会議条例（昭和37年天栄村条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第5号中「教育長」の下に「及び教育委員会の部内の職員のうちから村長が指名する者」を加え、同項第6号中「消防団長」の下に「及び須賀川地方広域消防組合の職員のうちから村長が任命する者」を加え、同条第6項中「第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号」を削り、「それぞれ2人、3人、2人、10人、6人及び4人」を「35人以内」に改める。

附則。

この条例は、交付の日から施行する。

お手元にお配りしております新旧対照表でご説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

第3条の中の第5項の第5号で、「教育長」これが新しいところで、「及び教育委員会の部内の職員のうちから村長が指名する者」、それから第6項でその消防団長の下に、「及び須賀川地方広域消防組合の職員のうちから村長が任命する者」。

それから、第6項で「それぞれ2人、3人、2人、10人、6人及び4人とする」、これを「35人以内とする」というふうに改めるものでございます。

では、提案の理由についてご説明を申し上げます。

天栄村地域防災計画につきましては、平成13年度から策定して10年以上が経過したため、新たな地域防災計画の策定が必要であるというふうなことで、今年度におきまして、策定作業を進めているところでございます。

この計画策定に当たりましては、災害時におきます住民の避難誘導はもとより、災害が発生した場合における被害の最小化や、迅速な回復を図ることが目的とされております。計画策定は、年度末完成を目指して現在作業が進んでおりますが、これらの内容につきましては、天栄村防災会議に諮り、さまざまなご意見を計画に反映することとなっております。

この防災会議につきましては、これから人選作業に入っていくわけですが、この条例と、それからこの委員との整合性を図るため、今回条例の一部改正を行うものでございます。

まず、教育長の下に教育委員会の部内の職員を置くということは、現在の規定でいきますと、第3条第5項第4号で村長部局の各課の課長と、これが構成員となることとされておりますが、教育長部局の課長については、これらの構成員となる定めがないため、今回新たに第5号の中で教育長部局の課長とも構成員として改正をするものでございます。

次に、消防団長の下に須賀川地方広域消防組合の職員を置くというふうなことにしたのは、現在の規定におきましては、須賀川地方広域消防組合の職員、これは第7号で規定しております指定公共機関または特定地方公共団体の職員との位置づけとして、防災会議のメンバーとして参加していただいておりますが、この須賀川地方広域消防組合の職員は、この指定公共機関あるいは特定地方公共機関の定義にはなじまないため、新たに第6号の中で消防団長の下に移行するものでございます。

最後に、委員の数を35名としましたのは、第3条第5項の第1号から第8号まで、それぞれ人員が定められて人選を進めてきましたが、それぞれの組織の改編等によって各号に定める人員と合わなくなるといった事態も想定されるため、構成員全体の数を35名以内というふうなことにするものでございます。

以上ご審議の上、議決を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第4、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） 議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、取得する財産及び数量、除雪ドーザ1台。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、923万4,000円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、68万4,000円。

4、契約の相手方、住所、福島県郡山市下亀田16番地3。氏名、コマツ福島株式会社郡山支店、支店長、金子宏志。

提案理由のご説明を申し上げます。

本庁管内で稼働しております除雪ドーザの1台が、リース車を使用していることから、新たに除雪車を購入して除雪を行うため、購入契約を締結するものでございます。

議案第6号説明資料をごらんいただきたいと思います。

14ページでございます。

購入仮契約書でございます。

品目及び数量、8トン級1台。購入金額、923万4,000円、うち取引にかかる消費税68万4,000円で、郡山市下亀田にありますコマツ福島株式会社郡山支店が競争入札において落札をいたしました。納入期限を平成28年3月31日として平成27年11月25日に仮契約を結んだものでございます。

次に、15ページ、16ページをお願いいたします。

入札経過及び開札結果の写しでございます。

取扱業者3者によりまして競争入札を行いました。その中で、コマツ福島株式会社郡山支

店が税抜き855万円で落札した旨の入札経過となっております。

次のページ、17ページをお願いいたします。

購入除雪車の仕様書でございます。

コマツ除雪ドーザWA100、8トン級という機種で、除雪作業を適正に行うことができるよう仕様されたものでございます。

以上、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） この除雪車は、これは村内湯本ではなく下につくって言ったけれども、役場の付近を掃くやつなんでしょう、これは。違うわけかい。そして、金の流れというのは、これは補助かい。今まであれは農道舗装をやった積立金を崩してやったわけではないのだね、補助。それをちょっと。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

ご質問の内容でございますが、補助かということでございますが、これにつきましては、前にお話ししたとおり、電源立地地域対策交付金の基金を積んでおりまして、その基金を利用しての購入となります。

○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） じゃ、前、それは舗装をやっていたでしょう、その電源立地のやつ。その金でしょう、積んでいたやつ。さっきも言ったでしょう。それかって。その下取りというか何か、前のやつはどこにいったんですか。現在使っていたやつは終わりですか。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

第5回の臨時議会におきまして、1台を購入するというふうなことで提案させていただきました。認めいただきました。その際にご説明したとおり、最初の機械につきましては、老朽化が進んでいるというふうなことで、交換をするというようなことでございました。今回の場合は、広戸地区を掃いている除雪車がリース車を使っているということなものですから、今回残金が残るというようなことがあって、その残金については県、国庫に返さなくちゃならないというような返事をいたしましたので、そのものを返さないで、今回補助金も使うというようなこととする予定でございます。



○議長（小山克彦君） 8番、須藤政孝君。

○8番（須藤政孝君） そうすると、全くこの金は、これは重機とかを買うしかないんでしょう。また、舗装をやるとか、そういうところには、使うということにはできないわけにはなっちゃったのか。どうも舗装をやる場所は沢山あって、これは重機は毎日使っているやつでないからね。リースでも何でもいいわけだから。そういう金をやっぱり回してもらわないと、それだと県で、これに使いよという、別に特別な指定という、あれはないんでないのかなと俺は思うんだけど、その点はどうなっているんだい。また金がたまれば、また買うの。大して使わないよ、だって。その点。

○議長（小山克彦君） 地域整備課長、佐藤市郎君。

〔参事兼地域整備課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼地域整備課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今現在、基金としては、28年度までの設定で交付金を充てるというようなことで計画をしております。今、県のほうにも再度確認をいたしまして、天栄村以外にも農道関係で使っている箇所があるのではないかとということで話をしております。まだ、県のほうから返事が来ておりませんので、その辺を精査して今後考えていきたいと思っております。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第5、議案第7号 平成27年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、伊藤栄一君。

[参事兼総務課長 伊藤栄一君登壇]

○参事兼総務課長（伊藤栄一君） 30ページをお開き願います。

議案第7号 平成27年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成27年度天栄村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,828万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億8,587万5,000円とする。

平成27年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

事項別明細書でご説明申し上げます。

34ページをお開き願います。

まず、歳入です。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額5,600万円。これは、普通交付税は額の確定によるもので1,600万、それから特別交付税は収入見込みとして4,000万を計上するものでございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額39万1,000円。これは選挙人名簿のシステム改修の補助金でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額298万7,000円。これは子ども・子育て支援交付金の放課後児童クラブ分でございます。

6目教育費国庫補助金、補正額14万1,000円。これにつきましては、幼稚園就園費の奨励費の補助金でございます。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額10万9,000円の減。これは2節の人権啓発活動地方委託事業補助金の減でございます。

2目民生費県補助金、補正額264万8,000円。まず、2節の障害者福祉費補助金で10万円の増、それから3節の老人福祉費補助金で242万5,000円の増、それから4節の児童福祉費補助金で12万3,000円の増でございます。

4目農林水産業費県補助金、補正額2,095万4,000円。これにつきましては、2節の農業費補助金で、それぞれ増及び減がございますが、2節でトータル581万7,000円の増でございます。それから、3節の林業費補助金で1,513万7,000円の増でございます。

8目災害復旧費県補助金、補正額325万円。これは農林水産業施設の災害復旧費の補助金325万円でございます。

3項委託金、5目民生費委託金、補正額8,000円でございます。これは特別弔意金の事務

費の交付金でございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額231万7,000円。この中では、まず2節のがんばれ天栄応援の寄附金で131万7,000円。それから、3節のこども未来寄附金で100万円でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、補正額700万円の減。これは工業用地取得造成事業特別会計に対する繰入金を700万円減らすものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額500万円。これは財政調整基金からの繰り入れを行うものでございます。

21款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額170万円。物権等移転補償費で170万円でございます。

続きまして、38ページ、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、まずは時間外勤務手当、3節の職員手当でございますが、これは時間外勤務手当が不足することから今回計上するものでございます。

それから、8節報償費、9節旅費、11節需用費、12節役務費、13節委託料、18節備品購入費、これらにつきましては、いずれも減額でございますが、村制施行60周年記念式典、それから全国村長サミット、それらのそれぞれの額の確定による減でございます。

それから、19節の負担金、補助及び交付金の土地整備費負担金の180万4,000円でございますが、これは湯本休養地におきます土地整備にかかる負担金を計上するものでございます。

3目財政管理費、補正額120万円。これは報償費等の120万ですが、これは寄附者に対する報償費が不足するため計上するものでございます。

6目企画費、補正額200万円。これにつきましては、まず研修旅費で30万、それからイントラネットの光ケーブルの移設工事、これは先ほど雑入で計上した分がここで工事請負という形で支出をするものでございます。

7目支所及び出張諸費、補正額77万6,000円。需用費の中の光熱費等で、それぞれ増及び減でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費5,106万円。これは事務用備品でございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、補正額78万3,000円。これは選挙人名簿システム改修業務委託ということで、国庫補助金をいただいて委託を行うものでございます。

それから、2目天栄村長選挙費、補正額582万8,000円。これらにつきましては、いずれも村長選挙が執行とならなかったため、額の確定による、いずれも減とするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、補正額5,010万5,000円。まず、この中で

15節の工事費でございますが、天栄ホームの用地造成工事請負費が3,132万円、これは増床分に係る造成費でございます。

それから、繰出金の中では、特に大きいのは介護保険特別会計に対する繰出金、これは介護保険特別会計の中で、介護給付費が増加したため繰り出しをするものでございます。

3目老人福祉施設費、補正額15万円。これは電気料の不足分でございます。

5目障害対策費、補正額20万円。これは扶助費の中の助成事業で20万を計上するものでございます。

7目臨時福祉給付金給付事業費、補正額17万7,000円。これは精算による返納金でございます。

2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、補正額1万6,000円の減。これは13節委託料、それから19節それぞれ額の確定による減でございます。

4目保育所施設費、補正額77万2,000円。まず、需用費の中で消耗品、燃料費、材料費が不足するための増、それから19節で負担金が不足するための増でございます。

6目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、補正額4,000円。これは精算金の返納による計上でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額21万6,000円。これはリサイクルハウスの修繕でございますが、大里北部それから小川区の修繕でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額445万5,000円。まず、13節委託の中の農地台帳システムの委託で295万5,000円、それから19節で機構集積協力金等の交付金で150万円でございます。

2款農業総務費、補正額45万1,000円。これは時間外勤務手当が不足することによるものでございます。

3目農業振興費、補正額180万6,000円。これらについては3節、それから7節ですが、これは集落支援員分の減に伴うところの補正計上でございます。

それから、9節、11節、13節、それぞれ増及び減でございます。この中で、委託料でございますが、委託料の3番目の不動産鑑定評価業務委託料、これは季の里天栄の拡張計画に伴うところの不動産鑑定でございます。

それから18節、それから19節、いずれもそれぞれ不足による増あるいは減でございます。

5目農業施設費、補正額40万円。これは農業施設測量設計業務委託の40万円でございます。

それから、11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額6,000円。これは電話料の不足分でございます。

12目緊急雇用創出費、補正額4万4,000円。これは臨時職員の通勤手当の不足分でございます。

13目放射能対策費、補正額210万7,000円の減。それぞれ13節、19節、額の確定による減でございます。

2項林業費、1目林業総務費、補正額1,673万5,000円。この中で、13節委託の中で年度別計画作成業務、これは3地区の実施ということで328万8,000円。それから、同意取得業務委託については2地区で559万9,000円。それから、森林整備業務委託については20ヘクタールの整備委託というようなことで、これらはいずれも森林の多目的な機能を維持しながら放射能物質の低減、拡張防止を図るといった目的で委託を行うものでございます。

それから15節、それから18節、それから19節、いずれも不足あるいは額の確定による増及び減でございます。

2目林業振興費、補正額8万円。これは時間外勤務手当の不足による計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額568万8,000円。需用費、それから委託料、それから工事請負費、それぞれ不足による増でございます。

2目道路新設改良費、補正額25万9,000円。これは時間外勤務手当が不足するものによるものでございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額27万2,000円。これは須賀川地方広域消防組合に対する額の確定による不足でございます。

2目非常備消防費、補正額18万6,000円。これは防災会議の委員に対する報酬費でございます。

5目防災行政無線管理費、補正額54万5,000円。まず、11節の施設の修繕、これは子局の修繕でございます。それから、13委託で、これは免許更新に伴うところの委託でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額97万7,000円。13節委託、それから19節補助の中で、それぞれ不足する分を計上するものでございます。

それから、2項小学校費、1目学校管理費、補正額53万6,000円。それぞれ光熱水費、修繕費を計上するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額128万3,000円。11節及び14節で不足分を計上するものでございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額13万9,000円。これは原材料費の不足分を計上するものでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額13万2,000円、これは時間外勤務手当の不足分を計上するものでございます。

3目湯本公民館費、補正額10万8,000円の減。これはいずれも額の確定によるものです。

6目生涯学習センター費、補正額21万円。これは電気料の不足分でございます。

6項保健体育費、2目湯本保健体育費、補正額6万2,000円の減。これは、いずれも額の

確定というか、見込みによる減でございます。

3目学校給食センター費、補正額3万1,000円。これは委員報酬の不足分でございます。

4目天栄体育施設費、補正額15万円。電気料の不足分でございます。

それから、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額500万円。これは災害復旧工事の工事費でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額48万2,000円の減。

以上でございます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 41ページの3款ですか、民生費の中の天栄ホーム用地造成工事請負費あります。3,132万ですか、この天栄ホームの増床の話は以前から聞いておるんですが、たしか30部屋のホームを増設するというふうな話だったんですが、総額どのぐらいの金額になるのか。それからこの負担は、村が100%負担ということなのか、新築で今のを建てたときには、鏡石町、須賀川市の負担があったと思うんですが、今回の負担割合はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

増床にかかる総額ということでございますが、まず用地造成費に関しましては、今回計上させていただいた3,000万円ほどを予定しているところでございます。それから、用地の購入費でございますが、現在用地のご協力をお願いしているという段階でございまして、確定した数字は申し上げることはできませんが、おおむね1,000万円程度での予定でございます。これらにつきましては、100%村が負担をするという予定でございます。

それから、建物につきましては、現時点で大体3億五、六千万、備品も含めると、もうちょっと上がる予定でございますが、建物に関しましては大体その程度の予定でございまして、原則として岩瀬福祉会が、建物に関しては全額負担をするというようなことで現在計画は進んでおります。ただ、今後の運営等を考えますと、村の待機者も半分以上は入居されるということもございますので、ある程度工事費に関しましては、来年度、村でも助成を考えていかななくてはならないのではないかとというようなことで、現在、岩瀬福祉会のほうとは調整をしているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） ちょっと今のところ理解できなかったんですが、恐らくこういうこと

かなと。いわゆる村の待機者を多く入れるために、いわゆる3億ですか、3億五、六千万の建物の代金を割合を、村が多く負担するようなことを考えているという意味でよろしいでしょうか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

建物の助成に関しましては、今回の30床の増床については、鏡石、それから須賀川からの支援というのはございません。天栄村が独自に支援を今検討しているというところでございます。地元の方が、なるべく多く入居いただくというようなこともございまして、また、早期に施設を完成させる必要もあるということから、現在その助成について岩瀬福祉会と協議をしているということでございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） ちょっとわからないので確認します。

私、鏡石とか須賀川市とかでいう名前を使いましたが、いわゆるこの3億五、六千万のお金を岩瀬福祉会は出すんですけども、その中に村の助成を入れたいと、それは村の入所者を多く入れるために村で補助したいと、こういう意味でよろしいでしょうか。

○議長（小山克彦君） 住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

そういった観点もでございます。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 大体金額にしてどのぐらいのものを、大ざっぱでいいですから、どのぐらいのものが考えられていますか、金額は。

わからなければ、村長どうですか。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えします。

まだわかる範囲なんですけど、およそ建築費で3億5,000万というようなお話をさせていただきました。30床でなるべくそのうち村来の人たちに入っていたきたいというような思いがあるものですから、岩瀬福祉会として、国とか県の補助も入れて、あとまた足りない場合は村でそこに補助をして、できるだけ今調整をしているところでございますので、一昨年、長沼ホーム70床という話があったんですよね。それを岩瀬福祉会で進めてきた中で、須賀川市はそこから外れますよと。私だけ手を挙げました。天栄は出しますよと。天栄の村民をち

よっと多く引き受けてくれるのであれば、私は、じゃ、村として出しますよという話をしたんですが、鏡石さんも民間の施設等々ができてきて、うちのほうもそこには手を出せないというような話があったものですから、立ち消えになってしまったんですが、この天栄ホーム、何とかここを増床できないかと。なかなか民間で進出できないところ、これはやっぱり、ある程度行政が支援しなかったら成り立っていかない。特別養護老人ホーム、じゃ、これからつくれるのかといったら、どこももうできない状況なものですから、ある程度、村の人を一人でも多く受け入れる部分であれば、交渉をしながら進めてまいりたいという考えでございますので、ご理解をいただければなと思います。

○議長（小山克彦君） 6番、渡部勉君。

○6番（渡部 勉君） 村長の言わんとするところはよくわかります。私が聞いたかったのは、おおよそ村長の頭の中は、この3億五、六千万円のうち、大ざっぱに言って、このぐらいは出してもいいというふうな、大ざっぱな数字を持ち合わせていますか。それをお聞きします。

○議長（小山克彦君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 約3分の1ほどは私なりに考えて、財調のほうもそのために積み立てしてきたという部分もございますので、そういったところで交渉を進めてまいりたいと考えております。

○6番（渡部 勉君） わかりました。一人でも、完成しましたら天栄村の入所者を多く入れるようにしてください。

以上です。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。



よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま審議の途中であります、3時10分まで休憩いたします。

(午後 2時52分)

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時10分)

---

### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第6、議案第8号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

[住民福祉課長 揚妻浩之君登壇]

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第8号 平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,396万7,000円とする。

平成27年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

53ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明いたします。

事業勘定、歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、補正額1,600万円。

6款県支出金、2項県補助金、1目都道府県財政調整交付金、補正額400万円。

9款繰入金、2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、補正額3,000万円。これら歳入につきましては、いずれも療養給付費等の増加見込みに伴う増額補正でございます。

54ページをお願いいたします。

歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額3,700万円。一般被保険者療養給付費の不足見込み額を補正するものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、補正額300万円。退職被保険者等の療養給付費の不足見込み額の補正であります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額1,000万円。高額療養費の不足見

込み額の補正でございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第7、議案第9号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 議案第9号 平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ233万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,339万4,000円とする。

平成27年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

57ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、2款財産収入、2項財産運用収入、1目財産運用収入、補正額233万2,000円。こちらにつきましては、ハイテク大山工業団地の土地の貸付収入でございまして、先日、立地していただきました3社の部分が追加になった分でございます。

次のページをごらんください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額224万円。こちらにつきましては、需用費で施設の修繕ということで50万円。工事の請負費で、調整池のフェンスが倒れかかっているということがありまして、こちらのフェンスの補修工事で74万円。

次に、22款の補償、補填及び賠償金でございますが、こちらにつきましては、いわせ食品の倉庫建設に伴います地盤調査の結果、当初の予定していたくい長さよりも多くかかるということがございまして、こちらにつきましては、村のほうでも負担をしまして、そちらのくいの部分の補償としたいということで、800万円の予算を計上させていただいております。28節につきましては、一般会計の繰出金を700万円減額ということになります。

2款予備費、1項予備費、1目予算費、補正額9万2,000円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 今の58ページの補償費、賠償金の800万なんですけれども、これ、くいが、あれは前もダイユーエイトであったですよ。あの辺はみんな地盤が悪いんですか。売れば売るほど、また賠償金がかかっちゃうのではないですか、これは。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

売れば全て賠償がかかるのかというふうなことでございますが、今回のいわせ食品さんの倉庫建設に伴いましては、倉庫の耐荷重の問題がありまして、メーター当たり5トンという大きな負担がかかるということがありまして、今回のくい打ちの部分になっております。当初ですと、N値が出るまで約10メーターぐらい見ていたのでございますが、それがちょっと長くて15メーターから20メーターということもありまして、最大で20メーターのくいを打つというふうなことになりまして、そちらのほうの補償をしないと。それ以外にあと2社入っておりますが、こちらにつきましては補償はありませんので、全てにおいてこちらの補償が入ってくるのかということではありませんので、その建物またはその業種によっては入る場合もありますし、入らない場合もあるというような形で考えております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 今、重量が多いからという説明だったんですけども、食品関係でそんなに重いもの、何を重量が多いものを置くんですか、それは。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えをいたします。

今回、立地をしていただくようになりました、いわせ食品さんにつきましては、モランボンのたれとか、そういったものの製造を行っております。それを天栄の倉庫に一旦保管して、そこから配送するというふうなことになっておりまして、高さでいうと、6メートルぐらいのそういった荷台に積んでいくと。ですから、1パレットのやつを6段ぐらい積むので、大分重い部分がありまして、本社工場のほうをちょっと見せていただきましたが、大変な重量物があるなというふうな認識をしております。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） では、これから工業団地を売る場合には、その重量が余り重くなければ大丈夫だということですか。また重量の重い会社があれば、選択するのも必要なんじゃないか。またくい打ちが高くなる、大変だとか、また補償がかかるでしょう、これ。そういうふうに、いや、来てくれるのはありがたいんでしょうけれども、これは800万もやったら、何にもならないような気がするんですけども。

雇用は何人でしたか。

○議長（小山克彦君） 産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） お答えいたします。

まず1番目の企業誘致に関して、重量物の企業は避けたほうがいいのかというふうなことでございますが、えり好みができれば、なかなかそういうふうにさせていただきたいなと思っておりますが、やっぱりそうではなくて、来ていただいた企業さんが、健全にあそこに建物を建てて操業していただくというのが、我々の企業誘致の一番の基本ですので、多少の負担金補助があつたとしても、あそこの敷地が埋まらないことにはどうしようもないというふうに考えてはおります。

2番目の従業員ですが、現在のところ最大5人というふうなことで聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小山克彦君） 2番、服部晃君。

○2番（服部 晃君） 了解しました。

○議長（小山克彦君） ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第8、議案第10号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、揚妻浩之君。

〔住民福祉課長 揚妻浩之君登壇〕

○住民福祉課長（揚妻浩之君） 議案第10号 平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,155万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,888万6,000円とする。

平成27年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

62ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額1,030万円。介護給付費増に伴う増額補正であります。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額553万5,000円。給付費増に伴う増額であります。

2目地域支援事業交付金、介護予防事業、補正額5万5,000円の減。

4目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、補正額7万1,000円。

2目、4目、これは制度改正に伴う目の組み替えによる増及び減でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額1,722万円。給付費増に伴う補正であります。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正額968万7,000円。給付費増に伴う補正であります。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）、補正額2万7,000円の減。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額3万5,000円。制度改正に伴う組み替えによる増減であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額1,877万7,000円。給付費増に伴う補正であります。

2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、補正額2万7,000円の減。

次ページをお願いいたします。

6目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額3万5,000円。制度改正に伴う組み替えによる増及び減であります。

歳出、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額1,500万円。

5目施設介護サービス給付費、補正額4,000万円、9目居宅介護サービス計画給付費、補正額50万円、いずれも不足見込み額の補正であります。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額600万円。不足見込み額の補正であります。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2目介護予防一般高齢者施策事業費、補正額22万2,000円の減。

66ページをお願いいたします。

3項介護予防・日常生活支援サービス事業費、1目介護予防・日常生活支援サービス事業費、補正額1万円。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額4万4,000円。

次の4項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額22万2,000円。これらにつきましては、制度改正に伴う目の組み替えによる増額及び減額であります。

5項その他諸費、1目その他諸費、補正額1万円。審査支払手数料の増加であります。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額1万3,000円の減。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小山克彦君） 日程第9、議案第11号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、吉成邦市君。

〔参事兼産業振興課長 吉成邦市君登壇〕

○参事兼産業振興課長（吉成邦市君） 議案第11号 平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額1億1,475万7,000円のうちで歳出を補正する。

平成27年12月8日提出、天栄村長、添田勝幸。

70ページをごらんください。

歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額201万8,000円。こちらにつきましては公課費で、消費税の中間申告がございますので、そちらに対して中間申告の217万2,000円の補正を行うというふうなことで計上をしております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額201万8,000円の減。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎請願及び陳情審査報告

○議長（小山克彦君） 日程第10、請願及び陳情審査報告を議題といたします。

まず、請願についてであります。本定例会初日において総務常任委員会に付託となっておりました1件の事件について、総務常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、廣瀬和吉君。

〔総務常任委員会委員長 廣瀬和吉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（廣瀬和吉君） 平成27年12月10日、天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会総務常任委員長、廣瀬和吉。

請願審査の報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号4。付託年月日、平成27年12月8日。件名、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願。審査結果、不採択。委員会の意見。所得税法56条では個人事業主による配偶者と親族への対価の支払いを必要経費から排除しているため、これを必要経費として算入できるべく、この条文廃止の意見書提出を求める請願であるが、税法上では、代替措置としてこれら人的経費について定額での控除として認め、必要経費として算入できる白色専従者控



除の定めがあり、比較的取引額の小さな事業所の所得申告の方法として広く浸透していることは妥当であると考え。また、取引額が大きく、所得税負担が多額となる可能性のある事業主に対しては、青色申告の制度を設定し、専従者給与を始めとし、さまざまな経費についての算入が認められている。

青色申告のためには、正確な帳簿整理などが求められるものの、適切な事業計上必須であることから、全国的に広く普及している制度でもある。このため、現行法令については、合理的に運用が図られていると判断されるものであり、制度は適切であると考え。処置なし。

以上です。

○議長（小山克彦君） 報告が終わりましたので、これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

委員会の報告は、不採択でありましたが、この件について質疑はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） ただいまの不採択に対して反対します。

○議長（小山克彦君） 3番、大浦トキ子議員に申し上げます。

ただいまは質疑の時間でありませぬ。

討論の時間ではありません。

ほかに質疑ありませんか。

3番議員、質疑はないですか。

○3番（大浦トキ子君） 質疑はありませんけれども。

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、平成27年受理番号4、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出の請願について討論を行います。

討論はありませんか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 不採択に対して反対します。

その討論をしたいと思ひます。

所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願について、不採択に対しての反対の意見を述べさせていただきます。

白色専従者控除では、配偶者が年間86万円、家族が同50万円の控除を認めているが、低額であり、家族従業者の社会的、経済的自立を妨げ、後継者不足に拍車をかけています。

青色申告制度の定めがありますが、帳簿記載等複雑な事務を要し、事務手続も困難なこと

が多いことから、所得税法第56条を廃止し、簡便な白色申告であっても、事業経営に必要な家族内経費を全額認めることができるようにする必要があると考えるため、不採択案には反対するものです。

以上です。

○議長（小山克彦君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

発言ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 発言なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり不採択とすることに賛成とする議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小山克彦君） 賛成多数。

よって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続いて、陳情についてであります。本定例会初日において総務常任委員会に付託となっておりました1件の事件について、総務常任委員会委員長から審査の結果の報告を求めます。総務常任委員長、廣瀬和吉君。

〔総務常任委員会委員長 廣瀬和吉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（廣瀬和吉君） 平成27年12月10日、天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会総務常任委員長、廣瀬和吉。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号3。付託年月日、平成27年12月8日。件名、公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出を求める陳情書。審査結果、採択。委員会の意見。子供の貧困の拡大や特別な支援が必要な子供たちの大幅な増加など、社会的要因が拡大していることを踏まえ、小中学校でのしっかりとした指導体制を整える必要があることから、定数改善の中長期的計画を定め、教員数の戦略的な充実・確保を図り、教員配置の充実を求めるべきであるとするため。措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

○議長（小山克彦君） 報告が終わりましたので、これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

委員会の報告は採択でありましたが、この件について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、平成27年受理番号3、公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出を求める陳情書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中継続審査申出

○議長（小山克彦君） 日程第11、閉会中継続審査申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの申し出を求めます。

2番、議会運営委員会委員長、服部晃君。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃君登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃君） 平成27年12月10日、天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項並びに委員会運営に必要な調査研究のため。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、総務常任委員会委員長からの申し出を求めます。

総務常任委員会委員長、廣瀬和吉君。

〔総務常任委員会委員長 廣瀬和吉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（廣瀬和吉君） 平成27年12月10日、天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、廣瀬和吉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）総務常任委員会所管業務に係る調査研究並びに広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長からの申し出を求めます。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成27年12月10日、天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究並びに広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申し出を求めます。

議会広報常任委員会委員長、渡部勉君。

〔議会広報常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（渡部 勉君） 平成27年12月10日、天栄村議会議長、小山克彦殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8号並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 （1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

### ◎日程の追加

○議長（小山克彦君） お諮りをいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで、追加議案が1件ございますので、この際、日程に追加し議題といたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 3時48分)

---

○議長（小山克彦君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時49分)

---

**◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（小山克彦君） 日程第12、発議案第1号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、廣瀬和吉君。

[4番 廣瀬和吉君登壇]

○4番（廣瀬和吉君） 発議案第1号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年12月10日。

提出者 天栄村議会議員 廣瀬和吉

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 須藤政孝

天栄村議会議長、小山克彦殿。

提出理由を申し上げます。

子供の貧困の拡大や特別な支援が必要な子供たちの大幅な増加など、社会的要因が拡大していることを踏まえ、小中学校でのしっかりとした指導体制を整える必要があることから、定数改善の中長期的計画を定め、教員数の戦略的な充実・確保を図り、教員配置の充実を求めるべきであると考えため。

意見書送付先

内閣総理大臣

文部科学大臣

財 務 大 臣

なお、意見書は別紙のとおりです。

○議長（小山克彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（小山克彦君） お諮りいたします。

今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山克彦君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって平成27年12月天栄村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時52分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年2月16日

議 長 小 山 克 彦

署 名 議 員 揚 妻 一 男

署 名 議 員 渡 部 勉



参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	天栄村行政組織機構再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	12月9日	原案可決
2号	天栄村個人番号の利用に関する条例の制定について	12月9日	原案可決
3号	天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について	12月10日	原案可決
4号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	12月10日	原案可決
5号	天栄村防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	12月10日	原案可決
6号	財産の取得に関し議決を求めることについて	12月10日	原案可決
7号	平成27年度天栄村一般会計補正予算について	12月10日	原案可決
8号	平成27年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	12月10日	原案可決
9号	平成27年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	12月10日	原案可決
10号	平成27年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	12月10日	原案可決
11号	平成27年度天栄村風力発電事業特別会計補正予算について	12月10日	原案可決

議員提出議案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出について	12月10日	原案可決

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
H27 4	平成27年 11月30日	所得税法第56条 の廃止を求める意 見書提出の請願	須賀川市西川字池 の上54-13 須賀川民主商工会 会長 円谷 寅三郎	天栄村議会議員 大浦トキ子	総 務 常任委員会

請 願 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
H27 4	平成27年 12月10日	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願	不 採 択

陳 請 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
H27 3	平成27年 11月24日	公立小中学校の教職員数 の充実・確保を求める意見 書の提出を求める陳情書	須賀川市南町336 福島県教職員組合 岩瀬支部長 伊藤 弥	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
H27 3	平成27年 12月8日	公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書 の提出を求める陳情書	採 択